

積立利率更改型一時払終身保険(23)
(米国ドル建・豪ドル建)

(無配当)

ご契約のしおり・約款



ジブラルタ生命コールセンター

一般のお客さま ^{ミナ}**0120-37-2269** ^{ジブ ロック} **通話料無料**

募集代理店を通じて
ご加入されたお客さま ^{ナンバー}**0120-78-2269** ^{ジブ ロック} **通話料無料**

受付時間 平日9:00～18:00 土曜9:00～17:00(日・祝・年末年始を除く)

※ご契約に適用される諸利率は、金利情勢等に応じて変動することがあります。当社ホームページのお知らせ「ご契約に関する諸利率等について」に代表例を記載していますのでご覧ください。



ご契約のしおり・約款について

はじめに

◆「ご契約のしおり・約款」は、ご契約に関する大切なことから記載したものです。ぜひともご一読ください。なお、「ご契約のしおり・約款」に掲載のお取扱は、実際にお取扱を行う時点での当社所定の範囲内となります。また、お申込の経路によっては、ご加入できるプラン、特約等のお取扱に制限があることがあります。詳細につきましては、当社までお問い合わせください。

ご契約のしおり

約款の中で特に大切な事項（保障内容、諸手続等）、生命保険の税法上の取扱等をわかりやすくご説明しています。

約款

ご契約についてのとりきめを、詳しくご説明しています。ご契約のしおりとあわせてお読みください。
この冊子ではつぎの順番で記載しています。

普通保険約款 （主契約）	この保険のベースとなる部分です。生命保険会社と保険契約者との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの権利義務を規定しています。
特約条項（特約）	保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。
別表	普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。 「別表1」から順に記載しています。

◆ページ番号のふりかたについて

「ご契約のしおり」と「約款」の2部構成で、ページ番号はそれぞれ1ページ目から順にふっています。

- ・ご契約のしおりのページ番号の記載 ⇒ 「ご契約のしおりーXX」
- ・普通保険約款以降のページ番号の記載 ⇒ 「約款ーXX」

「ご契約のしおり」の読み方

◆知りたい情報を探すときは…

「ご契約のしおり」はお読みいただきたい項目、知りたい情報等を簡単にお探しいただけるよう、「もくじ」に加えて「チェック表」「目的別もくじ」をご用意しています。

「チェック表」はお申込の保険種類をチェックいただく場合等、「目的別もくじ」は『保険（主契約）の特徴としくみを知りたい』、『保険金を請求したい』等、ポイントを絞って本書をお読みいただく場合に便利です。

お申込の保険種類をチェックいただく場合等

➡ チェック表 4ページ

主契約・特約名称		主契約	特約
主契約	■ がん保険（がん保険）	P16-P17	P2-P17
外貨建 保険	■ 保険料内入金特約	P50	P55
	■ 内支払特約	P51	P56
	■ 積立金定期引出特約（23）	P52	P58
その他	■ がん保険（がん保険）	P32	P31
	■ 介護年金移行特約	P36	P37
	■ 遺族年金特約	P46	P47
	■ 指定代理請求特約	P25	P52

4～ご契約のしおり

目的別もくじ		目的別もくじ	
こんなときは…	このページをご覧ください	こんなときは…	このページをご覧ください
保険用語の 意味がわからない	→ P12	指定代理請求制度 について知りたい	→ P25
保険（主契約）の 特徴としくみを知りたい	→ P16-P17	基本保険金額を 減額したい	→ P69
年齢変動の影響に ついて知りたい	→ P18	保険を解約したい	→ P70
いつから保険されるの	→ P61	保険金等の請求手続につ いて	→ P87
申込を撤回したい 契約を解除したい	→ P58		
円で保険料を払いたい	→ P50		
積立利率について知りた い	→ P19		
保険金を請求したい	→ P23		
保険金をお支払できない 場合	→ P62		
円で保険金等を 受け取りたい	→ P51		

2～ご契約のしおり

6～ご契約のしおり

目的から掲載ページを探す

➡ 目的別もくじ 5.6ページ

ページ順に掲載ページを探す

➡ もくじ 7.8ページ

目次	
しおり	4
チェック表	4
目的別もくじ	5
ご確認いただきたい重要なことがら	9
主な保険用語のご説明	12
特徴としくみについて	16
特約について	32
ご契約について大切なことがら	56
ご契約後について	68
保険会社からのお願い	85
保険金等の請求方法について	87
その他諸制度について	92
約款	92

約款・特約条項の読み方

◆各約款・特約条項の最初のページには、大分類および各条の目次を掲載しています。

(例)

〇〇保険普通保険約款 目次	
この保険の趣旨	
1 責任開始期	
第1条	責任開始期
2 保険金の支払	
第2条	保険金の支払
第3条	
...	

◆約款・特約条項では、基本的に「条」・「項」・「号」・「補則」・「用語の意義」を用いて規定しています（条文によっては「項」・「号」・「補則」・「用語の意義」がない場合もあります）。

(例)

第1条	第1条(責任開始期)
第1項	1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負い、その時を責任開始期とします。
第(1)号	(1) 第1回保険料または第1回保険料相当額(*1)を受け取った時(補1)
第(2)号	(2) 被保険者に関する告知が行われた時
第2項	2 第1項の規定により、会社の責任が開始される日を契約日とします。
補則	第1条の補則 補1 第1回保険料または第1回保険料相当額（この補則において「第1回保険料等」といいます。）をつぎの[1]または[2]のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり第1回保険料等を受け取ったものとして、第1項の規定を適用します。
用語の意義	第1条の用語の意義 *1 第1回保険料相当額 会社が保険契約の申込を承諾する前に受け取った金額で、会社が保険契約の申込を承諾した場合に第1回保険料に充当する金額をいいます。本条において同じとします。

本箇所が「前項」の場合は、「第1項」を指しています。



チェック表

お申込の主契約・特約を☒チェックして、それぞれの内容をご確認ください。

		主契約/特約名称	ご契約のしおり	約款
主契約		☐ 積立利率更改型一時払終身保険(23)(米国ドル建・豪ドル建)	P16・P17	P2・P17
特約	外貨建 保険用	☐ 保険料円入金特約	P50	P55
		☐ 円支払特約	P51	P56
		☐ 積立金定期引出特約(23)	P52	P58
	その他	☐ 年金支払移行特約(積立利率更改型一時払終身保険用)※	P32	P31
		☐ 介護年金移行特約	P36	P37
		☐ 遺族年金特約	P46	P47
		☐ 指定代理請求特約	P25	P52

※中途付加のみお取扱します。



目的別もくじ

こんなときは、以下のページをご覧ください。

こんなときは・・・	しおりの 記載ページ	このページをご覧ください
保険用語の 意味がわからない →	P12	主な保険用語のご説明
保険(主契約)の 特徴としくみを知りたい →	P16・P17	積立利率更改型一時払終身 保険(23)の特徴としくみ
為替変動の影響に ついて知りたい →	P18	為替変動の影響について
いつから保障されるの →	P61	保障はつぎの時から開始さ れます
申込を撤回したい 契約を解除したい →	P58	お申込の撤回または解除 (クーリング・オフ制度)について
円で保険料を払いたい →	P50	保険料円入金特約
積立利率について知りた い →	P19	積立利率について
保険金を請求したい →	P23	保険金のお支払等について
保険金をお支払できない 場合 →	P62	つぎの場合には死亡保険金・災害 死亡保険金をお支払できません
円で保険金等を 受け取りたい →	P51	円支払特約

こんなときは・・・		しおりの 記載ページ	このページをご覧ください
指定代理請求制度 について知りたい	➡	P25	指定代理請求制度について
基本保険金額を 減額したい	➡	P69	基本保険金額の減額について
保険を解約したい	➡	P70	ご契約の解約と解約返戻金 について
保険金等の請求手続につ いて	➡	P87	保険金等の請求方法につい て



チェック表	4
目的別もくじ	5



ご確認いただきたい重要なことから	9
------------------	---



主な保険用語のご説明	12
------------	----



特徴としくみについて

●積立利率更改型一時払終身保険（23）基本タイプの特徴としくみ	16
●積立利率更改型一時払終身保険（23）積立金定期引出タイプの特徴としくみ	17
●為替変動の影響について	18
●積立利率について	19
●保険金のお支払等について	23
●指定代理請求制度について	25
●「死亡保険金即日支払サービス」について	28



特約について

●年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）	32
●介護年金移行特約	36
●遺族年金特約	46
●保険料円入金特約、円支払特約、積立金定期引出特約（23）にて適用する為替レートについて	48
●保険料円入金特約	50
●円支払特約	51
●積立金定期引出特約（23）	52



ご契約について大切なことから

●申込書のご記入について	56
●保険契約締結の「媒介」と「代理」について	57
●生命保険募集人について	57
●当社の組織形態（株式会社）について	57
●お申込の撤回または解除（クーリング・オフ制度）について	58
●現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について	60
●告知について	61
●保険証券をお確かめください	61
●保障はつぎの時から開始されます	61
●つぎの場合には死亡保険金・災害死亡保険金をお支払できません	62
●「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例	65



ご契約後について

●保険料のお払込方法について	68
●基本保険金額の減額について	69
●契約者貸付について	69
●ご契約の解約と解約返戻金について	70
●被保険者による保険契約者への解約の請求について	81
●債権者等により保険契約が解約される場合のお取扱について	82
●生命保険と税金について	83



保険会社からのお願い



保険金等の請求方法について



その他諸制度について

●個人情報の取扱について	92
●取引時の確認について	93
●保険契約等に関する情報の共同利用について	94
●生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について	98
●「生命保険契約者保護機構」について	100



●積立利率更改型一時払終身保険（23）（米国ドル建）普通保険約款	2
●積立利率更改型一時払終身保険（23）（豪ドル建）普通保険約款	17
●年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）条項	31
●介護年金移行特約条項	37
●遺族年金特約条項	47
●指定代理請求特約条項	52
●保険料円入金特約条項	55
●円支払特約条項	56
●積立金定期引出特約（23）条項	58
●保険証券等の電子化に関する特約条項	62
●別表 2、4、10	63

ご確認いただきたい重要なことから

この保険の通貨について

積立利率更改型一時払終身保険（23）には、米国ドル建、豪ドル建があります。

積立利率更改型一時払終身保険（23）の通貨は、つぎのとおりです。

- ・米国ドル建 アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます）
- ・豪ドル建 オーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます）

保険契約者には、保険契約締結の際、各通貨（米国ドル、豪ドル）により基本保険金額をご指定いただきます。

この冊子中、各通貨建（米国ドル建、豪ドル建）契約における通貨を「運用通貨」、運用通貨でのご契約を「運用通貨建」といいます。

また、円以外の通貨（米国ドル、豪ドル）を「外貨」、円以外の通貨建のご契約を「外貨建」といいます。

この保険にかかる金銭の授受について

- ・この保険にかかる金銭の授受は、運用通貨（米国ドル、豪ドル）で行います。円で金銭の授受を行う場合、つぎの特約が必要となります。

特約名	内 容
保険料円入金特約	保険料等のお払込を円にて行う特約
円支払特約	保険金・解約返戻金等のお支払を円にて行う特約

- ・外貨でのお支払の場合、外貨で受領できる口座が必要になります。なお、外貨でのお支払は円でのお支払に比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・保険金は一時支払のほか、特約を付加することによる年金支払もお取扱しています。

ご確認いただきたい重要なことから

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社からお願い

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

為替リスクについて

- ・ この保険は運用通貨が外貨の場合、外貨を円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等（外貨）を円に換算した場合の金額が、お払いいただいた一時払保険料相当額（円）を下まわることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- ・ この保険にかかる為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。

為替レートの種類	内 容
TTSレート (対顧客電信売相場)	お客さまが、円を外貨にかえる際の相場です。
TTMレート (対顧客電信仲値)	午前10時頃のインターバンク(銀行間)取引実勢レートを基準に決定されます。
TTBレート (対顧客電信買相場)	お客さまが、外貨を円にかえる際の相場です。

円・米国ドル間の為替リスクの例



自己責任について

- ・ この保険にかかる為替リスクは、ジブラルタ生命が負うものではなく、保険契約者および受取人に帰属します。

解約返戻金が一時払保険料より少ない金額になることがあります

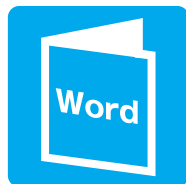
- ・ この保険には**契約日からその日を含めて10年間は解約控除があります**ので、途中で解約すると解約返戻金が一時払保険料より少ない金額になることがあります。
- ・ つぎの①～②以外の場合は、**市場価格調整が行われます**。

①積立利率計算基準日に解約・減額される場合

②積立利率適用期間が1年の期間に属する日に解約・減額される場合

- ・ 解約控除と市場価格調整について、詳しくは「ご契約のしおり」の「ご契約の解約と解約返戻金について」をご覧ください。

この保険は、金利情勢等により、通貨、型、被保険者の年齢、積立利率適用期間によっては販売停止となる場合があります。詳細につきましては、当社までお問い合わせください。



主な保険用語のご説明

この冊子をお読みいただくにあたってご覧ください

あ

いち じ ばらい ほ けんりょうそうとうがく
一時払保険料相当額

お申込時に払い込まれるお金のことで、ご契約が成立した場合には一時払保険料に充当されます。

か

かい やく へん れい きん
解約返戻金

ご契約が解約された場合等に、保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。

き じゅん り りつ
基準利率

積立利率の算出の基準となる利率をいいます。

き ほん ほ けん きん がく
基本保険金額

ご契約時の基本保険金額は一時払保険料と同額とします。

けい やく おう とう び
契約応当日

ご契約後に迎える毎年の契約日に対応する日のことです。

けい やく ねん れい
契約年齢

契約日における被保険者の年齢（満年齢）です。
(例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は、24歳となります。

けい やく び
契約日

当社の責任が開始される日をいい、契約年齢や積立利率計算基準日等の計算の基準日となります。

こく ち ぎ む
告知義務

保険契約者と被保険者は、ご契約のお申込をされるときに、現在のご職業等、当社がおたずねする重要な事柄について、ありのままに報告していただく義務があります。これを「告知義務」といいます。

こく ち ぎ む い はん
告知義務違反

当社がおたずねした重要な事柄について報告がなかったり、故意に事実を曲げて報告された場合、告知義務違反として、当社はご契約の効力を消滅させること（解除）ができます。

さ

さいがい し ぼう ほ けん きん
災害死亡保険金

被保険者が不慮の事故等にて死亡されたときにお支払する金額をいいます。

し じょう か かく ちょう せい
市場価格調整

市場金利による運用資産（債券等）の増減を解約返戻金に反映させるしくみのことです。

し ぼう ほ けん きん
死亡保険金

被保険者が死亡されたときにお支払する金額をいいます。

し ぼう ほ けん きん うけとり にん
死亡保険金受取人

死亡保険金および災害死亡保険金を受け取る人のことをいいます。

しゅ けい やく
主契約

約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といいます。

た

せきにんかいしび
責任開始日

当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期とい
い、その責任開始期の属する日を責任開始日（契約日）
とします。責任開始日は、一時払保険料相当額が当
社に着金した日です。

つみたてきん
積立金

将来の保険金をお支払するために一時払保険料を積み
立てた部分をいいます。

つみたてりりつ
積立利率

積立金に付利する利率のことをいいます。所定の指標
金利をもとに定められます。

つみたてりりつけいさんきじゅんび
積立利率計算基準日

契約日から積立利率適用期間ごとの年単位の契約応
当日をいいます。契約応当日のない月の場合は、その
月の末日とします。

つみたてりりつけきようきかん
積立利率適用期間

契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基
準日におけるそれぞれの積立利率を適用する期間のこ
とで、契約日および契約日後に到来する各積立利率計
算基準日から、つぎに到来する積立利率計算基準日の
前日までの期間をいいます。

とくやく
特約

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料
払込方法等、主契約と異なる特別なお約束をする目的
で主契約に付加するものです。

は

ひほけんしゃ
被保険者

生命保険の保障の対象となっている人のことをい
います。

ほけんけいやくしゃ
保険契約者

保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権
利（たとえば、ご契約内容の変更の請求権）と義務（た
とえば、保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。

ほけんしょうけん
保険証券

ご契約の基本保険金額や保険期間等、ご契約内容を具
体的に記載したものです。

ほけんねんど
保険年度

契約日からその日を含めて計算して、満1か年を第1
保険年度とします。以下順次、第2保険年度、第3
保険年度…となります。

ま

めんせきじゆう
免責事由

被保険者がお支払事由に該当した場合でも、被保険者
の自殺行為等のケースでは保険金等が支払われないこ
とがあります。この支払われない事由のことをい
います。

や

やっかん
約款

“ご契約についてのとりきめ” を記載したものです。

Memo



特徴としくみ について

ご契約のしおり

ご確認いただきたい重要なことから

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社からのお問い合わせ

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主 契 約

特 約

別 表

積立利率更改型一時払終身保険（23） 基本タイプ*¹の特徴としくみ

基本タイプ

* 1 積立利率更改型一時払終身保険（23）（米国ドル建、豪ドル建）

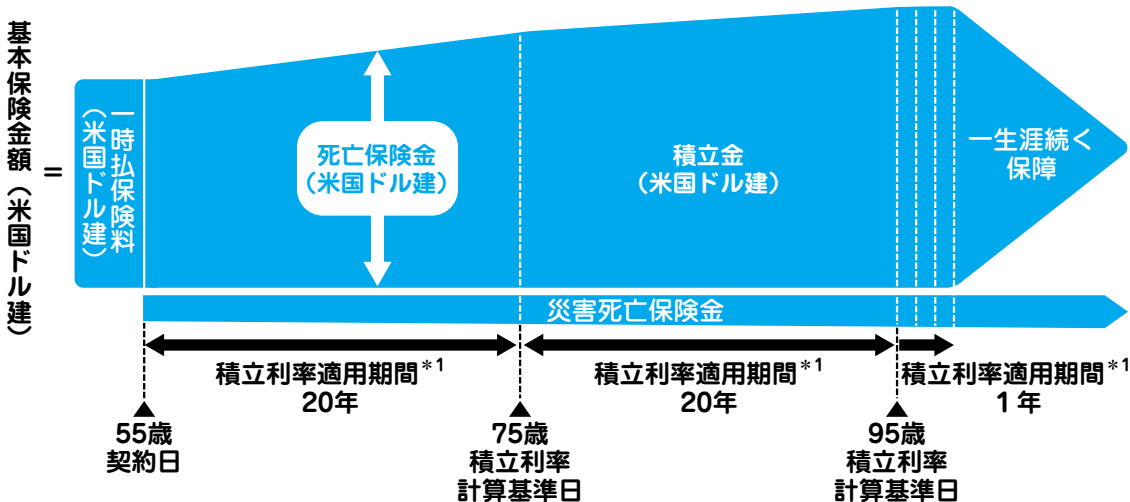
特 徴

- この保険は、米国ドル建、豪ドル建の一時払の終身保険です。
- 被保険者が死亡された場合は、死亡保険金として死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払します。
- 被保険者が不慮の事故または感染症により死亡された場合には、死亡保険金に加えて災害死亡保険金をお支払します。
- 一時払保険料は、積立金として投入され、積立利率に応じて増加します。
- 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日ごとに設定（更改）され、積立利率適用期間中は変更されることはありません。

※この保険は無配当保険です。

し く み

（例）米国ドル建（Ⅰ型）・契約年齢：55歳



* 1 積立利率適用期間は、運用通貨、型、被保険者の年齢等によって異なります。詳細は「積立利率適用期間・指標金利について」をご覧ください。
※このしくみ図は、将来の死亡保険金額、災害死亡保険金額等を保証するものではありません。

- 災害死亡保険金は、被保険者の死亡日における積立金の5%相当額となります。
- ご契約の積立利率は、契約日または積立利率計算基準日ごとに設定（更改）されます*²。
* 2 契約日または積立利率計算基準日に設定される積立利率は、毎月1日と16日に設定されたものが適用され、運用通貨と積立利率適用期間によって異なります。
- 契約日または積立利率計算基準日に設定された積立利率は、つぎに到来する積立利率計算基準日の前日まで適用され、この期間（積立利率適用期間）中に変更されることはありません。
- 米国ドル建は、積立利率適用期間が異なるⅠ型とⅡ型があります。詳細は、「積立利率について」「積立利率適用期間・指標金利について」をご覧ください。

積立利率更改型一時払終身保険（23） 積立金定期引出タイプ^{*1}の特徴としくみ

積立金定期引出タイプ

^{*1} 積立利率更改型一時払終身保険（23）（米国ドル建、豪ドル建）積立金定期引出特約（23）付

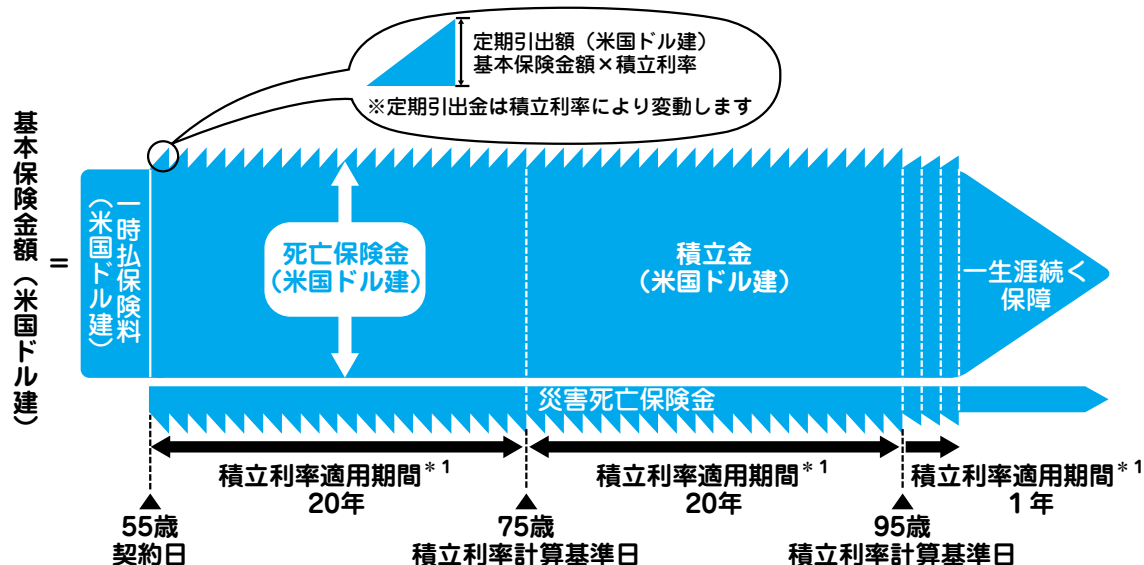
特 徴

- この保険は、米国ドル建、豪ドル建の一時払の終身保険です。
- ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金としてお支払します。
- 被保険者が死亡された場合は、死亡保険金として死亡日における積立金相当額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払します。
- 被保険者が不慮の事故または感染症により死亡された場合には、死亡保険金に加えて災害死亡保険金をお支払します。
- 一時払保険料は、積立金として投入され、積立利率に応じて増加します。
- 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日ごとに設定（更改）され、積立利率適用期間中は変更されることはありません。

※この保険は無配当保険です。

し く み

（例）米国ドル建（Ⅰ型）・契約年齢：55歳



^{*1} 積立利率適用期間は、運用通貨、型、被保険者の年齢等によって異なります。詳細は「積立利率適用期間・指標金利について」をご覧ください。

※このしくみ図は、将来の死亡保険金額、災害死亡保険金額、定期引出額等を保証するものではありません。

- 災害死亡保険金は、被保険者の死亡日における積立金の5%相当額となります。
- 定期引出金は円でお支払します。外貨でのお支払はできません。
- ご契約の積立利率は、契約日または積立利率計算基準日ごとに設定（更改）されます^{*2}。
 - ^{*2} 契約日または積立利率計算基準日に設定される積立利率は、毎月1日と16日に設定されたものが適用され、運用通貨と積立利率適用期間によって異なります。
- 契約日または積立利率計算基準日に設定された積立利率は、つぎに到来する積立利率計算基準日の前日まで適用され、この期間（積立利率適用期間）中に変更されることはありません。
- 積立利率は、基本タイプの積立利率から定期引出に要する率を差し引いた率となります。
- 米国ドル建は、積立利率適用期間が異なるⅠ型とⅡ型があります。詳細は、「積立利率について」「積立利率適用期間・指標金利について」をご覧ください。

ご確認
いただいた
重要なこと
がら

主な保
険用
語の
ご説
明

特徴と
しく
みにつ
いて

特約につ
いて

ご契約につ
いて
大切なこ
とがら

ご契約後
につ
いて

保険会
社か
らのお
願ひ

保険金
等の
請求
方法
につ
いて

その他
諸制
度につ
いて

約 款

主契
約

特
約

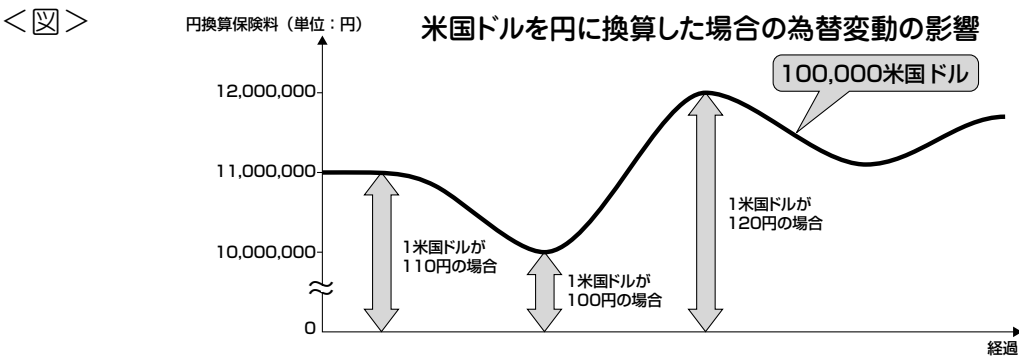
別
表

為替変動の影響について

円と外貨との当社所定の為替レートは日々変動しています。この保険は保険料、保険金および解約返戻金等を外貨でもお取扱しているため、外貨を円に換算した場合、下記のように為替変動の影響を受けます。

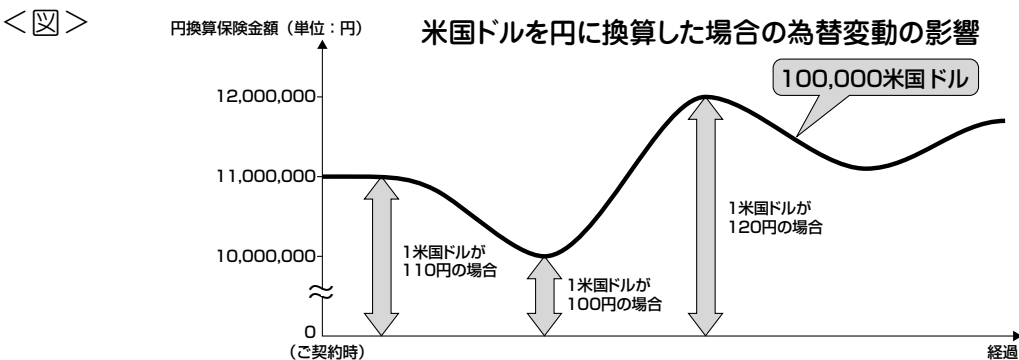
①保険料について【例-一時払保険料が100,000米国ドルの場合】

円換算保険料	円入金用の為替レートが110円の場合	11,000,000円
	円入金用の為替レートが100円の場合	10,000,000円
	円入金用の為替レートが120円の場合	12,000,000円



②保険金額について【例-保険金額が100,000米国ドルの場合】

円換算保険金額	円支払用の為替レートが110円の場合	11,000,000円
	円支払用の為替レートが100円の場合	10,000,000円
	円支払用の為替レートが120円の場合	12,000,000円



積立利率について

■ ご契約の積立利率は、契約日または積立利率計算基準日ごとに設定（更改）されます*1。

*1 契約日または積立利率計算基準日に設定される積立利率は、毎月1日と16日に設定されたものが適用され、運用通貨と積立利率適用期間によって異なります。詳しくは、「積立利率適用期間・指標金利について」をご覧ください。

■ 契約日または積立利率計算基準日に設定された積立利率は、つぎに到来する積立利率計算基準日の前日まで適用され、この期間（積立利率適用期間）中に変更されることはありません。

■ 積立利率は、年0.01%が最低保証されます。

■ 積立金定期引出特約（23）が付加されている場合（積立金定期引出タイプ）の積立利率は、定期引出に要する率を差し引いた率となります。したがって、この特約を付加したときの積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります。

ご確認
いただきたい
重要なこと
がら

主な
保険
用語
の
説明

特
徴
と
し
く
み
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

積立利率適用期間・指標金利について

運用通貨	型	契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢	積立利率適用期間	指標金利* ¹
米国ドル	Ⅰ型	80歳未満	20年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建20年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A-20年）の利回り* ²
		80歳以上 91歳未満	15年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建10年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A-10年）の利回り* ²
		91歳以上	1年	—* ³
	Ⅱ型	91歳未満	10年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建10年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A-10年）の利回り* ²
		91歳以上	1年	—* ³
		91歳以上	1年	—* ³
豪ドル	—	91歳未満	10年	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り* ²
		91歳以上	1年	—* ³

*¹ 将来の運用情勢の変化により消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、当社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

*² 情報提供機関は、Bloomberg Finance L.P.になります。事業譲渡等によりこの情報提供機関に変更があった場合には、変更後の情報提供機関によるものとします。また、インデックス名称に変更があった場合には、変更後のインデックス名称によるものとします。

*³ 当社所定の利率となります。

積立利率の計算方法

■積立利率は、契約日または積立利率計算基準日に応じたつぎの利率とします。

＜積立利率適用期間：10年、15年、20年の場合＞

米国ドル建・
豪ドル建のご契約

基準利率の±1.5%の範囲内で当社が定める利率－（災害死亡保障
費率＋新契約費率＋維持費率）

＜積立利率適用期間：1年の場合＞

米国ドル建・
豪ドル建のご契約

当社所定の利率－（災害死亡保障費率＋新契約費率＋維持費率）

※積立利率更改時の被保険者の年齢が91歳以上の場合には、積立利率適用期間が1年となり、一般的に被保険者の年齢が91歳未満の時に適用されていた積立利率より低くなります。

■積立利率の上限、下限は以下のとおりです。

積立利率の上限

（米国債の利回りの平均値＋2.0%）－（災害死亡保障費率＋新契約
費率＋維持費率）

積立利率の下限

0.01%

※上限は米国ドル建（積立利率適用期間：10年、15年、20年）のご契約に設定されます。

ご契約のしおり

ご確認
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
く
み
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

■積立利率の計算方法に記載のある用語説明は、以下のとおりです。

基準利率	契約日または積立 利率計算基準日	基準利率
	1日～15日	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前 月26日 ^{*1} の直前5日 ^{*2} 分の指標金利の平均値
	16日～末日	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当 月11日 ^{*1} の直前5日 ^{*2} 分の指標金利の平均値
災害死亡保障費		災害死亡保障に備えるための費用
新契約費・維持費		保険契約の締結および維持に必要な費用
米国債の利回り	積立利率適用期間	米国債の利回り ^{*3}
	20年	残存期間20年の米国債の流通利回り ^{*4}
	15年	残存期間10年の米国債の流通利回り ^{*4}
	10年	残存期間10年の米国債の流通利回り ^{*4}
米国債の利回りの 平均値	契約日または積立 利率計算基準日	米国債の利回りの平均値
	1日～15日	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前 月26日 ^{*1} の直前5日 ^{*2} 分の米国債の利回りの平 均値
	16日～末日	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当 月11日 ^{*1} の直前5日 ^{*2} 分の米国債の利回りの平 均値

- *1 その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。
- *2 米国ドル建の場合は、指標金利および米国債の利回りの取得が可能な直前5日間とします。
豪ドル建の場合は、指標金利の取得が可能な直前5日間とします。
- *3 米国債の利回りが将来の運用情勢の変化により消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対
象と明らかに連動しなくなったときなど、積立利率の上限の基準として用いることが適切でなくな
った場合は、当社は、主務官庁の認可を得て、積立利率の上限の基準およびその計算をこの保険の運用
対象と連動するものに変更することがあります。この場合、積立利率の上限の基準およびその計算を
変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- *4 情報提供機関は、Bloomberg Finance L.P.になります。事業譲渡等によりこの情報提供機関に変更
があった場合には、変更後の情報提供機関によるものとします。

保険金のお支払等について

保険金のお支払

お支払する保険金	お支払事由	お支払額	お受取になる人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	被保険者が死亡された日における積立金相当額。ただし、その日における解約返戻金額を下まわる場合には、解約返戻金額	死亡保険金受取人
災害死亡保険金※	つぎの①または②を原因として被保険者が死亡されたとき ①責任開始期以後に発生した不慮の事故🚗（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限る） ②責任開始期以後に発病した感染症🦠	被保険者が死亡された日における積立金の5%相当額	

※災害死亡保険金…災害死亡保険金をお支払する場合には、死亡保険金もあわせてお支払します。



ご参照

不慮の事故

>>> 別表2参照

感染症

>>> 別表10参照



ご注意

- 保険金額は、運用通貨建てで計算されます。そのため、運用通貨が外貨で、円に換算した場合の金額は、為替の変動による影響を受けますのでご注意ください。
- 外貨で保険金をお支払する際に、お支払にかかる諸手数料をお支払額より差し引かせていただく場合があります。
- また、外貨でのお支払の際には、金融機関により諸手数料が必要となる場合があります。当該手数料は、お客さまの負担となります。

ご確認いただきたい重要なことから

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社からお願い

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

ご契約のしおり

ご確認
いただき
重要な
ことが
ら

主な
保険
用語
の
説明

特徴
と
しく
み
につ
いて

特約
につ
いて

ご契
約に
つ
いて
大
切な
こと
が
ら

ご契
約後
に
つ
いて

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
いて

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
いて

約 款

主
契
約

特
約

別
表

- 保険金のお支払については、一時支払のほか、以下の特約を付加することで年金でお支払します。
 - ・ 遺族年金特約詳しくは、遺族年金特約をご覧ください。
- 保険金のお支払事由が発生した場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧ください、すみやかに当社へご通知のうえ、**請求書類**  をご提出ください。



ご参照

請求書類



普通保険約款 附則2 参照

指定代理請求制度について

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定することにより、当社所定の保険金等の受取人が保険金等をご請求できない当社所定の事情があるときに、保険金等の受取人にかわり指定代理請求人がご請求を行うことができる制度です。

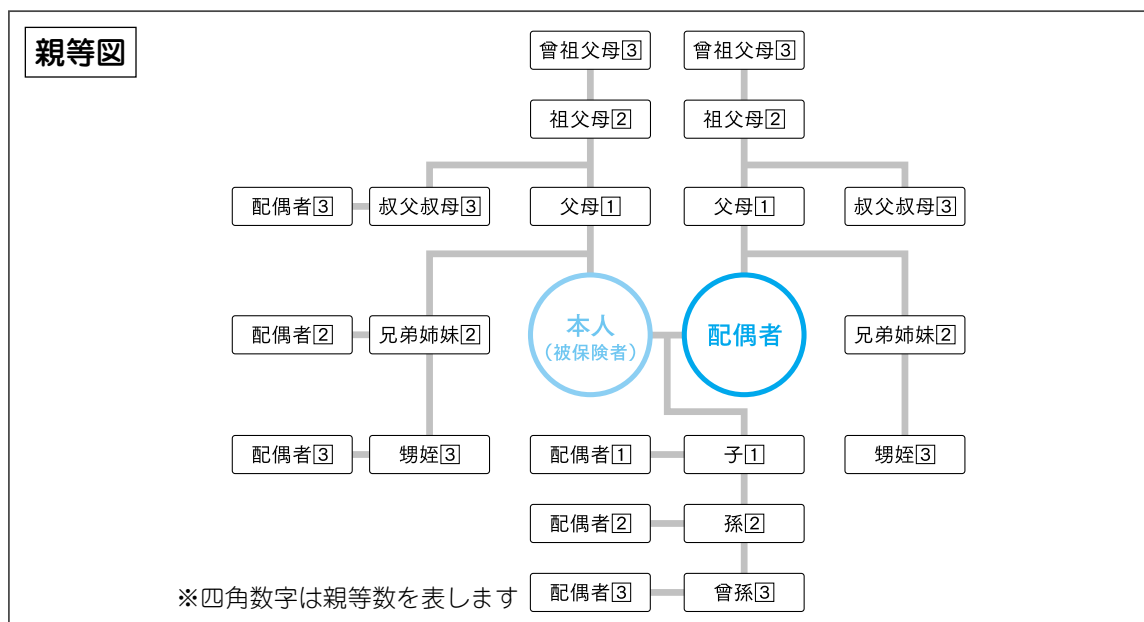
指定代理請求人について

- ・指定代理請求人は1名とし、つぎの〈指定代理請求人の範囲〉から指定していただきます。

〈指定代理請求人の範囲〉

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の3親等内の親族
- ③主契約の被保険者と同居し、または生計を一にしている上記①または②に準ずる者として当社が認めた者
- ④上記①～③のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めた者

※保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更指定することができます。



ご注意

- 指定代理請求特約による代理請求を確実にを行うため、指定代理請求人を指定・変更した場合、指定代理請求人になられた方に対して、必ず「指定した」ことをお伝えください。

ご確認いただき
重要なことから

主な保険用
語のご説明

特徴としく
みについて

特約につい
て

ご契約につ
いて大切なこ
とから

ご契約後
について

保険会社か
らのお願

保険金等
の請求方
法につい
て

その他諸
制につい
て

約 款

主契
約

特
約

別
表

代理請求が可能なケースについて

1 指定代理請求人による代理請求

- ・ つぎの〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等のご請求を行うことができます。

〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉

- ①保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ②当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③その他、①または②に準じる状態であると当社が認めた場合



ご注意

- 故意に保険金等のお支払事由を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等をご請求できない上記の状態に該当させた者は、代理請求を行うことができません。

2 保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

- ・ ①の〈保険金等の受取人が保険金等をご請求できない事情〉の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者）が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- ①指定代理請求人が保険金等のご請求時において、すでに死亡されている場合
- ②指定代理請求人が保険金等のご請求時において、[指定代理請求人について](#) の〈指定代理請求人の範囲〉の範囲外である場合
- ③指定代理請求人が指定されていない場合

代理請求ができる保険金等について

・この特約の対象となる保険金等^{*1}はつぎの範囲内となります。

^{*1} 保険金、年金を含み、給付の名称のいかんを問いません。

①主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等

※遺族年金特約により支払われる年金についても当社所定の条件を満たすことで、指定代理請求人による代理請求を行うことができます。



●保険金等の受取人が法人である保険金等については、この制度による代理請求はできません。

「死亡保険金即日支払サービス」について

葬儀費用等のお急ぎのお支払にお役立ていただけますよう、死亡保険金については「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱をしております。

「死亡保険金即日支払サービス」のお取扱要領はつぎのとおりです。

お取扱の対象となるご契約

- ・責任開始日（復活または復旧の取扱いが行われた後は、最後の復活または復旧の際の責任開始日）から2年を経過しているご契約
- ・死亡保険金受取人が単独指定されているご契約
- ・死亡保険金受取人が法人または個人事業主ではないご契約
- ・死亡保険金受取人が未成年ではないご契約
- ・有効中のご契約（保険料払込猶予期間中の死亡、払済・延長定期契約も含みます）
- ・当社が定める保険種類

お取扱の対象外となるご契約

- ・死亡保険金受取人が複数人指定されているご契約および法定相続人へのお支払となる場合は、お取扱できません。
- ・死亡保険金をお支払できない可能性があるご契約や取消、無効または解除の可能性があるご契約はお取扱できません。
- ・死亡保険金受取人の死亡保険金のご請求に関する行為能力または死亡保険金の請求権に制限のあるご契約はお取扱できません（質権設定中契約または死亡保険金請求権差押契約等はお取扱できません）。

このサービスでお支払する死亡保険金について

- ・死亡保険金等の金額を通算して被保険者ごとに当社所定の上限とし、死亡保険金等の全部または一部をお支払します。
- ・このサービスの対象とならない保険金等もあります。
- ・お取扱する回数は、1契約につき1回に限ります。
- ・死亡日より2週間以内にお申し出いただいたご契約に限ります。
- ・このサービスによる死亡保険金の請求書類は、当社までお問合せください。
- ・このサービスを利用して死亡保険金等の一部をお支払した場合の残額は、当社所定の請求書類のご提出後にお支払します。

ご契約のしおり

ご確認
いただき
たい重
要なこ
とがら

主な保
険用
語の
ご説
明

特徴
とし
く
み
につ
いて

特約
につ
いて

ご契
約に
つい
て大
切な
こと
がら

ご契
約後
に
つい
て

保
険会
社か
ら
の
お願
い

保
険金
等
の請
求
方
法
につ
いて

そ
の
他
諸
制
度
につ
いて

約 款

主
契
約

特
約

別
表



- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によりましては、死亡保険金はその日のうちにお支払できない場合もあります。
- その他当社の定めるところによります。

死亡保険金等のお支払事由が発生し、このお取扱を希望される場合には、すみやかに当社にご連絡ください。

Memo



特約について

ご契約のしおり

ご確認
いただいた
重要なこと
がら

主な保
険用
語のご説
明

特
徴とし
て

特
約につ
いて

ご契
約につ
いて
大切
なこ
とが
ら

ご契
約後
に

保
険会
社か
ら
の
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

特 約 の 障 害 保 内 容

年金支払移行特約
(積立利率更改型一時払終身保険用)

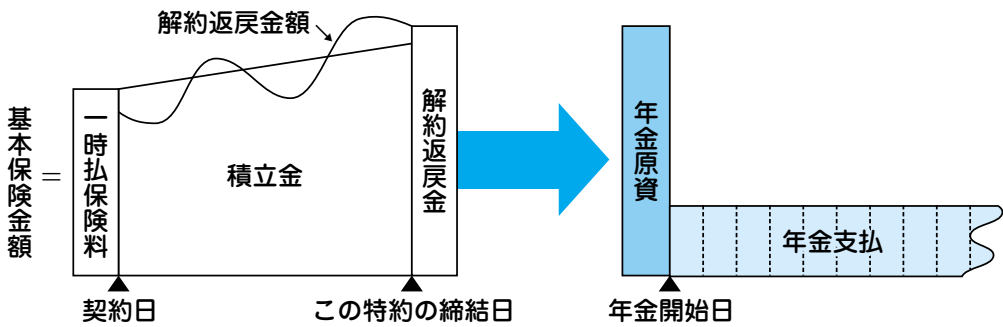
主契約の解約返戻金をもとに年金をお支払するための特約

特 徴

主契約の解約または減額による解約返戻金額（年金原資額）を基準に、一定額の年金をお支払します。

し く み

■主契約の全部を年金支払に移行する場合



※このイメージ図は、将来の積立金額、解約返戻金額、年金額等を保証するものではありません。
※この特約は、中途付加のみお取扱します。

この特約による年金および死亡一時金のお支払について

■保険契約者は、この特約の締結日（年金開始日）につぎの年金の種類を指定いただけます（複数の年金の種類を選択することもできます。）。

お支払する 年金・死亡一時金		お支払事由	お支払額	お受取に なる人
保証金額付 終身年金	年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金額	年金受取人 (保険契約者)
	死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間中に死亡されたとき	年金原資額からすでに支払った年金およびすでに支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた金額（ただし、その残額がないときはお支払はありません）	
保証期間付 終身年金 (保証期間： 5年、10年、 15年、20年)	年金	被保険者が年金支払日に生存されているとき	年金額	
	死亡一時金	被保険者が年金開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	
確定年金 (年金支払期 間：5年、 10年、15年、 20年、25年、 30年、35年、 40年)	年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金額	
	死亡一時金	被保険者が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

※つぎの場合には、この特約を締結することはできません。

- ・年金額が当社の定める最低金額に満たないとき
- ・主契約の契約日からこの特約の締結日の前日までの期間が5年未満のとき

※年金額は、この特約の締結日における主契約の解約または減額による解約返戻金額（年金原資額）を基準として、この特約の締結日における年金の種類、基礎率等（予定利率^(※1)、予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。

※1 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。

※保証金額付終身年金および保証期間付終身年金は、年金開始日における被保険者の年齢が40歳以上の場合のみ選択いただけます。

※年金額が当社所定の上限金額をこえるときは、これをこえる年金額に対応する解約返戻金額を保険契約者に一時金でお支払します。



ご注意

- 年金開始日以後、年金管理費としてお支払年金額に対して1.0%※を年金支払日に年金原資より控除します。
※将来変更される可能性があります。
- 運用通貨が外貨で、この特約の年金および死亡一時金を円によりお受取いただく場合には、円支払特約により円に換算された解約返戻金額を年金原資額としてお取扱します。この場合、以後、外貨でのお支払はできません。

■年金の一括支払

年金開始日以後、年金受取人は、年金の種類に応じて、以下のとおり、将来の年金のお支払にかえて、つぎの金額の一括支払をご請求することができます。

年金の種類が保証期間付終身年金の場合は、保証期間中の最後の年金支払日前に限りま
す。また、年金の種類が保証金額付終身年金の場合、死亡一時金保証期間中であり、かつ、
つぎのお支払額があるときに限ります。

年金の種類	お支払額
保証金額付終身年金	年金開始日から当社所定の書類が当社に到着した日までの経過 年月日数により定まる積立金額を基準として、当社の定める方 法により計算した金額。 ・この場合、年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証 期間後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死 亡されたときは、その時点でこの特約は消滅します。
保証期間付終身年金	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。 ・この場合、年金の一括支払を行ったときでも保証期間後の年 金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡されたと きは、その時点でこの特約は消滅します。
確定年金	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。 ・この場合、この特約は年金の一括支払を行ったときに消滅し ます。

特約の 保 内 容

介護年金移行特約

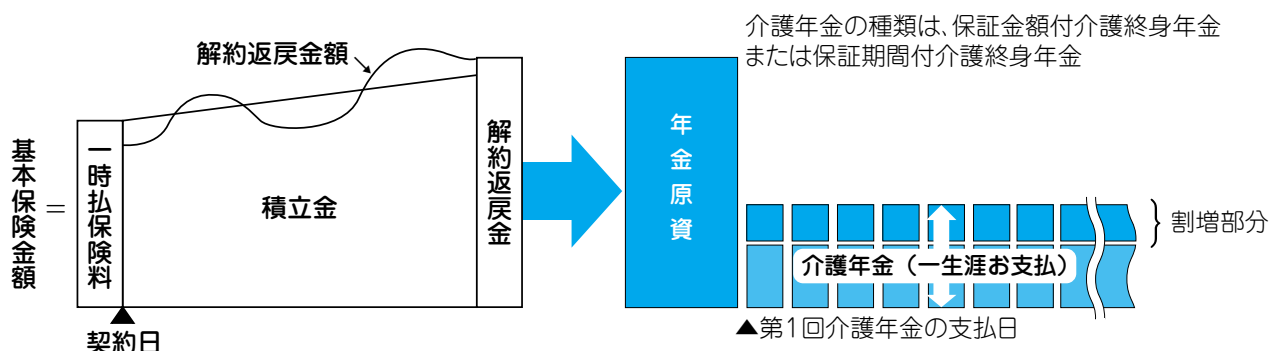
主契約の解約返戻金をもとに介護年金をお支払するための特約

特 徴

要介護状態（要介護2以上等）に該当の場合、この特約により、主契約の解約返戻金等の全部または一部を年金原資として、通常の年金よりも割増された介護年金をお支払します。

し く み

■主契約の全部を介護年金支払に移行する場合



※このイメージ図は、将来の積立金額、解約返戻金額、年金額等を保証するものではありません。

※この特約を付加できるのは、契約者と被保険者が同一の場合です。

※割増部分は、第1回介護年金の支払日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されるため、性別・年齢等によって金額が異なります。また、年齢により割増部分がない場合もあります。

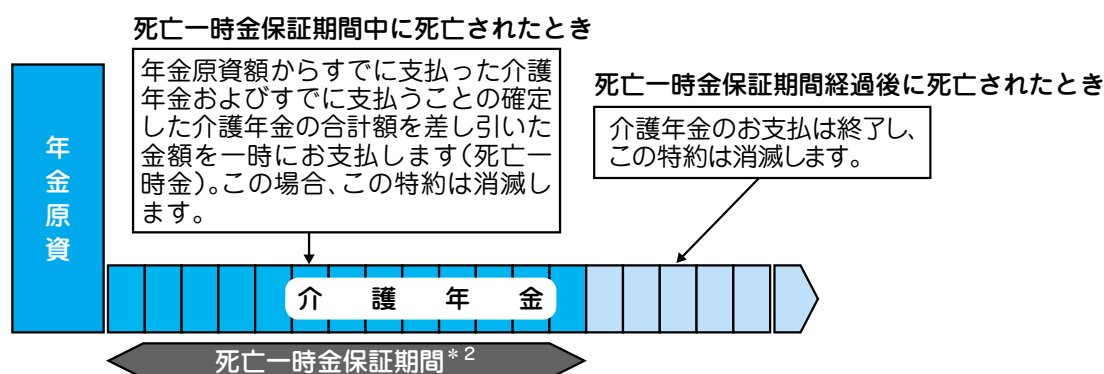
※この特約によるお支払は、円のみのお取扱となります。

※主契約の運用通貨が外貨の場合、第1回介護年金の支払日におけるそれぞれの通貨に対応する当社所定の為替レート^{*1}により円に換算された解約返戻金額を年金原資額としてお取扱します。

*1 このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、第1回介護年金の支払日（その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下まわることはありません。

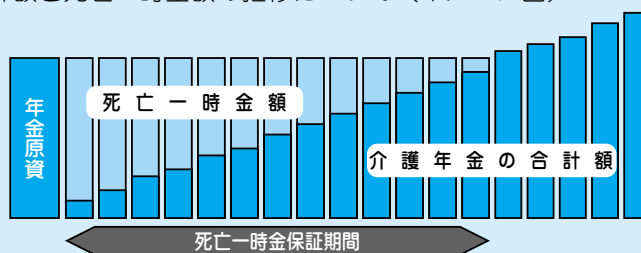
(1) 保証金額付介護終身年金のしくみ

- ・ 第1回介護年金の支払日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり、毎年の年金支払日に一定額の年金をお支払します。
- ・ 第1回介護年金の支払日以後、死亡一時金保証期間中に被保険者が死亡された場合、年金原資額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（死亡一時金）をお支払します。



- *2 死亡一時金保証期間とは、死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。

参考 介護年金の合計額と死亡一時金額の推移について（イメージ図）



ご契約のしおり

ご確認
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
て

特
約
に
関
し
て

ご
契
約
に
関
し
て
の
重
要
な
事
項

ご
契
約
後
に
お
き
る
事
項

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
関
し
て

そ
の
他
諸
制
度
に
関
し
て

約 款

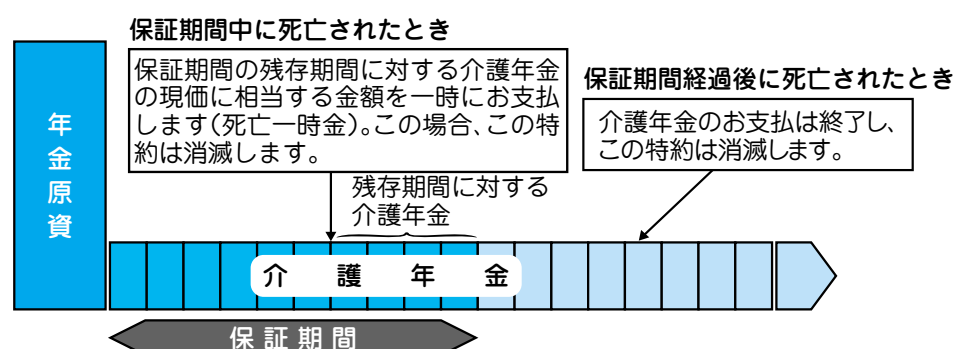
主
契
約

特
約

別
表

(2) 保証期間付介護終身年金のしくみ

- ・ 第1回介護年金の支払日以後、年金支払日に被保険者が生存されている限り、生涯にわたり、毎年の年金支払日に一定額の年金をお支払します。
- ・ 第1回介護年金の支払日以後、保証期間中の最後の年金支払日の前日までに被保険者が死亡された場合には保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額（死亡一時金）をお支払します。



※この特約の被保険者が第1回介護年金の支払日以後、一定期間内に死亡された場合、お支払する年金等の総額が年金原資の額を下まわることがあります。

■特約の保険料について

この特約は、特約保険料のお払込の必要はありません。

ご確認いただき
重要なことから

主な保険用
語のご説明

特徴として
みについて

特約について

ご契約について
大切なことから

ご契約後に
ついて

保険会社か
らのお願ひ

保険金等の請求
方法について

その他諸制
度について

約 款

主契
約

特
約

別
表

この特約による介護年金および死亡一時金のお支払について

この特約における介護年金および死亡一時金のお支払はつぎのとおりです。

お支払する 年金・死亡一時金	お支払事由	お支払額	お受取に なる人
保証金額付介護終身年金	つぎのいずれにも該当したとき ①介護年金の請求書類が当社に到着していること ②第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて1年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること ③第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上であること ④第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること (a)満65歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i)当社所定の要介護状態に該当したこと (ii)当社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること (b)公的介護保険制度により、公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されていること	介護年金額	被保険者
	被保険者が第1回介護年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき		
	死亡一時金	年金原資額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（ただし、その残額がないときは支払ません）	主契約の死亡保険金受取人

* 1 死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。

ご契約のしおり

ご確認
いただきたい
重要なこと
がら

主
な保
険用
語の
ご説
明

特
徴と
しく
み
につ
いて

特
約に
つ
いて

ご
契
約に
つ
いて
大
切な
こと
がら

ご
契
約後
に
つ
いて

保
険会
社か
ら
のお
願
い

保
険金
等
の請
求
方
法に
つ
いて

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
いて

約 款

主
契
約

特
約

別
表



ご参照

請求書類 >>> 介護年金移行特約条項 附則 1 参照

要介護状態 >>> 介護年金移行特約条項 附則 2 参照

公的介護保険制度 >>> 介護年金移行特約条項 附則 3 参照

要介護認定 >>> 介護年金移行特約条項 附則 4 参照

要介護更新認定 >>> 介護年金移行特約条項 附則 5 参照

要介護 2 以上の状態 >>> 介護年金移行特約条項 附則 6 参照

ご契約のしおり

ご確認いただき
重要なことから

主な保険用
語のご説明

特徴として
みについて

特約について

ご契約について
大切なことから

ご契約後に
ついて

保険会社か
らのお願ひ

保険金等の請求
方法について

その他諸制
度について

約 款

主
契
約

特
約

別
表

お支払する 年金・死亡一時金		お支払事由	お支払額	お受取に なる人
保証期間付介護終身年金 *2	第1回 介護年金	つぎのいずれにも該当したとき ①介護年金の請求書類が当社に到着していること ②第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて1年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること ③第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上当社所定の年齢以下であること ④第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること (a)満65歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i)当社所定の要介護状態に該当したこと (ii)当社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること (b)公的介護保険制度により、公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護2以上の状態に該当していると認定されていること	介護年金額	被保険者
	第2回以後 介護年金	被保険者が第1回介護年金の支払日の年単位の応当日に生存しているとき		
	死亡一時金	被保険者が第1回介護年金の支払日以後保証期間中の最後の第1回介護年金の支払日の年単位の応当日の前日までに死亡されたとき	保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額	主契約の死亡保険金受取人

*2 この特約の被保険者が第1回介護年金の支払日以後、一定期間内に死亡された場合、お支払する年金等の総額が年金原資の額を下まわることがあります。

ご確認
いただいた
重要なこと
がら

主
な保
険用
語の
ご説
明

特
徴と
しく
み
につ
いて

特
約に
ついて

ご
契
約に
ついて
大
切な
こと
がら

ご
契
約後
に
ついて

保
険会
社か
ら
の
お願
い

保
険金
等の
請求
方法
につ
いて

そ
の
他
諸
制
度
につ
いて

約 款

主
契
約

特
約

別
表



ご参照

請求書類

>>> 介護年金移行特約条項 附則 1 参照

要介護状態

>>> 介護年金移行特約条項 附則 2 参照

公的介護保険制度

>>> 介護年金移行特約条項 附則 3 参照

要介護認定

>>> 介護年金移行特約条項 附則 4 参照

要介護更新認定

>>> 介護年金移行特約条項 附則 5 参照

要介護 2 以上の状態

>>> 介護年金移行特約条項 附則 6 参照

- ・第 1 回介護年金の支払日は、第 1 回介護年金が支払われる場合における第 1 回介護年金の請求書類が当社に到着した日となります。
- ・介護年金額は、第 1 回介護年金の支払日における基礎率等（予定利率・予定死亡率等）に基づいて算出されるものです。
- ・介護年金額が当社の定める最低金額に満たないときは、介護年金支払に移行しません。
- ・介護年金額が当社の定める最高金額をこえるときは、これをこえる年金額に対応する解約返戻金等の金額は、第 1 回介護年金の支払日に被保険者に一時金でお支払します。
- ・第 1 回介護年金の支払日以後は、この特約を解約することはできません。



ご注意

●第 1 回介護年金の支払日以後、年金管理費としてお支払年金額に対して 1.0 %※を年金支払日に年金原資より控除します。

※将来変更される可能性があります。

■介護年金の一括支払

介護年金の受取人は、年金の種類に応じて死亡一時金保証期間中または保証期間中に限り、以下のとおり、将来の介護年金のお支払にかえて、つぎの金額の一括支払をご請求することができます。

年金の種類	お支払額
保証金額付介護終身年金	第1回介護年金の支払日から当社所定の書類が当社に到着した日までの経過年月日数により定まる責任準備金額* ³ を基準として、当社の定める方法により計算した金額* ⁴
保証期間付介護終身年金	保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額* ⁵

*³ 年金等をお支払するために積み立てている積立金の額のことをいいます。

*⁴ この場合、介護年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後の介護年金は被保険者が生存する限りそのまま存続します。

*⁵ 介護年金の一括支払を行ったときでも保証期間後の介護年金は被保険者が生存する限りそのまま存続します。

■介護年金の分割支払

第1回介護年金の支払日以後、介護年金の受取人からのご請求により、当社の定める回数および方法で介護年金の分割支払を選択することができます。ただし、1回の支払金額が当社所定の金額以上であることが必要です。

■介護年金移行特約による以下のお支払をご希望の場合、「ご契約のしおり」の「保険金等の請求方法について」をご覧ください、すみやかに当社へご通知のうえ、**請求書類**をご提出ください。

①介護年金移行特約による介護年金のお支払をご希望の場合

②死亡一時金のお支払事由が発生した場合



ご参照

請求書類

>>> 介護年金移行特約条項 附則1 参照

ご契約のしおり

ご確認
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
て

特
約
に
関
し
て

ご
契
約
に
関
し
て
の
重
要
な
事
項

ご
契
約
後
に
関
し
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
関
し
て

そ
の
他
諸
制
度
に
関
し
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

介護年金および死亡一時金をお支払できない場合

■この特約において、お支払事由に該当しても介護年金または死亡一時金を支払わない場合は、つぎのとおりです。

名称	免責事由
介護年金	つぎのいずれかにより、お支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存
死亡一時金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡されたとき ① 主契約の責任開始日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意による致死

※告知義務違反による解除、重大事由による解除につきましては、主契約の取扱に準じます。



ご参照

薬物依存

>>> 介護年金移行特約条項 附則7 参照

要介護状態について

介護年金移行特約条項「附則 2 会社所定の要介護状態」をご参照ください。

公的介護保険制度による要介護認定と要介護更新認定について

公的介護保険制度：介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に基づく介護保険制度をいいます。

要介護認定：介護保険法第 19 条（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分についての市町村の認定をいいます。

要介護更新認定：介護保険法第 28 条第 2 項（平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号）に定義される要介護認定の更新をいいます。

公的介護保険制度の要介護 2 以上の状態について

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成 11 年 4 月 30 日厚生省令第 58 号）第 1 条第 1 項に定めるつぎのいずれかの状態をいいます。

要介護 2：要介護認定等基準時間が 50 分以上 70 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

要介護 3：要介護認定等基準時間が 70 分以上 90 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

要介護 4：要介護認定等基準時間が 90 分以上 110 分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

要介護 5：要介護認定等基準時間が 110 分以上である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）又はこれに相当すると認められる状態

法令等の改正に伴うお支払事由の変更について

- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約のお支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約のお支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- この場合、当社は法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨を、お支払事由変更日の 2 か月前までに保険契約者に通知します。
- 法令等の改正に伴うお支払事由の変更をする旨の通知を受けた保険契約者は、お支払事由変更日の前日までに、つぎのいずれかの方法を指定してください。
 - (1) お支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) お支払事由変更日の前日に解約する方法
- 指定がなされないままお支払事由変更日が到来したときは、「(1) お支払事由の変更を承諾する方法」が指定されたものとみなします。

ご確認
重要な
こと
がら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て

特
約
に
関
し
て

ご
契
約
に
関
し
て
の
重
要
な
事
項

ご
契
約
後
に
関
し
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
関
し
て

そ
の
他
諸
制
度
に
関
し
て

主
契
約

特
約

別
表

特 約 の 障 害 保 内 容

遺族年金特約

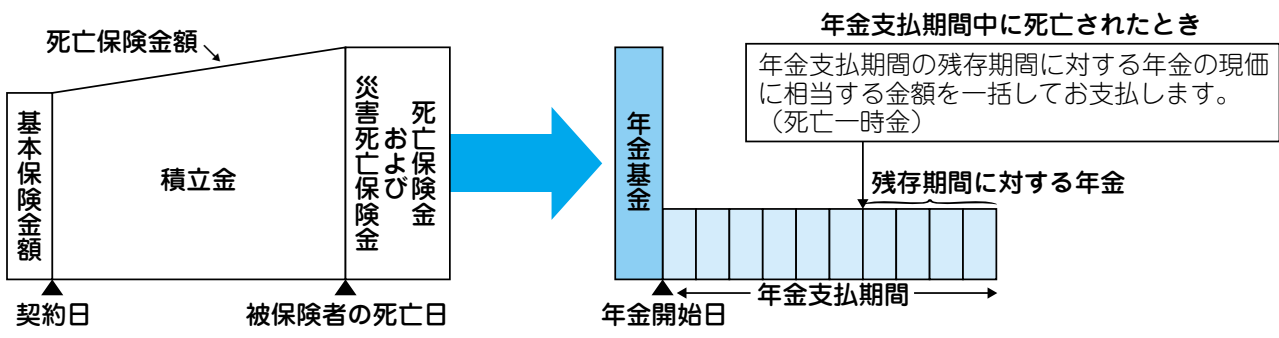
死亡保険金および災害死亡保険金を年金でお支払するための特約

特 徴

主契約の死亡保険金および災害死亡保険金の全部または一部を一定額の年金でお支払します。年金の種類は、確定年金のみとなります。

し く み

■死亡保険金・災害死亡保険金を年金基金に充当する場合



※このイメージ図は、将来の死亡保険金額や積立金額を保証するものではありません。

〔特約の締結〕

主契約の死亡保険金または災害死亡保険金のお支払事由発生前	保険契約者の申し出により締結
主契約の死亡保険金または災害死亡保険金のお支払事由発生後	死亡保険金受取人の申し出により締結

〔年金をお支払する場合〕

名称	お支払事由	お支払額	お受取になる人
年金	年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	年金額	年金受取人*1

*1 主契約の死亡保険金受取人

〔年金支払期間中に死亡された場合〕

名称	お支払事由	お支払額	お受取になる人
死亡一時金	年金受取人が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡されたとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	この特約の死亡一時金受取人

〔年金基金設定日〕

年金基金設定日	お支払事由発生前に付加	お支払事由が発生した日
	お支払事由発生後に付加	この特約を締結した日

〔確定年金の支払期間〕

年金支払期間	5・10・15・20・25・30・35・40年
--------	-------------------------

- 死亡保険金および災害死亡保険金の全部または一部を年金基金に充当することができます。
- 第1回の年金支払日（年金開始日）は、年金基金設定日です。第2回以後の年金は、年金開始日の年単位の応当日にお支払します（実際の第1回の年金お支払日は、年金支払請求のお手続等により、年金開始日以降になります）。



- 年金開始日以後、年金管理費としてお支払年金額に対して1.0%＊を年金支払日に年金基金より控除します。
＊将来変更される可能性があります。
- 年金受取人のご請求により、将来の年金のお支払にかえて、残存支払期間に対応する未払年金の現価を一括してお支払します。この場合、遺族年金特約は消滅します。
- 年金支払期間の変更は、年金基金設定日前であればお取扱します。
- 年金額は、年金基金設定日における年金支払期間、基礎率等（予定利率（＊2）等）に基づいて計算され算出されるものです。ただし、年金額が当社所定の金額に満たないときは、年金支払のお取扱はできません。
＊2 予定利率とは、年金額等を計算する際に適用される利率をいいます。
- 運用通貨が外貨で、この特約の年金および死亡一時金を円によりお支払する場合には、円支払特約により円に換算された保険金額等を年金基金に充当してお取扱します。この場合、以後、外貨でのお支払はできません。

ご契約のしおり

ご確認いただきたい重要なことから

主な保険用語のご説明

特徴として

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社からお願い

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主 契 約

特 約

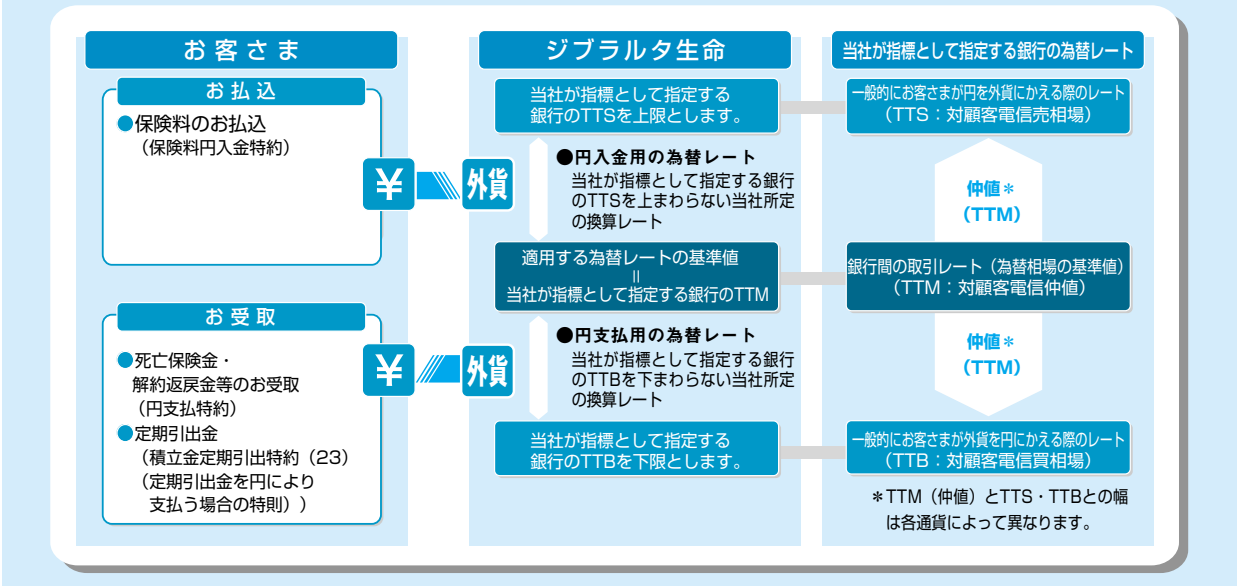
別 表

保険料円入金特約、円支払特約、積立金定期引出特約(23)にて適用する為替レートについて

適用する為替レートについて

この保険においては、円を外貨に換算するとき、または外貨を円に換算するときには、当社が指標として指定する銀行の為替レートを基準として、銀行へ支払う手数料を含んだ当社所定の為替レートを適用します。

○当社が適用する為替レート



項 目	内 容
円入金用の為替レート	このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）を上まわることはありません。
円支払用の為替レート	このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）を下まわることはありません。

※当社所定の為替レートは、当社が指標として指定する銀行の為替レートを基準としています。TTM（仲値）とTTS・TTBとの幅は各銀行、通貨によって異なりますが、当該銀行で一般的にお客さまが取引する場合、現在のところそれぞれ、米国ドルでは仲値±1円、豪ドルでは仲値±2.5円となっています（2024年12月現在）。

※換算の基準となる日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

※円入金用の為替レートと円支払用の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合であっても、保険金額等をお払いいただいた通貨で換算した場合の金額が、お払いいただいた一時払保険料相当額を下まわる場合があります。

ご契約のしおり

ご確認
いただき
たい重
要なこ
とがら

主な保
険用
語の
ご説
明

特徴
とし
て

特約
につ
いて

ご契
約に
つい
て

ご契
約後
に

保
険会
社か
らのお
願ひ

保
険金
等の
請求
方法
につ
いて

そ
の他
諸制
度につ
いて

約 款

主
契
約

特
約

別
表

換算基準日
については

>>> 各特約のページをご覧ください。



- 「円換算基準日」および「為替レート」によっては、円支払特約を付加して保険契約者または保険金等の受取人にお支払する金額が、保険料円入金特約を付加してお払いただいた保険料の合計額を下まわる場合があります。

特 約 の
内 容

保険料円入金特約

この特約により、外貨建の保険料を円によりお払込いただけます。

対 象	換算基準日	適用する為替レート
保険料	・ 保険料円換算額*1の当社受領日 (着金日)	円入金用の為替レート

* 1 保険料円換算額とは、保険契約者にお払込いただいた円建の金額のことです。

- 保険料円換算額は、当社所定の金額の範囲内で保険契約者にご指定いただき、お払込いただきます。この場合、お払込いただいた保険料円換算額に基づき、基本保険金額を計算します。(保険料円換算額を定める場合の特則)

円入金用の
為替レート



このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日（その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日）の対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）を上まわることはありません。

特約の
内 容

円支払特約

この特約により、外貨建の死亡保険金、災害死亡保険金および解約返戻金を円でお支払します。

対 象	換算基準日	適用する為替レート
死亡保険金および 災害死亡保険金	・ 被保険者の死亡日	円支払用の為替レート
解約返戻金	・ 解約日または減額日 (当社所定の必要書類を当社にて 受理した日)	



- 遺族年金特約の年金および死亡一時金を円でお支払する場合、円支払特約により円に換算された保険金額を年金基金に充当してお取扱します。
- 年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）の年金および死亡一時金を円でお支払する場合、円支払特約により円に換算された解約返戻金額を年金原資額としてお取扱します。

円支払用の
為替レート

このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日（その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）を下まわることはありません。

ご確認
いただき
たい重
要なこ
とがら

主な保
険用
語の
ご説
明

特
徴と
し
て

特
約に
関
し

ご契
約に
関
し

ご契
約後
に

保
険会
社か
ら

保
険金
等
の
請
求
方
法
に
関
し

そ
の
他
諸
制
度
に
関
し

約 款

主
契
約

特
約

別
表

特 約 の
内 容

積立金定期引出特約（23）

この特約により、ご契約から1年後の契約応当日より毎年、積立金を取り崩し、定期引出金としてお支払します。

定期引出日

第1回の定期引出日	定期引出開始日（1年後の契約応当日）
第2回以後の定期引出日	定期引出開始日後の年単位の契約応当日

定期引出金のお支払

- 定期引出日が到来した場合には、主契約の積立金の一部を取り崩し、定期引出金として保険契約者にお支払します。
- 定期引出金の額（定期引出額）は、**主契約の積立利率適用期間ごとに***1つぎの算式によって計算される金額とします。

$$\text{主契約の基本保険金額} \times \text{主契約の積立利率}$$

- *1 定期引出日が積立利率計算基準日と同日となるときの定期引出額は、定期引出日の前日の属する積立利率適用期間における定期引出額となります。
- 定期引出金に対しては、解約控除・市場価格調整ともに行われません。
- 定期引出金を支払われた場合、支払直後の主契約の積立金額は、支払前の主契約の積立金額から定期引出額を差し引いた金額となります。
- 定期引出金のお支払時に主契約の基本保険金額が減額されることはありません。



ご注意

- 定期引出額は、運用通貨建（外貨建）で計算されます。そのため、円に換算した場合の金額は、為替の変動による影響を受けますのでご注意ください。
- 定期引出金は円でお支払します。外貨でのお支払はできません。円でのお支払は、「定期引出金を円により支払う場合の特則」を適用したお取扱となります。

ご確認いただき
重要なことから

主な保険用
語のご説明

特徴として
について

特約について

ご契約について
大切なことから

ご契約後に
ついて

保険会社か
らのお願ひ

保険金等の請求
方法について

その他諸制
度について

主
契
約

特
約

別
表

対 象	換算基準日	適用する為替レート
定期引出金	定期引出日	円支払用の為替レート

- この特約を付加した場合の積立利率は、定期引出に要する率を差し引いた率となります。したがって、この特約を付加したときの積立利率は、この特約を付加しないときに比べて低くなります。
- この特約はご契約の締結時にのみ付加できます。この特約の中途付加はできません。
- この特約は直後に到来する積立利率適用期間満了時をもって解約する申し出をされた場合に限り、解約することができます。
- 定期引出額の減額はできません。ただし、主契約の基本保険金額の減額が行われた場合は、減額日の属する積立利率適用期間における定期引出額は再計算されます。

円支払用の
為替レート

このレートは、当社が指標として指定する銀行が公示する、換算基準日（その日が、当社が指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直後に到来するその銀行の営業日）の対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）を下まわることはありません。

Memo



ご契約について
大切なことから

申込書のご記入について

ご契約の申込書は、保険契約者および被保険者ご自身で正確に記入ください。
当社所定の情報端末を利用した場合は、表示されたお手順画面に保険契約者および被保険者ご自身で正確に入力してください。
記入もしくは入力した内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で署名・捺印（捺印が必要な場合）をお願いします。

ご確認いただきたい重要なことがら

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことがら

ご契約後に

保険会社からお願い

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込に対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。**したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。**

また、ご契約の成立後にご契約内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容の変更等のお手続の例）

・特約の中途付加 等

それぞれのお手続の内容について、詳しくは「ご契約のしおり」または約款をご覧ください。

当社の組織形態（株式会社）について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

ご確認いただきたい重要なことがら

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことがら

ご契約後に

保険会社からお願い

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

お申込の撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

ご契約のお申込の撤回またはご契約の解除をすることができます。

生命保険契約は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討くださるようお願いいたします。

お申込者または保険契約者（以下「お申込者等」といいます）は、ご契約の「お申込日」または「クーリング・オフ制度について記載された注意喚起情報の説明が完了した日」のいずれか遅い日から、その日を含めて**10日以内**であれば、ご契約ごとにご契約のお申込の撤回またはご契約の解除（以下「お申込の撤回等」といいます）をすることができます。

お申込の撤回等の方法

- ・電磁的記録を当社所定のメールアドレスに送信
- ・書面を当社に直接持参
- ・書面を当社に郵送（はがき・手紙）（10日以内の消印まで有効）

お申込の撤回等の際には「お申込の撤回等をする旨」を明記のうえ、お申込者等の氏名・住所・電話番号・一時払保険料相当額を記載ください。

記載例

私は、下記の保険契約の申込みを撤回します。

お申込者等氏名：〇〇 〇〇

住 所：〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇一〇

電話番号：〇〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇

一時払保険料相当額：〇〇〇, 〇〇〇円

お申込の撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお払込いただいた金額をお返しします。

なお、つぎの場合にはクーリング・オフのお取扱をしません。

- ①債務履行の担保のための保険契約である場合
- ②既契約の更新・更改、または既契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合



- お申込の撤回等をした場合、一時払保険料を外貨（米国ドル・豪ドル）でお払込の場合は外貨で、保険料円入金特約を付加して円でお払込の場合は円で、いただいた一時払保険料と同額を返金します。**なお、返金した外貨を円に換算したときに為替差損が生じる可能性があります。**
- 複数の通貨を指定してお申込いただいたご契約は、運用通貨ごとに独立したご契約となります。したがって、クーリング・オフのお申し出をしていただく際は、ご契約ごとのお申し出が必要となります。
- ご契約のお申込を撤回することのできる期間およびご契約をその成立時にさかのぼって解除することができる期間には、上記のとおり制限があります。

ご確認
いただき
たい重
要なこ
とがら

主な保
険用
語の
ご説
明

特
徴と
し
て

特
約に
つ
い
て

ご契
約に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご契
約後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

現在のご契約を見直して新たなご契約のお申込をされる場合について

現在ご契約の保険契約を解約または減額することを前提に、新たな保険契約のお申込をご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約を解約または減額するときは、一般的につぎの点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 解約または減額の際にお払戻できる金額は、多くの場合、お払込保険料（減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料）の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約または減額されたときの解約返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- ご契約後、当社所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

新たな保険契約につきましては、つぎのお取扱となることがありますのでご注意ください。

- お申込に際して、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始期から2年以内の自殺の場合には、保険金・給付金等をお支払しません。
- 新たな保険契約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因とする場合には、主契約または各特約に定める保険金または給付金等のお支払事由には該当しません。
- 新たな保険契約の告知をいただく際、事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されますと、告知義務違反としてご契約が解除され、保険金・給付金等が支払われない場合があります。

新たな保険契約のお申込をされる場合でも、現在ご契約の保険契約は、保険契約者の意思により、いつでも、将来に向かって、解約することができます。

告知について

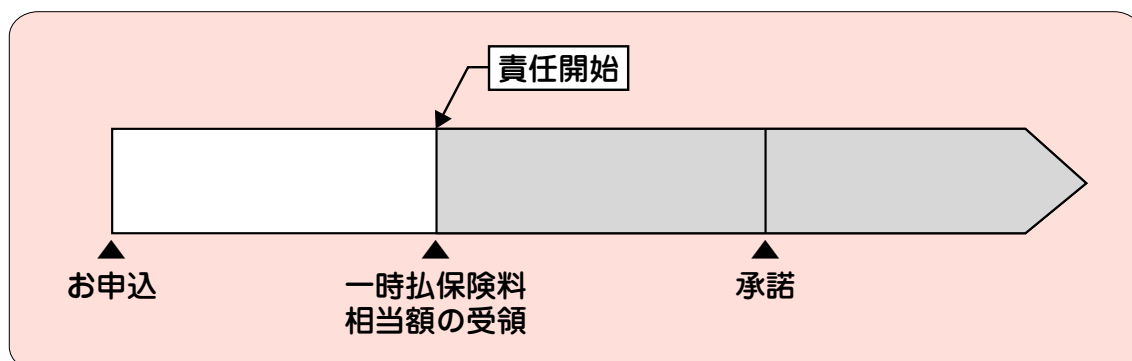
この保険のご契約に際して、保険契約者や被保険者に対し、告知を求めません。

保険証券をお確かめください

- ご契約をお引受しますと、当社は、保険証券を保険契約者に交付します。保険証券に書いてあることがらが、ご自身がお申込された内容と相違していないかどうか、もう一度よくお確かめください。万一、お申込内容と保険証券が違っているときには、当社にご連絡ください。
- 保険証券等の電子化に関する特約を付加されている場合は、電磁的方法により提供します。詳しくは、保険証券等の電子化に関する特約条項をご覧ください。
- 保険証券は、ご契約上のさまざまなお手続きにかかせないものですので、お客さまご自身で管理してください。**

保障はつぎの時から開始されます

- 一時払保険料相当額を受け取った時から、当社は保険契約上の責任を負います。
- ・お申込いただいたご契約のお引受を当社が承諾した場合、一時払保険料相当額を受け取った時から、当社は保険契約上の責任を開始します。
 - ・当社の責任が開始される日を契約日とします。
 - ・責任開始について図示するとつぎのようになります。



ご確認
いただきたい
重要な
ことがら

主な
保険
用語
のご
説明

特
徴
と
し
て
の
事
項

特
約
に
関
する
事
項

ご
契
約
に
関
する
重
要
な
事
項

ご
契
約
後
に
関
する
事
項

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
関
する
事
項

そ
の
他
諸
制
度
に
関
する
事
項

約 款

主
契
約

特
約

別
表

つぎの場合には死亡保険金・災害死亡保険金をお支払できません

免責事由に該当する場合

保障の責任開始期以後に、つぎのいずれかによりお支払事由に該当したときは、保険金等のお支払はできません。

保険金等の名称	免責事由（お支払できない事由）
死亡保険金	①責任開始日から2年以内の被保険者の自殺^{*1} * 1 自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、保険金をお支払する場合もありますので、当社へお問い合わせください。 ②保険契約者の故意 ③死亡保険金受取人の故意
災害死亡保険金	①保険契約者の故意または重大な過失 ②被保険者の故意または重大な過失 ③死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ④被保険者の犯罪行為 ⑤被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑥被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑦被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑧被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

重大事由による解除の場合

つぎのような重大事由に該当し、ご契約が解除された場合は、保険金等のお支払を行いません。

当社が重大事由により保険契約を解除するのはつぎのような場合です。

- ① 保険金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
- ② 保険金等のご請求に関して詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
- ③ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金の額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ④ 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められる場合
- ⑤ この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①～④と同等の事由がある場合
- ⑥ 保険契約者、被保険者、保険金等の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①～⑤と同等の重大な事由がある場合

この場合、上記に定める事由が生じた後に、保険金等のお支払事由が生じていたときは、当社は保険金等のお支払を行いません。

ただし、上記④の事由にのみ該当した場合で、複数の保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、保険金等のうち、その受取人にお支払することとなっていた保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払します。

また、すでに保険金等をお支払していたときでも、当社はその返還を請求することができます。

- * 1 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- * 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

詐欺による取消・不法取得目的による無効の場合

詐欺によりご契約が取り消された場合や保険金等を不法に取得する目的によりご契約が無効とされた場合は、保険金等のお支払を行いません。
この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。



- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によりお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加等により、この保険・特約のそれぞれの計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険金・給付金・一時金・年金等を削減してお支払するか、お支払しないことがあります。

当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

「お支払する場合」「お支払できない場合」の具体例

ご契約内容によっては、記載された事例と異なる場合があります。「お支払する場合」の事例でも、保険金をお支払できない他の事由にあてはまるときは、お支払できないことがあります。

事例 1 不慮の事故

災害死亡保険金

災害死亡保険金は、約款（別表2）で定める「対象となる不慮の事故」を原因とする場合にお支払します。

「対象となる不慮の事故」とは、**急激かつ偶発的な外来の事故**で、約款に定める分類項目に該当する事故をいいます。

※疾病または体質的な要因をお持ちの方が、「軽微な外因」（身体の外部からの軽度な要因）により発症または症状が増悪したときには、その「軽微な外因」は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。

ご病気を原因とする場合や事故が約款に定める分類項目に該当しない場合は、「対象となる不慮の事故」に該当しないため、お支払できません。

< 災害死亡保険金の例 >

お支払する場合

●作業中に誤って高所から転落し、亡くなられた場合。

※「対象となる不慮の事故」の要件である急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ約款に定める分類項目に該当するため、お支払します。

お支払できない場合

●ご病気による^{えん げしょうがい}嚥下障害のある方が、喉に食物等をつまらせ、窒息によって亡くなられた場合。

※窒息の原因が疾病であり外来性がないため、「対象となる不慮の事故」に該当しません。

ご確認いただきたい重要なことがら

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことがら

ご契約後に

保険会社からのお願い

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

事例 2 免責事由

死亡保険金
災害死亡保険金 等

死亡保険金等については、約款で免責事由が定められています。

＜災害死亡保険金等の主な免責事由＞

- ・被保険者の「故意」または「重大な過失（著しい不注意）」を原因とするとき
- ・被保険者の精神障害、泥酔の状態を原因とする事故によるとき 等

＜死亡保険金の主な免責事由＞

- ・ご加入後、当社所定の期間内での自殺 等

＜災害死亡保険金の例＞

お支払する場合

- 仕事の疲れから、居眠り運転をしてしまい、路肩に衝突して亡くなられた場合。
- 酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行中、走行してきた車にはねられ亡くなられた場合。

お支払できない場合

- 被保険者が、危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し亡くなられた場合。
- 泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられ亡くなられた場合。

※被保険者に重大な過失があるため、お支払できません。



ご契約後に
ついて

保険会社から
のお願い

保険金等の
請求方法について

保険料のお払込方法について

保険料のお払込方法

- ・ 保険料のお払込方法（回数）は、一時払（1回）のみとなります。
- ・ 保険料は当社指定口座へお振込（ご送金）いただきます。
- ・ ご契約のお申込に際して、一時払保険料相当額をお払込いただくときは、金融機関で発行される振込金受取書をお受取ください。

保険料領収証について

- お申込いただきますご契約については、一時払保険料相当額のお払込方法が金融機関からのお振込に限定されていますので、原則として当社より領収証の発行はしません。金融機関で発行される振込金受取書を大切に保管してください。

ご確認
いただきたい
重要なこと
がら

主な保険
用語の
説明

特
徴と
し
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

基本保険金額の減額について

- ・ 当社の定める金額の範囲内で、基本保険金額を減額することができます。減額分は解約されたものとして取扱い、解約返戻金をお支払します。
- ・ この保険の基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額が減額されます。

契約者貸付について

この保険には、保険契約者に対する貸付はありません。

ご確認
いただき
たい重
要なこ
とがら

主な保
険用
語の
ご説
明

特徴
とし
て

特約
につ
いて

ご契
約に
つい
て

ご契
約後
に
つい
て

保
険会
社か
ら
の
お
願
い

保
険金
等
の
請
求
方
法
に
つい
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つい
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

ご契約の解約と解約返戻金について

- ご契約を解約された場合または基本保険金額を減額された場合には、解約返戻金をお支払します。解約返戻金は一時払保険料より少ない金額となる場合があります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は少額となる場合もあります。
- この保険は、運用資産（債券等）が金利の変動の影響を受けるため、解約・減額時に、**市場価格調整（MVA=Market Value Adjustment）**のしくみを用いています。
市場価格調整とは、市場金利による運用資産（債券等）の増減を解約返戻金に反映させるしくみのことをいいます。

解約返戻金と一時払保険料との関係

- ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、一時払保険料より少ない金額になります。
- ご契約を解約・減額された場合、**契約日からその日を含めて10年間は解約控除があります。**
- つぎの場合は、**市場価格調整は行われません。**

- (1)積立利率計算基準日に解約・減額される場合
- (2)積立利率適用期間が1年の期間に属する日に解約・減額される場合

- 上記(1)～(2)以外の場合は、**市場価格調整が行われます。**

解約返戻金の計算方法

- ①・積立利率計算基準日に解約・減額される場合
 - ・積立利率適用期間が1年の期間に属する日に解約・減額される場合

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額}$$

- ②・上記①以外の場合

$$\text{解約返戻金額} = \text{積立金額} \times (1 - \text{市場価格調整率} - \text{解約控除率}^{*1})$$

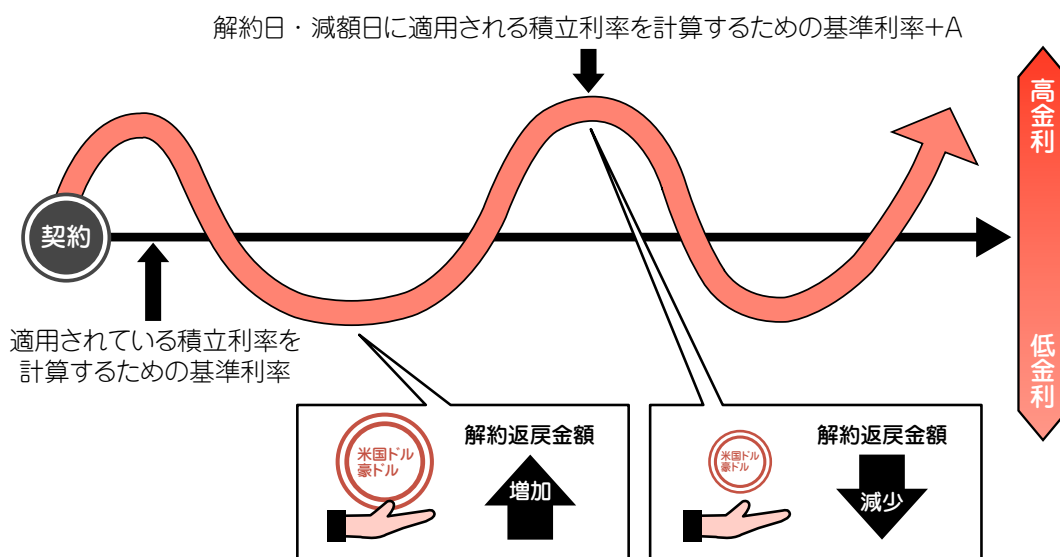
* 1 解約控除率は契約日から10年経過すると0になります。

■市場価格調整率について

- ・市場価格調整率とは、解約または基本保険金額の減額時に、そのときの市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率です。
- ・この市場価格調整率により、この保険契約に「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、「解約日・減額日^{*2}に適用される積立利率を計算するための基準利率+A」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。
- ・一般に公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

*2 解約日・減額日は、所定の必要書類を当社にて受理した日になります。

- ・「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率+A」より高い場合 ⇒ 解約返戻金額が増加します。
- ・「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率+A」より低い場合 ⇒ 解約返戻金額が減少します。



・市場価格調整率は、つぎの算式によって計算される率とします。

$$\text{＜計算式＞} \quad 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率を計算するための基準利率}}{1 + \text{解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率} + A} \right)^{\text{残存月数} / 12}$$

適用されている積立利率を計算するための基準利率	解約日または減額日の属する積立利率適用期間中の、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率 ^{*1}															
解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率	解約日または減額日を契約日として、この保険契約の積立利率適用期間と同一の積立利率適用期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率を計算するための基準利率 ^{*1}															
A ^{*1}	解約日または減額日において設定されている当社が定める率のことで、その範囲は以下のとおりです。 <table><tr><th>運用通貨</th><th colspan="2">率の範囲</th></tr><tr><td>米国ドル 豪ドル</td><td colspan="2">0.00%以上0.10%以下</td></tr></table>			運用通貨	率の範囲		米国ドル 豪ドル	0.00%以上0.10%以下								
運用通貨	率の範囲															
米国ドル 豪ドル	0.00%以上0.10%以下															
残存月数	＜積立利率適用期間：10年、15年、20年の場合＞ ・解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）に以下の係数を乗じた月数 <table><tr><th>運用通貨</th><th>積立利率適用期間</th><th>係数</th></tr><tr><td rowspan="3">米国ドル</td><td>20年</td><td>0.80</td></tr><tr><td>15年</td><td>0.70</td></tr><tr><td>10年</td><td>0.90</td></tr><tr><td>豪ドル</td><td>10年</td><td>0.90</td></tr></table>			運用通貨	積立利率適用期間	係数	米国ドル	20年	0.80	15年	0.70	10年	0.90	豪ドル	10年	0.90
運用通貨	積立利率適用期間	係数														
米国ドル	20年	0.80														
	15年	0.70														
	10年	0.90														
豪ドル	10年	0.90														

*1 基準利率およびAについては、当社ホームページをご覧ください（ご不明な場合は、当社コールセンターまでお問い合わせください）。

＜市場価格調整率の計算式におけるAについて＞

- ・「A」は、基準利率を用いて積立利率を設定する日と解約日または減額日の間に生じる金利の変動や、債券等運用資産の売却にかかる取引費用に備えるために当社が定めた率になります（ご契約時には定まっていません）。
- ・「A」により、「適用されている積立利率を計算するための基準利率」と「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率」が同一であっても、解約・減額時の積立金額に対して残存期間に応じて一定率が控除されます。
- ・ご契約日または積立利率計算基準日から解約日または減額日までの期間の金利変動がなかった場合、この率「A」は、値が大きいほど、また、経過年数が短い（残存月数が長い）ほど解約返戻金額を減少させる傾向があります。
- ・例えば、「適用されている積立利率を計算するための基準利率」と「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率」が3%、「A」が0.10%の場合、残存期間に応じ市場価格調整率としてつぎの表に記載している率が控除されます。

＜解約日・減額日における積立金額に対する市場価格調整率＞

●米国ドル建

【積立利率適用期間が20年の場合】

残存年数*1	20年*2	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
市場価格調整率	1.54%	1.46%	1.39%	1.31%	1.23%	1.16%	1.08%	1.00%	0.93%	0.85%
残存年数*1	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
市場価格調整率	0.77%	0.70%	0.62%	0.54%	0.46%	0.39%	0.31%	0.23%	0.16%	0.08%

※例えば、残存年数20年の市場価格調整率は、市場価格調整率の計算式における、残存月数192か月（240か月（20年）×0.80）で計算した率となります。

【積立利率適用期間が15年の場合】

残存年数*1	15年*2	14年	13年	12年	11年	10年	9年	8年	7年	6年
市場価格調整率	1.01%	0.95%	0.88%	0.81%	0.74%	0.68%	0.61%	0.54%	0.47%	0.41%
残存年数*1	5年	4年	3年	2年	1年					
市場価格調整率	0.34%	0.27%	0.20%	0.14%	0.07%					

※例えば、残存年数15年の市場価格調整率は、市場価格調整率の計算式における、残存月数126か月（180か月（15年）×0.70）で計算した率となります。

【積立利率適用期間が10年の場合】

残存年数 ^{*1}	10年 ^{*2}	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
市場価格調整率	0.87%	0.78%	0.70%	0.61%	0.52%	0.44%	0.35%	0.26%	0.17%	0.09%

※例えば、残存年数10年の市場価格調整率は、市場価格調整率の計算における、残存月数108か月（120か月（10年）×0.90）で計算した率となります。

* 1 解約日・減額日から起算して積立利率適用期間の満了日までの残存年数

* 2 「契約日」または「積立利率計算基準日の翌日」の率

●豪ドル建

【積立利率適用期間が10年の場合】

残存年数 ^{*3}	10年 ^{*4}	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	2年	1年
市場価格調整率	0.87%	0.78%	0.70%	0.61%	0.52%	0.44%	0.35%	0.26%	0.17%	0.09%

※例えば、残存年数10年の市場価格調整率は、市場価格調整率の計算における、残存月数108か月（120か月（10年）×0.90）で計算した率となります。

* 3 解約日・減額日から起算して積立利率適用期間の満了日までの残存年数

* 4 「契約日」または「積立利率計算基準日の翌日」の率

上記は、「A」の影響を説明するための金利変動がない場合の例示であり、実際の市場価格調整率は契約日と解約日または減額日の積立利率および「A」により変動します。

《市場価格調整率の例》

下の表は、米国ドル建のご契約での、つぎの条件の場合における市場価格調整率の例です。

- ・ 積立利率を計算するための基準利率…年3.0%
- ・ A …0.10%
- ・ 経過年数 …解約日時点における契約日・積立利率計算基準日からその日を含めて経過した年数
- ・ 金利変動幅 …市場価格調整率の算式における「適用されている積立利率を計算するための基準利率」に対しての「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率」の変動幅

なお、表の数値は小数点第5位を四捨五入して表示しています。

【積立利率適用期間 20年の場合】

経過年数	金利変動幅									
	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	0.2642	0.2089	0.1491	0.0845	0.0146	0.0000	-0.0609	-0.1427	-0.2312	-0.3271
2年	0.2522	0.1991	0.1418	0.0802	0.0139	0.0000	-0.0576	-0.1347	-0.2178	-0.3075
3年	0.2400	0.1891	0.1345	0.0760	0.0131	0.0000	-0.0543	-0.1268	-0.2046	-0.2882
4年	0.2277	0.1791	0.1271	0.0717	0.0123	0.0000	-0.0511	-0.1189	-0.1915	-0.2691
5年	0.2151	0.1689	0.1197	0.0673	0.0116	0.0000	-0.0478	-0.1111	-0.1785	-0.2504
6年	0.2023	0.1586	0.1122	0.0630	0.0108	0.0000	-0.0445	-0.1033	-0.1656	-0.2319
7年	0.1893	0.1481	0.1046	0.0586	0.0100	0.0000	-0.0413	-0.0956	-0.1530	-0.2137
8年	0.1761	0.1376	0.0970	0.0542	0.0093	0.0000	-0.0381	-0.0879	-0.1404	-0.1957
9年	0.1627	0.1269	0.0892	0.0498	0.0085	0.0000	-0.0348	-0.0803	-0.1280	-0.1780
10年	0.1491	0.1160	0.0815	0.0454	0.0077	0.0000	-0.0316	-0.0727	-0.1157	-0.1606
11年	0.1353	0.1050	0.0736	0.0410	0.0070	0.0000	-0.0284	-0.0652	-0.1036	-0.1435
12年	0.1212	0.0939	0.0657	0.0365	0.0062	0.0000	-0.0252	-0.0578	-0.0915	-0.1266
13年	0.1069	0.0827	0.0578	0.0320	0.0054	0.0000	-0.0220	-0.0504	-0.0797	-0.1099
14年	0.0923	0.0713	0.0497	0.0275	0.0046	0.0000	-0.0189	-0.0430	-0.0679	-0.0935
15年	0.0776	0.0598	0.0416	0.0230	0.0039	0.0000	-0.0157	-0.0357	-0.0563	-0.0773
16年	0.0625	0.0481	0.0334	0.0184	0.0031	0.0000	-0.0125	-0.0285	-0.0448	-0.0614
17年	0.0473	0.0363	0.0252	0.0138	0.0023	0.0000	-0.0094	-0.0213	-0.0334	-0.0457
18年	0.0318	0.0244	0.0169	0.0093	0.0016	0.0000	-0.0062	-0.0141	-0.0221	-0.0302
19年	0.0160	0.0123	0.0085	0.0046	0.0008	0.0000	-0.0031	-0.0070	-0.0110	-0.0150
20年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ご契約のしおり

ご確認
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て

ご契約
について
の
ご
説
明

ご契約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

【積立利率適用期間 15年の場合】

経過 年数	金利変動幅									
	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	0.1795	0.1402	0.0989	0.0553	0.0095	0.0000	-0.0389	-0.0898	-0.1435	-0.2002
2年	0.1678	0.1309	0.0921	0.0515	0.0088	0.0000	-0.0360	-0.0831	-0.1326	-0.1846
3年	0.1559	0.1214	0.0854	0.0476	0.0081	0.0000	-0.0332	-0.0765	-0.1218	-0.1693
4年	0.1439	0.1119	0.0785	0.0437	0.0074	0.0000	-0.0304	-0.0699	-0.1111	-0.1542
5年	0.1318	0.1023	0.0717	0.0398	0.0068	0.0000	-0.0276	-0.0634	-0.1005	-0.1392
6年	0.1194	0.0925	0.0647	0.0359	0.0061	0.0000	-0.0248	-0.0568	-0.0900	-0.1245
7年	0.1069	0.0827	0.0578	0.0320	0.0054	0.0000	-0.0220	-0.0504	-0.0797	-0.1099
8年	0.0942	0.0727	0.0507	0.0281	0.0047	0.0000	-0.0192	-0.0439	-0.0694	-0.0955
9年	0.0813	0.0627	0.0436	0.0241	0.0041	0.0000	-0.0165	-0.0375	-0.0592	-0.0813
10年	0.0682	0.0525	0.0365	0.0201	0.0034	0.0000	-0.0137	-0.0312	-0.0491	-0.0673
11年	0.0549	0.0422	0.0293	0.0161	0.0027	0.0000	-0.0110	-0.0249	-0.0391	-0.0535
12年	0.0415	0.0319	0.0221	0.0121	0.0020	0.0000	-0.0082	-0.0186	-0.0292	-0.0399
13年	0.0279	0.0213	0.0148	0.0081	0.0014	0.0000	-0.0055	-0.0124	-0.0193	-0.0264
14年	0.0140	0.0107	0.0074	0.0041	0.0007	0.0000	-0.0027	-0.0062	-0.0096	-0.0131
15年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【積立利率適用期間 10年の場合】

経過 年数	金利変動幅									
	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	0.1508	0.1174	0.0824	0.0460	0.0078	0.0000	-0.0320	-0.0737	-0.1172	-0.1628
2年	0.1353	0.1050	0.0736	0.0410	0.0070	0.0000	-0.0284	-0.0652	-0.1036	-0.1435
3年	0.1194	0.0925	0.0647	0.0359	0.0061	0.0000	-0.0248	-0.0568	-0.0900	-0.1245
4年	0.1033	0.0799	0.0557	0.0309	0.0052	0.0000	-0.0212	-0.0485	-0.0767	-0.1058
5年	0.0868	0.0670	0.0467	0.0258	0.0044	0.0000	-0.0177	-0.0403	-0.0635	-0.0874
6年	0.0701	0.0540	0.0375	0.0207	0.0035	0.0000	-0.0141	-0.0321	-0.0505	-0.0693
7年	0.0530	0.0408	0.0283	0.0156	0.0026	0.0000	-0.0106	-0.0240	-0.0376	-0.0516
8年	0.0357	0.0274	0.0189	0.0104	0.0017	0.0000	-0.0070	-0.0159	-0.0249	-0.0341
9年	0.0180	0.0138	0.0095	0.0052	0.0009	0.0000	-0.0035	-0.0079	-0.0124	-0.0169
10年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ご確認
いただき
たい
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

■解約控除率について

- ・解約控除率とは、ご契約を解約・減額された場合に適用される経過年数に応じて定められた当社所定の率をいいます。
- ・解約控除率は、経過年数によって異なります。
- ・解約控除率は、年の途中いつ解約しても一定となります。
- ・経過年数が10年以上のご契約には解約控除はありません。
- ・解約控除率は、運用通貨および経過年数に応じてつぎのとおりとします。

運用 通貨	経過年数									
	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
米国ドル 豪ドル	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%

※経過年数とは、契約日からその日を含めて解約日または減額日までの経過年数をいいます。

《解約返戻金の計算例》

下の表は、米国ドル建のご契約での、つぎの条件の場合における解約返戻金額の例です。

- ・ 積立利率を計算するための基準利率…年3.0%
- ・ A …0.10%
- ・ 解約時の積立金額…10,000米国ドル
- ・ 経過年数 …解約日時点における契約日からその日を含めて経過した年数
- ・ 金利変動幅 …市場価格調整率の算式における「適用されている積立利率を計算するための基準利率」に対しての「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率」の変動幅

表の数値は、解約返戻金額（米国ドル）です。なお、表の数値は米国ドル未満を切り捨てているため、実際の数値と異なることがあります。

【積立利率適用期間 20年の場合】

経過 年数	金利変動幅									
	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	6,728	7,281	7,879	8,525	9,224	9,370	9,979	10,797	11,682	12,641
2年	6,918	7,449	8,022	8,638	9,301	9,440	10,016	10,787	11,618	12,515
3年	7,110	7,619	8,165	8,750	9,379	9,510	10,053	10,778	11,556	12,392
4年	7,303	7,789	8,309	8,863	9,457	9,580	10,091	10,769	11,495	12,271
5年	7,499	7,961	8,453	8,977	9,534	9,650	10,128	10,761	11,435	12,154
6年	7,697	8,134	8,598	9,090	9,612	9,720	10,165	10,753	11,376	12,039
7年	7,897	8,309	8,744	9,204	9,690	9,790	10,203	10,746	11,320	11,927
8年	8,099	8,484	8,890	9,318	9,767	9,860	10,241	10,739	11,264	11,817
9年	8,303	8,661	9,038	9,432	9,845	9,930	10,278	10,733	11,210	11,710
10年	8,509	8,840	9,185	9,546	9,923	10,000	10,316	10,727	11,157	11,606
11年	8,647	8,950	9,264	9,590	9,930	10,000	10,284	10,652	11,036	11,435
12年	8,788	9,061	9,343	9,635	9,938	10,000	10,252	10,578	10,915	11,266
13年	8,931	9,173	9,422	9,680	9,946	10,000	10,220	10,504	10,797	11,099
14年	9,077	9,287	9,503	9,725	9,954	10,000	10,189	10,430	10,679	10,935
15年	9,224	9,402	9,584	9,770	9,961	10,000	10,157	10,357	10,563	10,773
16年	9,375	9,519	9,666	9,816	9,969	10,000	10,125	10,285	10,448	10,614
17年	9,527	9,637	9,748	9,862	9,977	10,000	10,094	10,213	10,334	10,457
18年	9,682	9,756	9,831	9,907	9,984	10,000	10,062	10,141	10,221	10,302
19年	9,840	9,877	9,915	9,954	9,992	10,000	10,031	10,070	10,110	10,150
20年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(数値：米国ドル)

ご契約のしおり

ご確認
いただいた
重要なこと
がら主な保
険用
語の
ご説
明特
徴と
し
て特
約に
つ
いてご契
約に
つ
いて
大
切な
こと
がらご契
約後
に
つ
いて保
険会
社か
ら
の
お
願
い保
険金
等
の
請
求
方
法
に
つ
いてそ
の
他
諸
制
度
に
つ
いて

約 款

主
契
約特
約別
表

【積立利率適用期間 15年の場合】

経過 年数	金利変動幅									
	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	7,575	7,968	8,381	8,817	9,275	9,370	9,759	10,268	10,805	11,372
2年	7,762	8,131	8,519	8,925	9,352	9,440	9,800	10,271	10,766	11,286
3年	7,951	8,296	8,656	9,034	9,429	9,510	9,842	10,275	10,728	11,203
4年	8,141	8,461	8,795	9,143	9,506	9,580	9,884	10,279	10,691	11,122
5年	8,332	8,627	8,933	9,252	9,582	9,650	9,926	10,284	10,655	11,042
6年	8,526	8,795	9,073	9,361	9,659	9,720	9,968	10,288	10,620	10,965
7年	8,721	8,963	9,212	9,470	9,736	9,790	10,010	10,294	10,587	10,889
8年	8,918	9,133	9,353	9,579	9,813	9,860	10,052	10,299	10,554	10,815
9年	9,117	9,303	9,494	9,689	9,889	9,930	10,095	10,305	10,522	10,743
10年	9,318	9,475	9,635	9,799	9,966	10,000	10,137	10,312	10,491	10,673
11年	9,451	9,578	9,707	9,839	9,973	10,000	10,110	10,249	10,391	10,535
12年	9,585	9,681	9,779	9,879	9,980	10,000	10,082	10,186	10,292	10,399
13年	9,721	9,787	9,852	9,919	9,986	10,000	10,055	10,124	10,193	10,264
14年	9,860	9,893	9,926	9,959	9,993	10,000	10,027	10,062	10,096	10,131
15年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(数値：米国ドル)

【積立利率適用期間 10年の場合】

経過 年数	金利変動幅									
	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%	0.0%	-0.1%	-0.5%	-1.0%	-1.5%	-2.0%
1年	7,862	8,196	8,546	8,910	9,292	9,370	9,690	10,107	10,542	10,998
2年	8,087	8,390	8,704	9,030	9,370	9,440	9,724	10,092	10,476	10,875
3年	8,316	8,585	8,863	9,151	9,449	9,510	9,758	10,078	10,410	10,755
4年	8,547	8,781	9,023	9,271	9,528	9,580	9,792	10,065	10,347	10,638
5年	8,782	8,980	9,183	9,392	9,606	9,650	9,827	10,053	10,285	10,524
6年	9,019	9,180	9,345	9,513	9,685	9,720	9,861	10,041	10,225	10,413
7年	9,260	9,382	9,507	9,634	9,764	9,790	9,896	10,030	10,166	10,306
8年	9,503	9,586	9,671	9,756	9,843	9,860	9,930	10,019	10,109	10,201
9年	9,750	9,792	9,835	9,878	9,921	9,930	9,965	10,009	10,054	10,099
10年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(数値：米国ドル)

ご確認
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
る

特
約
に
関
し
て

ご
契
約
に
関
し
て
の
重
要
な
こ
と

ご
契
約
後
に
関
し
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
関
し
て

そ
の
他
諸
制
度
に
関
し
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

表

解約返戻金のご請求について

- ・ 積立利率計算基準日を解約日・減額日に指定することができます。
- ・ つぎに定める日（解約日・減額日）の積立金額を基準として計算した金額を解約返戻金として保険契約者にお支払します。

解約日	・ 積立利率計算基準日を解約日に指定しない解約の場合 …解約に必要な請求書類が当社に到着した日 ・ 積立利率計算基準日を解約日に指定しての解約の場合 …解約に必要な請求書類が当社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日
減額日	・ 積立利率計算基準日を減額日に指定しない減額の場合 …減額に必要な請求書類が当社に到着した日 ・ 積立利率計算基準日を減額日に指定しての減額の場合 …減額に必要な請求書類が当社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日



- 解約返戻金額は、運用通貨建てで計算されます。そのため、運用通貨が外貨で、円に換算した場合の金額は、為替の変動による影響を受けますのでご注意ください。
- 外貨でのお支払の場合、外貨で受領できる口座が必要になります。なお、外貨でのお支払は円でのお支払に比べてお客さまの口座に着金するまでに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 外貨で解約返戻金をお支払する際に、お支払にかかる諸手数料をお支払額より差し引かせていただく場合があります。
- また、外貨でのお支払の際には、金融機関により諸手数料が必要となる場合があります。当該手数料は、お客さまの負担となります。

被保険者による保険契約者への解約の請求について

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約のご請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ① 保険契約者または保険金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 保険金等の受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付のご請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者の保険契約者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

ご確認いただきたい重要なことから

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後について

保険会社からのお願い

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

債権者等により保険契約が解約される場合のお取扱について

保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知されたときにおいて、保険契約者以外の以下のいずれかの保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ① 保険契約者の親族
- ② 被保険者の親族
- ③ 被保険者本人

- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべてのお手続きを行う必要があります。

- ① 保険契約者の同意を得ること
- ② 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に対して支払うべき金額を債権者等に支払うこと
- ③ 上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

ご確認いただきたい重要なことから

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後について

保険会社からのお問い合わせ

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

生命保険と税金について

以降の記載は、2024年1月現在の税法に基づいております。
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。また、税務取扱は将来変更されることがあります。

外貨建保険のお取扱について

- ・この保険契約にかかわる金銭の授受は、運用通貨が外貨（米国ドル、豪ドル）の場合、その外貨により行われますが、日本においてご契約される生命保険契約ですので、税法上のお取扱については他の円建の生命保険と同じになります。円換算時に用いる為替レートは、一般的につぎの為替レートを適用し、円に換算するものとされています。

※運用通貨が外貨で、保険料円入金特約により円で保険料をお払込されている場合は、保険料は円換算額を、また円支払特約等により円でお支払した場合は、各支払金は円換算額を基準とします。

詳しくは、税務署等にご確認ください。

項 目	換算基準日	換算時の為替レート ^{*1}
保険料の入金 ^{*2}	保険料受領日	TTM（対顧客電信仲値）
死亡保険金の支払 ^{*3} 災害死亡保険金の支払 ^{*3}	〈相続税の対象となる場合〉 被保険者の死亡日	TTB（対顧客電信買相場）
	〈所得税の対象となる場合〉 被保険者の死亡日	TTM（対顧客電信仲値）
解約返戻金の支払 ^{*3}	解約日・減額日	

- *1 当社の行う税務計算の方法は下記のとおりです。
TTM：当社が指標として指定する銀行のTTM
TTB：TTBに準じる為替レートとして「円支払特約用の為替レート」を用います。
- *2 保険料円入金特約により円で保険料をお払込になっている場合は、円で支払った金額となります。
- *3 円支払特約により円でお支払した場合は、円でお支払した金額となります。
- ※税法上の取扱については、将来変更される可能性があります。

ご確認
いただき
たい
重要な
こと
が
あ
る
こ
と
が
あ
る主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明特
徴
と
し
て
の
こ
と
が
あ
る特
約
に
関
する
こ
と
が
あ
るご
契
約
に
関
する
こ
と
が
あ
るご
契
約
後
に
関
する
こ
と
が
あ
る保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
関
する
こ
と
が
あ
るそ
の
他
の
諸
制
度
に
関
する
こ
と
が
あ
る

約 款

主
契
約特
約別
表

保険料について

お払込になった保険料は所得控除（生命保険料控除）を受けることができ、所得税・住民税の負担が軽減されることがあります。

控除の対象となるご契約



保険金の受取人が本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっているご契約

■生命保険料控除のお手続

生命保険料控除をお受けになるには申告が必要です。当社より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保管してください。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

- 運用通貨が外貨の場合、生命保険料控除証明書は運用通貨額を保険料受領日の「当社が指標として指定する銀行のTTM（TTM：対顧客電信仲値）」により円換算した金額を記載します。ただし、保険料円入金特約を付加した場合には円換算額を記載します。

保険金について

	契約形態	契約例			課税の種類
		保険契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金	保険契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
	保険契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得） + 住民税
	保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

保険会社からのお願い

- 保険金等のお支払事由が生じた場合には、当社までご連絡ください。
- 転居、町名変更の場合には、お手数でも当社へすみやかにお知らせください。
- 名義変更、改姓、証券の紛失、改印、印鑑の紛失等の場合には、当社にすみやかにお知らせください。
- 保険金等の受取人の変更について
 - ・保険契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金等の受取人を変更することができます。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません（保険契約者と保険金等の受取人が法人の場合、法人を受取人とすることができません）。
 - ・保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。
 ※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等のご請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。
- 遺言による保険金等の受取人の変更について
 - ・保険契約者は保険金等のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。ただし、保険金等の受取人が約款であらかじめ定められている場合には保険金等の受取人の変更はできません。
 - ・保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、保険金等の受取人変更の効力を生じません。
 ※当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払したときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等のご請求を受けても、当社は保険金等をお支払しません。
- 保険契約者または保険金の受取人について
 - ・家庭裁判所の審判により補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、お早めに当社にお知らせください。
- ご契約に関する照会やご通知の際には証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。
- さまざまなお手続に保険証券は欠かせないものですので、お客さまご自身で管理してください。

ご確認いただきたい重要なことから

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社からのお願い

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

ご契約のしおり

ご確認
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

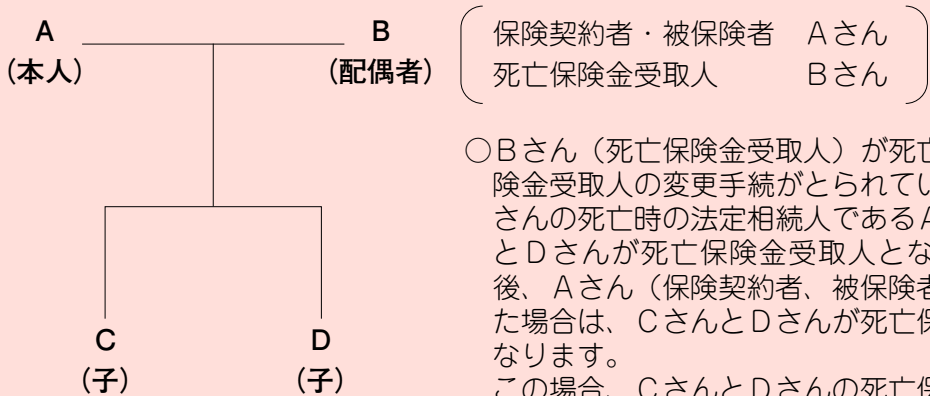
■ 保険契約についてのお問い合わせやご相談は、当社にお申し出ください。

■ 死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください。

- ・ 新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
- ・ 死亡保険金受取人が亡くなられた時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。

死亡保険金受取人が死亡された場合の例



○ Bさん（死亡保険金受取人）が死亡され、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（保険契約者、被保険者）が死亡された場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

※保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、当社にご連絡ください。

保険金等の請求方法について

死亡保険金等の迅速で正確なお支払には、お客さまからの早期のご連絡が大変重要な情報となります。

ご契約関係者（保険契約者、被保険者等）にご不幸があった場合、ご不明な点のご質問等も含めて、当社までご連絡ください。

保険金等請求のお手続は、以下（1～4）の手順にて行います。

1 当社にて、ご請求のお申し出をお受けした後、
ご請求に関する書類*1を交付または郵送します。

* 1 保険金等の各種請求書類は当社ホームページからダウンロードすることができます（一部ホームページからダウンロードできない書類があります）。

2 当社所定の書類に必要な事項をご記入いただくとともに、
診断書等をご準備ください。
すべての書類が整いましたら、当社へご提出ください。

3 当社にて、ご提出いただいた書類の内容を拝見します。

4 ご契約の約款の内容に従い、保険金等をご指定の
口座へお支払します。

※必要書類に不備がありますと、お支払が遅れることがありますのでご注意ください。
※保険金等のご請求について、上記の方法のほか情報端末によるお手続を認めることがあります。



ジブラルタ生命コールセンター

受付時間 平日9:00～18:00
土曜9:00～17:00
(日・祝・年末年始を除く)

一般のお客さま **0120-37-2269** **通話料無料**

募集代理店を通じて
ご加入されたお客さま **0120-78-2269** **通話料無料**

ご確認
いただき
た
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
の
重
要
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

ご契約のしおり

ご確認
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て

特
約
に
関
し
て

ご
契
約
に
関
し
て
の
重
要
な
事
項

ご
契
約
後
に
関
し
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
関
し
て

そ
の
他
諸
制
度
に
関
し
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

■各種請求書類については、普通保険約款、特約条項または別表4をご覧ください。

■ご請求についてのご注意

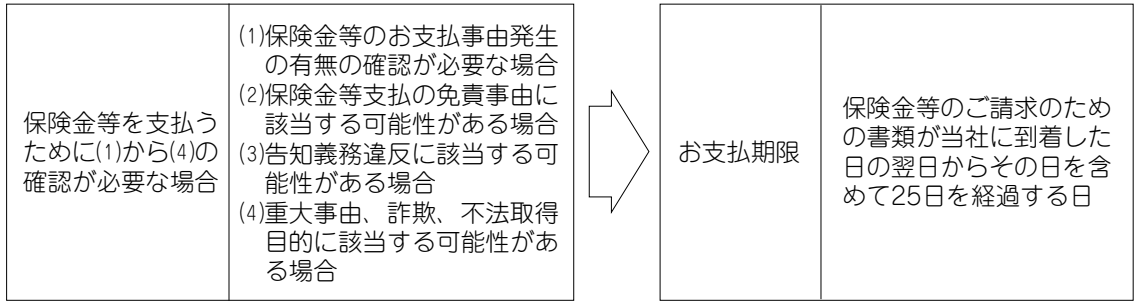
- ・ 保険金等・返戻金の元利金のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。
- ・ 保険金等のお支払等に際し、事実の確認を行う場合があります。事実の確認に際し、当社からの事実の照会をしましたらありのままをお答えください。
正当な理由がなく回答または同意を拒まれたときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等をお支払しません。

■保険金等のお支払場所について

- ・ 保険金等は、本社または当社の指定した場所（指定口座等）でお支払します。

■保険金等のお支払期限について

保険金等は、そのご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払します。
ただし、保険金等をお支払するために追加で確認・照会・調査が必要な場合には、それぞれのケースに応じたお支払の期限を約款に定めました。追加で確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等をご請求した方にその旨を通知します。



上記(1)から(4)を確認するために特別な照会等が必要な場合のお支払期限については、普通保険約款等をご覧ください。

普通保険約款等で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、当社所定の利息を付けて、保険金等をお支払します。

- ※「書類が当社に到着」とは、「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。
- ※保険金等をお支払するための上記の確認等に際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払しません。

ご契約のしおり

ご確認
いただき
た
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
く
み
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

■管轄裁判所について

保険金等のご請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住
所地と同一の都道府県内の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もより
の支社）所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします）をもって合意による管轄
裁判所とします。

Memo



その他諸制度について

個人情報の取扱について

■個人情報の取得・利用

当社は、お客さまとのお取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、個人情報を以下の利用目的の範囲において取得・管理・利用いたします。
 なお、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法の定める個人番号関係事務を処理する目的で、取得・管理・利用いたします。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

■個人情報の提供

お客さまご本人の同意がある場合、または法令等により必要と判断される場合を除き、お客さまの個人情報を第三者へ提供いたしません。
 なお、個人情報のうち、個人番号および特定個人情報については、マイナンバー法に定める場合を除き、第三者へ提供いたしません。

■保有個人データの開示・訂正・利用停止等

お客さまご本人の保有個人データに関する開示・訂正・利用停止等のお申し出は、当社コールセンターまたは最寄りの営業拠点で承ります。お申し出者をご本人であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、開示・訂正・利用停止等いたします。

■個人情報に関するお問い合わせ先

当社は、個人情報の取扱に関するお問い合わせや苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客さまからのお問い合わせや苦情等に誠実に対応します。

【ジブラルタ生命の個人情報に関する窓口】

●ジブラルタ生命 コールセンター

一般のお客さま	0120-37-2269
募集代理店を通じてご加入されたお客さま	0120-78-2269

受付時間：平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00（日・祝・年末年始を除く）

【当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について】

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱に関する苦情・相談を受け付けております。

- ・お問い合わせ先
 （一社）生命保険協会 生命保険相談室 TEL 03（3286）2648
 〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階
 受付時間：9:00～17:00（土・日曜、祝日などの同協会休業日を除く）
- ・ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

当社の個人情報の取扱についての詳細は、当社ホームページで公表しております。

<https://www.gib-life.co.jp/>

ご確認いただきたく重要なことから

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社からお願い

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主 契 約

特 約

別

表

取引時の確認について

ご契約時に確認させていただいたご本人を特定するための事項等に変更があった場合には、当社へすみやかにお知らせください。

※「ご本人を特定するための事項等」とは、本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者（法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等）をいいます。

ご確認
いただき
たい重
要なこ
とから

主な保
険用
語の
ご説
明

特徴
とし
て

特約
につ
いて

ご契
約に
つい
て大
切な
こと
から

ご契
約後
に
つい
て

保
険会
社か
ら
の
お
願
い

保
険金
等
の
請
求
方
法
に
つい
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つい
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

保険契約等に関する情報の共同利用について

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受の判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払の判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込があった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受できなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込があった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受またはこれらの保険金等のお支払の判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受およびお支払の判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受およびこれらの保険金等のお支払の判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

ご確認いただき
重要なことがら

主な保険用
語のご説明

特徴として
みについて

特約について

ご契約について
大切なことがら

ご契約後に
ついて

保険会社か
らのお願ひ

保険金等の請求
方法について

その他諸制
度について

約 款

主
契
約

特

約

別

表

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込があった場合、お申込の対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「**契約内容登録制度・契約内容照会制度**」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）をご確認ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただきます。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社にお問い合わせください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料およびお払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読みかえます。

※「**支払査定時照会制度**」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「**支払査定時照会制度**」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.gib-life.co.jp/>）をご確認ください。

ご確認
いただき
たい
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
て
み
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険契約が長期にわたるご契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところにより、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めております。

ただし、万一、生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

■保険業法に基づく契約条件の変更手続

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保険契約者の異議申立て手続を経て、保険金額の削減その他のご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます。）が行われることがあります。

■保険業法に基づく破綻処理

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません。）が行われることがあります。

- (1)他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
- (2)他の保険会社との合併が行われるとき
- (3)他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

■一般の倒産法制の利用

会社更生法等の倒産法に基づく手続が行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

【生命保険契約者保護機構について】

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込を行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。

ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時にお約束した保険金額等が保証されているものではありません。

ご確認いただきたい重要なことから

主な保険用語のご説明

特徴としくみについて

特約について

ご契約について大切なことから

ご契約後に

保険会社からお願い

保険金等の請求方法について

その他諸制度について

約 款

主契約

特約

別表

ご契約のしおり

ご確認
いただき
た
重要な
こと
が
ら

主
な
保
険
用
語
の
ご
説
明

特
徴
と
し
く
み
に
つ
い
て

特
約
に
つ
い
て

ご
契
約
に
つ
い
て
大
切
な
こ
と
が
ら

ご
契
約
後
に
つ
い
て

保
険
会
社
か
ら
の
お
願
い

保
険
金
等
の
請
求
方
法
に
つ
い
て

そ
の
他
諸
制
度
に
つ
い
て

約 款

主
契
約

特
約

別
表

「生命保険契約者保護機構」につきましては



「ご契約のしおり」中の「生命保険契約者保護機構」について」をご参照ください。



- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等の受取人にお支払する金額が、お払いただいた保険料の合計額を下まわる可能性があります。

「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約のお引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によってはご契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※２）を除き、責任準備金等（※３）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※４））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※１ 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※２ 破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（注１）をこえていたご契約を指します（注２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去５年間の各年の予定利率－基準利率)の総和÷２}

(注１) 基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

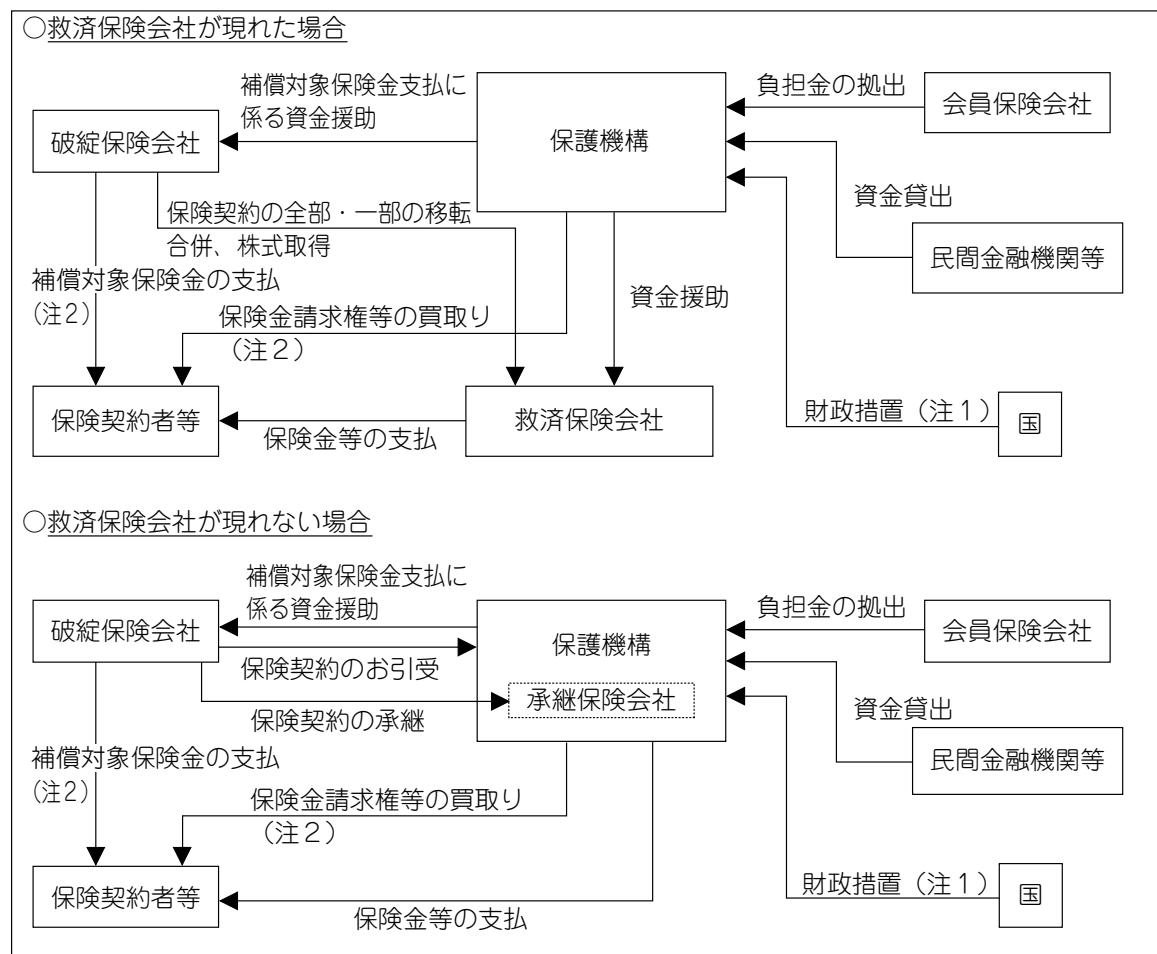
(注２) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎

に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払にそなえ、保険料や運用収益等を財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】



（注1）上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注2）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2022年4月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後5時」
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

Memo



約 款

「補則」と「用語の意義」は約款を構成する規定です。

積立利率更改型一時払終身保険(23)（米国ドル建）普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1 通貨

第1条 通貨

2 責任開始期

第2条 責任開始期

3 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第3条 積立金および積立利率

第4条 積立利率適用期間および積立利率の更改

4 保険証券

第5条 保険証券

5 保険金の支払

第6条 保険金の支払

第7条 保険金を支払わない場合

6 戦争その他の変乱による保険金の削減支払

第8条 戦争その他の変乱による災害死亡保険金の削減支払

7 保険金の請求手続等

第9条 保険金の請求手続

第10条 保険金の支払の時期および場所等

8 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第11条 詐欺による取消

第12条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第13条 告知義務

第14条 告知義務違反による解除

第15条 告知義務違反による解除ができない場合

10 重大事由による解除

第16条 重大事由による解除

11 解約および解約返戻金

第17条 解約

第18条 解約返戻金

第19条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

12 契約内容の変更

第20条 基本保険金額の減額

13 保険金の受取人

第21条 保険金の分割割合

第22条 受取人の代表者

第23条 会社への通知による保険金の受取人の変更

第24条 遺言による保険金の受取人の変更

第25条 保険金の受取人の死亡

14 保険契約者

第26条 保険契約者の代表者

第27条 保険契約者の変更

第28条 保険契約者の住所変更

15 成年後見等の開始

第29条 成年後見等の開始

16 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第30条 契約年齢の計算

第31条 契約年齢および性別の誤りの処理

17 契約者配当

第32条 契約者配当

18 時効

第33条 時効

19 管轄裁判所

第34条 管轄裁判所

20 保険契約者との金銭の授受に関する事項

第35条 保険契約者との金銭の授受に関する事項

21 特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

附則1 解約返戻金額

附則2 請求書類

積立利率更改型一時払終身保険(23) (米国ドル建) 普通保険約款

この保険の趣旨

- ・保険料の払込および保険金等の支払を米国ドル建で行う保険です。
- ・市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組の一時払の米国ドル建終身保険です。
- ・被保険者が死亡した場合に死亡保険金を、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡した場合にはさらに災害死亡保険金を支払います。

1 通貨

第1条 (通貨)

この保険における通貨は、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）とし、保険契約者は、保険契約締結の際、米国ドルにより基本保険金額^(※1)を指定することを要します。

第1条の用語の意義

※1 基本保険金額

保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が減額された場合には、減額後の金額とします。

2 責任開始期

第2条 (責任開始期)

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負い、その時を責任開始期とします。
 - (1) 一時払保険料または一時払保険料相当額^(※1)を受け取った時
 - (2) 被保険者に関する告知が行われた時
- 2 第1項の規定により、会社の責任が開始される日を契約日とします。

第2条の用語の意義

※1 一時払保険料相当額

会社が保険契約の申込を承諾する前に受け取った金額で、会社が保険契約の申込を承諾した場合に一時払保険料に充当する金額をいいます。

3 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第3条 (積立金および積立利率)

- 1 積立金とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料を積み立てた部分をいい、金利情勢に基づいて、会社の定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）を付けて、経過した年月日数により積み立てます。この場合、積立利率により積み立てた金額を「積立金額」といいます（以下、同じとします。）。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日^(※1)における積立利率を、契約日またはそれぞれの積立利率計算基準日から始まる積立利率適用期間中適用します。
- 3 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日に応じて、つぎに定める基準利率に最大 1.5%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。ただし、積立利率は、つぎに定める米国債の利回りの平均値に 2.0%を加え、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を差し引いた利率を上限とします。

契約日または積立利率計算基準日	基準利率	米国債の利回りの平均値
1日から15日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前月26日（ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。）の直前5日（ただし、第5項に定める指標金利および第7項に定める米国債の利回りの取得が可能な日とします。）分の第5項に定める指標金利の平均値	左記の5日分の第7項に定める米国債の利回りの平均値

契約日または積立利率計算基準日	基準利率	米国債の利回りの平均値
16日から末日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当月11日（ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。）の直前5日（ただし、第5項に定める指標金利および第7項に定める米国債の利回りの取得が可能な日とします。）分の第5項に定める指標金利の平均値	左記の5日分の第7項に定める米国債の利回りの平均値

4 第3項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率^(※2)を下まわる場合には、積立利率は予定利率と同じとします。

5 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、つぎの積立利率適用期間ごとに定める会社指定の情報提供機関から提供される債券インデックスの利回りとなります。

積立利率適用期間	指標金利	情報提供機関
20年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建20年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A- 20年）の利回り	Bloomberg Finance L.P.
15年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建10年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A- 10年）の利回り	
10年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建10年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A- 10年）の利回り	

6 第5項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により第5項に定める利回りが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、第5項に定める利回りを指標金利として用いることが適切でなくなった場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

7 積立利率の上限の計算の基礎となる米国債の利回りは、つぎの積立利率適用期間ごとに定める会社指定の情報提供機関から提供される米国債の利回りとなります。

積立利率適用期間	米国債の利回り	情報提供機関
20年	残存期間20年の米国債の流通利回り	Bloomberg Finance L.P.
15年	残存期間10年の米国債の流通利回り	
10年	残存期間10年の米国債の流通利回り	

8 第7項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により第7項に定める利回りが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、第7項に定める利回りを積立利率の上限の基準として用いることが適切でなくなった場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、積立利率の上限の基準およびその計算をこの保険の運用対象と連動するものに変更することがあります。この場合、積立利率の上限の基準およびその計算を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

9 事業譲渡等により第5項および第7項に定める情報提供機関に変更があった場合には、変更後の情報提供機関によるものとします。また、第5項に定めるインデックス名称に変更があった場合には、変更後のインデックス名称によるものとします。

10 第3項から第9項までの規定にかかわらず、積立利率適用期間1年に適用する積立利率は、積立利率計算基準日における、会社所定の利率から災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。ただし、この保険契約の予定利率を下まわらないものとします。

第3条の用語の意義

※1 積立利率計算基準日

第4条（積立利率適用期間および積立利率の更改）に定める積立利率適用期間満了の日の翌日をいいます。本条において同じとします。

※2 予定利率

保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.01%とします。本条において同じとします。

第4条（積立利率適用期間および積立利率の更改）

1 積立利率適用期間は、積立利率適用期間の型に応じて、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれかとし、保険契約締結の際、保険契約者は会社の定める取扱範囲内で積立利率適用期間の型を指定するものとします。

(1) 積立利率適用期間の型がⅠ型の場合

契約日または積立利率計算基準日 ^(※1) における被保険者の年齢	積立利率適用期間
① 被保険者の年齢が80歳未満の場合	20年
② 被保険者の年齢が80歳以上91歳未満の場合	15年

契約日または積立利率計算基準日 ^(※1) における被保険者の年齢	積立利率適用期間
③ 被保険者の年齢が91歳以上の場合	1年

(2) 積立利率適用期間の型がⅡ型の場合

契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢	積立利率適用期間
① 被保険者の年齢が80歳未満の場合	10年
② 被保険者の年齢が80歳以上91歳未満の場合	10年
③ 被保険者の年齢が91歳以上の場合	1年

- 2 第1項の規定により指定された積立利率適用期間の型は、変更することができません。
- 3 積立利率適用期間は、契約日または積立利率計算基準日からその日を含めて第1項に定める各年数経過後の年単位の契約応当日^(※2)の前日までの期間とします。
- 4 会社は、積立利率計算基準日に積立利率を更改します。
- 5 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を保険契約者に通知します。ただし、第3条（積立金および積立利率）第10項に定める利率で更改する場合で、更改後の利率が更改前の利率と同一のときは、通知しません。

第4条の用語の意義

- ※1 積立利率計算基準日
本条に定める積立利率適用期間満了の日の翌日をいいます。本条において同じとします。
- ※2 年単位の契約応当日
毎年の契約日に対応する日をいいます。年単位の契約応当日のない月の場合には、その月の末日を年単位の契約応当日とします。

4 保険証券

第5条（保険証券）

- 1 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 2 第1項の保険証券には、つぎの第(1)号から第(10)号までに定める事項を記載します。^(補1)
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項^(補2)
 - (5) 保険期間
 - (6) 積立利率適用期間の型
 - (7) 基本保険金額^(※1)
 - (8) 保険料およびその支払方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券の作成年月日
- 3 第1項の保険証券の交付のほか、つぎの第(1)号から第(4)号までの場合には、新たな保険証券を交付します。
- (1) 基本保険金額の減額
 - (2) 会社への通知による保険金の受取人の変更
 - (3) 遺言による保険金の受取人の変更
 - (4) 保険契約者の変更

第5条の補則

- 補1 この保険契約に特約が付加された場合には、その特約について、第2項第(2)号から第(9)号までに準ずる事項を保険証券に記載します。
- 補2 この保険の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合には、受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項を保険証券に記載しません。

第5条の用語の意義

- ※1 基本保険金額
保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が減額された場合には、減額後の金額とします。本条において同じとします。

5 保険金の支払

第6条（保険金の支払）

この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの第(1)号および第(2)号のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき ^(補1)	被保険者が死亡した日における積立金相当額。 ただし、その日における解約返戻金額を下まわる場合には、解約返戻金額とします。	死亡保険金受取人
(2) 災害死亡保険金(死亡保険金に加えて支払います。)	つぎの①または②を直接の原因として被保険者が死亡したとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2)(ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限りします。) ② 責任開始期以後に発病した感染症(別表10)	被保険者が死亡した日における積立金の5%相当額	

第6条の補則

補1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

第7条（保険金を支払わない場合）

1 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
(1) 死亡保険金	つぎの①から③までのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者の故意 ③ 死亡保険金受取人の故意
(2) 災害死亡保険金	つぎの①から⑧までのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 保険契約者の故意または重大な過失 ② 被保険者の故意または重大な過失 ③ 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ④ 被保険者の犯罪行為 ⑤ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑥ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑦ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑧ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

2 被保険者の死亡が第1項第(1)号の①または③による免責事由に該当したために死亡保険金を支払わない場合には、会社は積立金を保険契約者に支払います。

3 被保険者の死亡が第1項第(1)号の②による免責事由に該当したために死亡保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

4 被保険者の死亡が第1項第(1)号の③による免責事由に該当したために死亡保険金を支払わない場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。

- (1) その死亡保険金受取人には死亡保険金を支払いません。
- (2) 死亡保険金のうち、第(1)号の支払われない死亡保険金を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第(1)号の支払われない死亡保険金部分については、その死亡保険金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その部分の積立金を保険契約者に支払います。

6 戦争その他の変乱による保険金の削減支払**第8条（戦争その他の変乱による災害死亡保険金の削減支払）**

第6条（保険金の支払）の規定にかかわらず、被保険者がつぎの第(1)号または第(2)号のいずれかにより災害死亡保険金の支払事由に該当した場合に、その原因によって災害死亡保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社はその影響の程度に応じ、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

7 保険金の請求手続等

第9条（保険金の請求手続）

- 1 保険金の支払事由が生じた場合には、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じた場合には、請求書類（附則2）を提出して保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じた場合には、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、第2項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第10条（保険金の支払の時期および場所等）

- 1 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要となつぎの第(1)号から第(4)号までに掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの第(1)号から第(4)号までに定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	① 第(2)号および第(3)号に定める事項 ② 第16条（重大事由による解除）第1項第(3)号の①から⑤までに該当する事実の有無 ③ 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実 ④ 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 3 第2項の確認をするため、つぎの第(1)号から第(6)号までに掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの第(1)号から第(6)号までに定める日数（第(1)号から第(6)号までのうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

特別な照会・調査	確認する事項	日数
(1) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	第2項第(1)号から第(4)号までに定める事項	45日
(2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	第2項第(1)号から第(4)号までに定める事項	60日
(3) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	第2項第(1)号から第(4)号までに定める事項	90日
(4) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	第2項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項	180日
(5) 日本国外における調査	第2項第(1)号から第(4)号までに定める事項	90日
(6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	第2項第(1)号から第(4)号までに定める事項	60日

- 4 第2項および第3項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 5 第1項から第3項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第1項から第3項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて保険金を支払います。

- 6 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく第2項および第3項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。）には、会社は、これにより第2項および第3項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

8 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第11条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結した場合には、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第12条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、会社は、保険契約を無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第13条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面^{（*1）}で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第13条の用語の意義

*1 書面

会社の定める情報端末を用いた場合には、表示された告知画面をいいます。本条において同じとします。

第14条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 告知義務違反が生じた場合、会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明した場合には、保険金の支払を行います。
- 4 告知義務違反によって保険契約を解除する場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 告知義務違反によって保険契約を解除した場合には、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第15条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 会社は、つぎの第(1)号から第(5)号までのいずれかの場合には、第14条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者^{（*1）}が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたと
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき^{（補1）}
- 2 第1項第(2)号および第(3)号の規定は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第15条の補則

補1 責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実がある場合には、会社は保険契約を解除することができます。

第15条の用語の意義

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者で、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。本条において同じとします。

10 重大事由による解除

第16条（重大事由による解除）

1 会社は、つぎの第(1)号から第(5)号までのいずれかに定める事由（以下、「重大事由」といいます。）が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

重大事由	
(1) 詐取目的での事故招致（事故招致の未遂を含みます。本項において同じとします。）	つぎのいずれかに該当する場合 ① 保険契約者または死亡保険金の受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致をしたこと ② 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人が、この保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的または他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致をしたこと
(2) 保険金の請求に関する詐欺行為（詐欺行為の未遂を含みます。本項において同じとします。）	この保険契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があった場合
(3) 反社会的勢力 ^{（*1）} との関係	保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合 ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除される事由	この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第(1)号から第(3)号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
(5) 第(1)号から第(4)号までに掲げる事由と同等の重大な事由	保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第(1)号から第(4)号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 重大事由が生じた場合、会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、第1項第(1)号から第(5)号までに定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 重大事由によって保険契約を解除する場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
- 4 重大事由によって保険契約を解除した場合には、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 第2項について、第1項第(3)号のみに該当した場合で、第1項第(3)号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、第1項第(3)号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金の支払を行いません。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 6 第1項第(3)号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第5項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については第4項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第16条の用語の意義

*1 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。本条において同じとします。

11 解約および解約返戻金

第17条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が解約返戻金の請求をする場合には、請求書類（附則2）を会社に提出してください。
- 3 解約は、請求書類（附則2）が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日^(※1)を指定しての解約が行われた場合には、請求書類（附則2）が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 4 第3項の解約の効力が生じる日を以下、「解約日」といいます。

第17条の用語の意義

※1 積立利率計算基準日

第4条（積立利率適用期間および積立利率の更改）に定める積立利率適用期間満了の日の翌日をいいます。本条において同じとします。

第18条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として附則1に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金は、解約日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 3 第2項に定める期限をこえて解約返戻金を支払う場合には、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて支払います。

第19条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

- 1 第17条（解約）の規定のほか、保険契約が債権の担保となっている場合等においては、債権者等^(※1)が会社へ通知することにより、保険契約の解約を行うことがあります。この債権者等による保険契約の解約は、債権者等からの解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 第1項の解約が通知された場合でも、保険金の受取人がつぎの第(1)号の支払および第(2)号の通知を行ったときは、第1項の解約の効力は生じることなく、保険契約を継続することができます。
 - (1) 保険契約者の同意を得て、第1項の期間が経過するまでの間に、所定の金額^(※2)を債権者等に支払うこと
 - (2) 会社に第(1)号の支払を行ったことを通知すること
- 3 第2項の保険金の受取人は、債権者等からの解約の通知の時に、保険契約者以外のつぎの第(1)号から第(3)号までのいずれかの者である場合に限ります。
 - (1) 保険契約者の親族
 - (2) 被保険者の親族
 - (3) 被保険者本人
- 4 第2項第(2)号の通知をする場合には、第2項の保険金の受取人は請求書類（附則2）を会社に提出してください。
- 5 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべき場合には、会社が支払うべき金額^(※3)の限度で、第2項第(1)号の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を第2項の保険金の受取人に支払います。

第19条の用語の意義

※1 債権者等

差押債権者、破産管財人その他保険契約者以外の者で保険契約を解約できる者をいいます。本条において同じとします。

※2 所定の金額

債権者等の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額をいいます。

※3 会社が支払うべき金額

保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含みます。本条において同じとします。

12 契約内容の変更

第20条（基本保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲^(※1)内で、将来に向かって基本保険金額^(※2)を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。
- 3 保険契約者が基本保険金額の減額を請求する場合には、請求書類（附則2）を会社に提出してください。

- 4 基本保険金額の減額は、請求書類（附則2）が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日^(※3)を指定しての減額が行われた場合には、請求書類（附則2）が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 5 第4項の減額の効力が生じる日を以下、「減額日」といいます。
- 6 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、減額日の積立金額を基準として附則1に定める方法により計算します。
- 7 第6項の解約返戻金は、減額日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 8 第7項に定める期限をこえて第6項の解約返戻金を支払う場合には、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて支払います。

第20条の用語の意義

- *1 会社の定める金額の範囲
保険契約者が基本保険金額の減額を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。
- *2 基本保険金額
保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が減額された場合には、減額後の金額とします。本条において同じとします。
- *3 積立利率計算基準日
第4条（積立利率適用期間および積立利率の更改）に定める積立利率適用期間満了の日の翌日をいいます。本条において同じとします。

13 保険金の受取人

第21条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第22条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第23条（会社への通知による保険金の受取人の変更）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 第1項の通知をする場合には、請求書類（附則2）を会社に提出してください。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第24条（遺言による保険金の受取人の変更）

- 1 第23条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 第1項の規定による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および第2項の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 第3項の通知をする場合には、請求書類（附則2）を会社に提出してください。
- 5 保険契約者は、法律上有効な遺言によっても、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。

第25条（保険金の受取人の死亡）

- 1 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡した場合には、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。^(補1)
- 2 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 3 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第 25 条の補則

補 1 法定相続人が死亡保険金受取人となった後も、第 23 条（会社への通知による保険金の受取人の変更）および第 24 条（遺言による保険金の受取人の変更）の規定により、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

14 保険契約者

第 26 条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が 2 人以上の場合には、代表者 1 人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 第 1 項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の 1 人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が 2 人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第 27 条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が保険契約者の変更を請求する場合には、請求書類（附則 2）を会社に提出してください。

第 28 条（保険契約者の住所変更）

- 1 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が第 1 項の通知をしなかった場合には、会社の知った最終の住所または通信先あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15 成年後見等の開始

第 29 条（成年後見等の開始）

- 1 つぎの第(1)号または第(2)号の場合には、保険契約者、保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。
 - (1) 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合
 - (2) 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合
- 2 つぎの第(1)号または第(2)号の場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。
 - (1) 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合
 - (2) 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合

16 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第 30 条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第 1 項の契約年齢に年単位の契約応当日^(*)ごとに 1 歳を加えて計算します。

第 30 条の用語の意義

* 1 年単位の契約応当日
毎年契約日に対応する日をいいます。年単位の契約応当日のない月の場合には、その月の末日を年単位の契約応当日とします。

第 31 条（契約年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書^(*)に記載された被保険者の年齢および性別に誤りのあった場合、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。

被保険者の年齢および性別に誤りのあった場合	取扱
(1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったとき	会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
(2) 第(1)号以外で年齢に誤りがあったとき	実際の年齢に適用される積立利率に基づいて積立金等を更正します。
(3) 性別に誤りがあったとき	実際の性別に更正します。

第31条の用語の意義

- * 1 保険契約申込書
会社の定める情報端末を用いた場合には、表示された申込画面をいいます。

17 契約者配当

第32条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

18 時効

第33条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

19 管轄裁判所

第34条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人^(※1)の住所地と同一都道府県内にある支社^(※2)の所在地を管轄する地方裁判所^(※3)をもって、合意による管轄裁判所とします。

第34条の用語の意義

- * 1 保険金の受取人
保険金の受取人が2人以上いる場合には、その代表者としてします。
- * 2 保険金の受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がない場合には、もよりの支社としてします。
- * 3 地方裁判所
本庁に限りします。

20 保険契約者との金銭の授受に関する事項

第35条（保険契約者との金銭の授受に関する事項）

- 1 会社は、保険契約者と米国ドルで金銭の授受ができないつぎの場合には、米国ドルで定められた金額を、つぎの第(1)号から第(3)号までに定める換算基準日^(※1)における会社所定の為替レートにより円に換算して、円による金額で取り扱います。

保険契約者と米国ドルで金銭の授受ができない場合	米国ドルで定められた金額	換算基準日
(1) 被保険者の死亡が免責事由に該当したことにより死亡保険金を支払わない場合	会社が保険契約者に支払う積立金相当額	被保険者の死亡日
(2) 保険契約を解除した場合	会社が保険契約者に支払う解約返戻金	被保険者が死亡した場合は被保険者の死亡日、それ以外の場合は解除の通知を発信した日
(3) 契約年齢および性別の誤りの処理で会社が保険契約者に保険料を払い戻す場合	会社が保険契約者に払い戻す保険料	書類到着日 ^(※2)

- 2 第1項に定める会社所定の為替レートは、換算基準日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）^(※3)を下まわることはありません。

第35条の用語の意義

- * 1 換算基準日

米国ドルで定められた金額を円に換算する際の基準となる日をいいます。ただし、その日がこの保険に関して会社が主として取引する銀行(この用語の意義において「取引銀行」といいます。)の休業日に当たる場合には、その直後の取引銀行の営業日とします。本条において同じとします。

*2 書類到着日

必要な書類が会社に到着した日をいいます。

*3 換算基準日における取引銀行の対顧客電信買相場(TTB)

1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

21 特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額および基準利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

- (1) 解約日または減額日が、第3条（積立金および積立利率）第2項に定める積立利率計算基準日または第4条（積立利率適用期間および積立利率の更改）第1項第(1)号の③および第(2)号の③に定める積立利率適用期間1年の期間に属する日の場合

積立金額

- (2) 解約日または減額日が、上記以外の日の場合
積立金額×（1－市場価格調整率－解約控除率）

（注1）「解約控除率」とは、経過年月日数（契約日からその日を含めて解約日または減額日までの日数とします。）に応じた会社の定める率とします。

（注2）「市場価格調整率」とは、つぎの算式によって計算される率とします。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率を計算するための基準利率}}{1 + \text{解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率} + A} \right)^{\text{残存月数}/12}$$

ここで、

- ・適用されている積立利率を計算するための基準利率
 - … 解約日または減額日の属する積立利率適用期間中の、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率
- ・解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率
 - … 解約日または減額日を契約日として、この保険契約の積立利率適用期間と同一の積立利率適用期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率を計算するための基準利率
- ・A
 - … 解約日または減額日において、資産の売却損益等に応じて、0%以上0.10%以下の範囲内で会社が定めている率
- ・残存月数
 - … 積立利率適用期間が20年の場合は、解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）に0.80を乗じた月数
 - … 積立利率適用期間が15年の場合は、解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）に0.70を乗じた月数
 - … 積立利率適用期間が10年の場合は、解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）に0.90を乗じた月数

とします。

（注3）死亡保険金の支払に際しては、附則1中、「解約日または減額日」とあるのは「被保険者が死亡した日」と読み替えます。

（備考）

市場価格調整率（MVA＝Market Value Adjustment）

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率が、「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率＋A」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

附則2 請求書類

〔I〕 保険金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (7) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券

請求項目	手続書類
解約返戻金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券

(備考)

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、第(1)号または第(2)号のいずれかおよび第(3)号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
基本保険金額の減額	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券
保険契約者の変更	(1) 請求書＊ (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
債権者等により保険契約が解約される場合	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。

積立利率更改型一時払終身保険(23) (豪ドル建) 普通保険約款 目次

この保険の趣旨

1 通貨

第1条 通貨

2 責任開始期

第2条 責任開始期

3 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第3条 積立金および積立利率

第4条 積立利率適用期間および積立利率の更改

4 保険証券

第5条 保険証券

5 保険金の支払

第6条 保険金の支払

第7条 保険金を支払わない場合

6 戦争その他の変乱による保険金の削減支払

第8条 戦争その他の変乱による災害死亡保険金の削減支払

7 保険金の請求手続等

第9条 保険金の請求手続

第10条 保険金の支払の時期および場所等

8 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第11条 詐欺による取消

第12条 不法取得目的による無効

9 告知義務および告知義務違反による解除

第13条 告知義務

第14条 告知義務違反による解除

第15条 告知義務違反による解除ができない場合

10 重大事由による解除

第16条 重大事由による解除

11 解約および解約返戻金

第17条 解約

第18条 解約返戻金

第19条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱

12 契約内容の変更

第20条 基本保険金額の減額

13 保険金の受取人

第21条 保険金の分割割合

第22条 受取人の代表者

第23条 会社への通知による保険金の受取人の変更

第24条 遺言による保険金の受取人の変更

第25条 保険金の受取人の死亡

14 保険契約者

第26条 保険契約者の代表者

第27条 保険契約者の変更

第28条 保険契約者の住所変更

15 成年後見等の開始

第29条 成年後見等の開始

16 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第30条 契約年齢の計算

第31条 契約年齢および性別の誤りの処理

17 契約者配当

第32条 契約者配当

18 時効

第33条 時効

19 管轄裁判所

第34条 管轄裁判所

20 保険契約者との金銭の授受に関する事項

第35条 保険契約者との金銭の授受に関する事項

21 特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

附則1 解約返戻金額

附則2 請求書類

積立利率更改型一時払終身保険(23) (豪ドル建) 普通保険約款

この保険の趣旨

- ・保険料の払込および保険金等の支払を豪ドル建で行う保険です。
- ・市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組の一時払の豪ドル建終身保険です。
- ・被保険者が死亡した場合に死亡保険金を、被保険者が不慮の事故または感染症により死亡した場合にはさらに災害死亡保険金を支払います。

1 通貨

第1条 (通貨)

この保険における通貨は、オーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます。）とし、保険契約者は、保険契約締結の際、豪ドルにより基本保険金額^(※1)を指定することを要します。

第1条の用語の意義

- ※1 基本保険金額
保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が減額された場合には、減額後の金額とします。

2 責任開始期

第2条 (責任開始期)

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負い、その時を責任開始期とします。
- (1) 一時払保険料または一時払保険料相当額^(※1)を受け取った時
- (2) 被保険者に関する告知が行われた時
- 2 第1項の規定により、会社の責任が開始される日を契約日とします。

第2条の用語の意義

- ※1 一時払保険料相当額
会社が保険契約の申込を承諾する前に受け取った金額で、会社が保険契約の申込を承諾した場合に一時払保険料に充当する金額をいいます。

3 積立金、積立利率および積立利率適用期間

第3条 (積立金および積立利率)

- 1 積立金とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料を積み立てた部分をいい、金利情勢に基づいて、会社の定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）を付けて、経過した年月日数により積み立てます。この場合、積立利率により積み立てた金額を「積立金額」といいます（以下、同じとします。）。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日^(※1)における積立利率を、契約日またはそれぞれの積立利率計算基準日から始まる積立利率適用期間中適用します。
- 3 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日に応じて、つぎに定める基準利率に最大 1.5%を増減させた範囲内で会社が定めた利率から、災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。

契約日または積立利率計算基準日	基準利率
1日から15日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前月26日（ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。）の直前5日（ただし、第5項に定める指標金利の取得が可能な日とします。）分の第5項に定める指標金利の平均値
16日から末日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当月11日（ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。）の直前5日（ただし、第5項に定める指標金利の取得が可能な日とします。）分の第5項に定める指標金利の平均値

- 4 第3項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率^(※2)を下まわる場合には、積立利率は予定利率と同じとします。
- 5 積立利率の計算の基礎となる指標金利は、会社指定の情報提供機関（Bloomberg Finance L.P.とします。）から提供される残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回りとなります。
- 6 第5項の規定にかかわらず、将来の運用情勢の変化により第5項に定める利回りが消滅したときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど、第5項に定める利回りを指標金利として用

いることが適切でなくなった場合には、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利をこの保険の運用対象と連動する金利に変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

- 7 事業譲渡等により第5項に定める情報提供機関に変更があった場合には、変更後の情報提供機関によるものとします。
- 8 第3項から第7項までの規定にかかわらず、積立利率適用期間1年に適用する積立利率は、積立利率計算基準日における、会社所定の利率から災害死亡保障に備えるための災害死亡保障費率、保険契約の締結および維持に必要な費用としてそれぞれ新契約費率および維持費率を差し引いた利率とします。ただし、この保険契約の予定利率を下まわらないものとします。

第3条の用語の意義

- *1 積立利率計算基準日
第4条（積立利率適用期間および積立利率の更改）に定める積立利率適用期間満了の日の翌日をいいます。本条において同じとします。
- *2 予定利率
保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.01%とします。本条において同じとします。

第4条（積立利率適用期間および積立利率の更改）

- 1 積立利率適用期間は、契約日または積立利率計算基準日における被保険者の年齢に応じて、つぎの第(1)号または第(2)号のいずれかとします。

契約日または積立利率計算基準日 ^(※1) における被保険者の年齢	積立利率適用期間
(1) 被保険者の年齢が91歳未満の場合	10年
(2) 被保険者の年齢が91歳以上の場合	1年

- 2 積立利率適用期間は、契約日または積立利率計算基準日からその日を含めて第1項に定める各年数経過後の年単位の契約応当日^(※2)の前日までの期間とします。
- 3 会社は、積立利率計算基準日に積立利率を更改します。
- 4 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を保険契約者に通知します。ただし、第3条（積立金および積立利率）第8項に定める利率で更改する場合で、更改後の利率が更改前の利率と同一のときは、通知しません。

第4条の用語の意義

- *1 積立利率計算基準日
本条に定める積立利率適用期間満了の日の翌日をいいます。本条において同じとします。
- *2 年単位の契約応当日
毎年の契約日に対応する日をいいます。年単位の契約応当日のない月の場合には、その月の末日を年単位の契約応当日とします。

4 保険証券

第5条（保険証券）

- 1 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 2 第1項の保険証券には、つぎの第(1)号から第(9)号までに定める事項を記載します。^(補1)
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項^(補2)
 - (5) 保険期間
 - (6) 基本保険金額^(※1)
 - (7) 保険料およびその支払方法
 - (8) 契約日
 - (9) 保険証券の作成年月日
- 3 第1項の保険証券の交付のほか、つぎの第(1)号から第(4)号までの場合には、新たな保険証券を交付します。
- (1) 基本保険金額の減額
 - (2) 会社への通知による保険金の受取人の変更
 - (3) 遺言による保険金の受取人の変更
 - (4) 保険契約者の変更

第5条の補則

補1 この保険契約に特約が付加された場合には、その特約について、第2項第(2)号から第(8)号までに準ずる事項を保険証券に記載します。

補2 この保険の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合には、受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項を保険証券に記載しません。

第5条の用語の意義

*1 基本保険金額

保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が減額された場合には、減額後の金額とします。本条において同じとします。

5 保険金の支払

第6条（保険金の支払）

この保険契約において支払う保険金の種類、支払事由、支払額および受取人は、つぎの第(1)号および第(2)号のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
(1) 死亡保険金	被保険者が死亡したとき ^(補1)	被保険者が死亡した日における積立金相当額。 ただし、その日における解約返戻金額を下まわる場合には、解約返戻金額とします。	死亡保険金受取人
(2) 災害死亡保険金(死亡保険金に加えて支払います。)	つぎの①または②を直接の原因として被保険者が死亡したとき ① 責任開始期以後に発生した不慮の事故(別表2) (ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。) ② 責任開始期以後に発病した感染症(別表10)	被保険者が死亡した日における積立金の5%相当額	

第6条の補則

補1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

第7条（保険金を支払わない場合）

1 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金の種類	免責事由
(1) 死亡保険金	つぎの①から③までのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 ② 保険契約者の故意 ③ 死亡保険金受取人の故意
(2) 災害死亡保険金	つぎの①から⑧までのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 保険契約者の故意または重大な過失 ② 被保険者の故意または重大な過失 ③ 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ④ 被保険者の犯罪行為 ⑤ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑥ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑦ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑧ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 2 被保険者の死亡が第1項第(1)号の①または③による免責事由に該当したために死亡保険金を支払わない場合には、会社は積立金を保険契約者に支払います。
- 3 被保険者の死亡が第1項第(1)号の②による免責事由に該当したために死亡保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

- 4 被保険者の死亡が第1項第(1)号の③による免責事由に該当したために死亡保険金を支払わない場合で、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。
- (1) その死亡保険金受取人には死亡保険金を支払いません。
 - (2) 死亡保険金のうち、第(1)号の支払われない死亡保険金を差し引いた残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
 - (3) 第(1)号の支払われない死亡保険金部分については、その死亡保険金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その部分の積立金を保険契約者に支払います。

6 戦争その他の変乱による保険金の削減支払

第8条（戦争その他の変乱による災害死亡保険金の削減支払）

第6条（保険金の支払）の規定にかかわらず、被保険者がつぎの第(1)号または第(2)号のいずれかにより災害死亡保険金の支払事由に該当した場合に、その原因によって災害死亡保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社はその影響の程度に応じ、災害死亡保険金を削減して支払うか、または災害死亡保険金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

7 保険金の請求手続等

第9条（保険金の請求手続）

- 1 保険金の支払事由が生じた場合には、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 死亡保険金受取人は、保険金の支払事由が生じた場合には、請求書類（附則2）を提出して保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じた場合には、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、第2項に規定する提出書類の一部の省略を認めるものとします。

第10条（保険金の支払の時期および場所等）

- 1 保険金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 2 保険金を支払うために確認が必要なつぎの第(1)号から第(4)号までに掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの第(1)号から第(4)号までに定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて25日を経過する日とします。

保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 保険金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	① 第(2)号および第(3)号に定める事項 ② 第16条（重大事由による解除）第1項第(3)号の①から⑤までに該当する事実の有無 ③ 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実 ④ 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金の請求時までにおける事実

- 3 第2項の確認をするため、つぎの第(1)号から第(6)号までに掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第1項および第2項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、保険金の請求のための書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めてつぎの第(1)号から第(6)号までに定める日数（第(1)号から第(6)号までのうち複数に該当する場合には、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

特別な照会・調査	確認する事項	日数
(1) 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	第2項第(1)号から第(4)号までに定める事項	45日

特別な照会・調査	確認する事項	日数
(2) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	第 2 項第 (1) 号から第 (4) 号までに定める事項	60 日
(3) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	第 2 項第 (1) 号から第 (4) 号までに定める事項	90 日
(4) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	第 2 項第 (1) 号、第 (2) 号または第 (4) 号に定める事項	180 日
(5) 日本国外における調査	第 2 項第 (1) 号から第 (4) 号までに定める事項	90 日
(6) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された地域における調査	第 2 項第 (1) 号から第 (4) 号までに定める事項	60 日

- 4 第 2 項および第 3 項の場合、会社は、保険金を請求した者に通知します。
- 5 第 1 項から第 3 項までに定める期限をこえて保険金を支払う場合には、第 1 項から第 3 項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて保険金を支払います。
- 6 第 2 項および第 3 項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく第 2 項および第 3 項に掲げる事項の確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（会社が指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。）には、会社は、これにより第 2 項および第 3 項に掲げる事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

8 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第 11 条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結した場合には、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第 12 条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合には、会社は、保険契約を無効とします。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

9 告知義務および告知義務違反による解除

第 13 条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、会社が保険契約の締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面^(*)で告知を求めた事項について、その書面により告知することを要します。

第 13 条の用語の意義

* 1 書面

会社の定める情報端末を用いた場合には、表示された告知画面をいいます。本条において同じとします。

第 14 条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第 13 条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
- 2 告知義務違反が生じた場合、会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、保険金の支払を行いません。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 保険金の支払事由が、保険契約の解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が証明した場合には、保険金の支払を行います。
- 4 告知義務違反によって保険契約を解除する場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 告知義務違反によって保険契約を解除した場合には、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第 15 条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 会社は、つぎの第 (1) 号から第 (5) 号までのいずれかの場合には、第 14 条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、会社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者^(※1)が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 解除の原因となる事実を、会社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始の日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき^(補1)
- 2 第1項第(2)号および第(3)号の規定は、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第15条の補則

補1 責任開始の日からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実がある場合には、会社は保険契約を解除することができます。

第15条の用語の意義

※1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者で、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。本条において同じとします。

10 重大事由による解除

第16条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの第(1)号から第(5)号までのいずれかに定める事由（以下、「重大事由」といいます。）が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

重大事由	
(1) 詐取目的での事故招致（事故招致の未遂を含みます。本項において同じとします。）	つぎのいずれかに該当する場合 ① 保険契約者または死亡保険金の受取人が、死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致をしたこと ② 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人が、この保険契約の災害死亡保険金を詐取する目的または他人に災害死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致をしたこと
(2) 保険金の請求に関する詐欺行為（詐欺行為の未遂を含みます。本項において同じとします。）	この保険契約の死亡保険金または災害死亡保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為があった場合
(3) 反社会的勢力 ^(※1) との関係	保険契約者、被保険者または保険金の受取人がつぎのいずれかに該当する場合 ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除される事由	この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第(1)号から第(3)号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
(5) 第(1)号から第(4)号までに掲げる事由と同等の重大な事由	保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第(1)号から第(4)号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 重大事由が生じた場合、会社は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、第1項第(1)号から第(5)号までに定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金の支払を行いません。もし、すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 3 重大事由によって保険契約を解除する場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

- 4 重大事由によって保険契約を解除した場合には、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 第2項について、第1項第(3)号のみに該当した場合で、第1項第(3)号の①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、第1項第(3)号に定める事由の発生時以後に生じた保険金の支払事由による保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金の支払を行います。すでに保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求することができます。
- 6 第1項第(3)号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第5項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については第4項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

第16条の用語の意義

*1 反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。本条において同じとします。

11 解約および解約返戻金

第17条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が解約返戻金の請求をする場合には、請求書類（附則2）を会社に提出してください。
- 3 解約は、請求書類（附則2）が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日^(※1)を指定しての解約が行われた場合には、請求書類（附則2）が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 4 第3項の解約の効力が生じる日を以下、「解約日」といいます。

第17条の用語の意義

*1 積立利率計算基準日

第4条（積立利率適用期間および積立利率の更改）に定める積立利率適用期間満了の日の翌日をいいます。本条において同じとします。

第18条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として附則1に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金は、解約日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 3 第2項に定める期限をこえて解約返戻金を支払う場合には、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて支払います。

第19条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

- 1 第17条（解約）の規定のほか、保険契約が債権の担保となっている場合等においては、債権者等^(※1)が会社に通知することにより、保険契約の解約を行うことがあります。この債権者等による保険契約の解約は、債権者等からの解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 第1項の解約が通知された場合でも、保険金の受取人がつぎの第(1)号の支払および第(2)号の通知を行ったときは、第1項の解約の効力は生じることなく、保険契約を継続することができます。
 - (1) 保険契約者の同意を得て、第1項の期間が経過するまでの間に、所定の金額^(※2)を債権者等に支払うこと
 - (2) 会社に第(1)号の支払を行ったことを通知すること
- 3 第2項の保険金の受取人は、債権者等からの解約の通知の時に、保険契約者以外のつぎの第(1)号から第(3)号までのいずれかの者である場合に限りま。
 - (1) 保険契約者の親族
 - (2) 被保険者の親族
 - (3) 被保険者本人
- 4 第2項第(2)号の通知をする場合には、第2項の保険金の受取人は請求書類（附則2）を会社に提出してください。
- 5 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべき場合には、会社が支払うべき金額^(※3)の限度で、第2項第(1)号の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を第2項の保険金の受取人に支払います。

第19条の用語の意義

*1 債権者等

差押債権者、破産管財人その他保険契約者以外の者で保険契約を解約できる者をいいます。本条において同じとします。

*2 所定の金額

債権者等の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額をいいます。

＊3 会社が支払うべき金額

保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含みます。本条において同じとします。

12 契約内容の変更

第20条（基本保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、会社の定める金額の範囲^(＊1)内で、将来に向かって基本保険金額^(＊2)を減額することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額も減額されたものとします。
- 3 保険契約者が基本保険金額の減額を請求する場合には、請求書類（附則2）を会社に提出してください。
- 4 基本保険金額の減額は、請求書類（附則2）が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める方法による積立利率計算基準日^(＊3)を指定しての減額が行われた場合には、請求書類（附則2）が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 5 第4項の減額の効力が生じる日を以下、「減額日」といいます。
- 6 基本保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、減額日の積立金額を基準として附則1に定める方法により計算します。
- 7 第6項の解約返戻金は、減額日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 8 第7項に定める期限をこえて第6項の解約返戻金を支払う場合には、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて支払います。

第20条の用語の意義

- ＊1 会社の定める金額の範囲
保険契約者が基本保険金額の減額を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。
- ＊2 基本保険金額
保険契約締結の際、会社の定める金額の範囲内で保険契約者の申出により定めた金額をいい、保険契約締結の際に定めた基本保険金額と同額の金額を保険契約の一時払保険料とします。ただし、保険契約締結後に基本保険金額が減額された場合には、減額後の金額とします。本条において同じとします。
- ＊3 積立利率計算基準日
第4条（積立利率適用期間および積立利率の更改）に定める積立利率適用期間満了の日の翌日をいいます。本条において同じとします。

13 保険金の受取人

第21条（保険金の分割割合）

保険金の受取人が2人以上の場合には、保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第22条（受取人の代表者）

- 1 保険金の受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、会社が保険金の受取人の1人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第23条（会社への通知による保険金の受取人の変更）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 保険契約者は、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。
- 3 第1項の通知をする場合には、請求書類（附則2）を会社に提出してください。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合には、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第24条（遺言による保険金の受取人の変更）

- 1 第23条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 第1項の規定による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および第2項の規定による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

- 4 第3項の通知をする場合には、請求書類（附則2）を会社に提出してください。
- 5 保険契約者は、法律上有効な遺言によっても、災害死亡保険金の受取人を死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。

第25条（保険金の受取人の死亡）

- 1 死亡保険金受取人が保険金の支払事由の発生以前に死亡した場合には、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。^{（補1）}
- 2 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 3 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第25条の補則

補1 法定相続人が死亡保険金受取人となった後も、第23条（会社への通知による保険金の受取人の変更）および第24条（遺言による保険金の受取人の変更）の規定により、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。

14 保険契約者

第26条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 第1項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第27条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が保険契約者の変更を請求する場合には、請求書類（附則2）を会社に提出してください。

第28条（保険契約者の住所変更）

- 1 保険契約者が住所または通信先を変更した場合には、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が第1項の通知をしなかった場合には、会社の知った最終の住所または通信先あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

15 成年後見等の開始

第29条（成年後見等の開始）

- 1 つぎの第(1)号または第(2)号の場合には、保険契約者、保険金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。
 - (1) 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合
 - (2) 保険金の受取人について、家庭裁判所の審判により、すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合
- 2 つぎの第(1)号または第(2)号の場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。
 - (1) 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合
 - (2) 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合

16 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第30条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年末満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、第1項の契約年齢に年単位の契約応当日^{（*1）}ごとに1歳を加えて計算します。

第 30 条の用語の意義

* 1 年単位の契約応当日

毎年契約日に対応する日をいいます。年単位の契約応当日のない月の場合には、その月の末日を年単位の契約応当日とします。

第 31 条（契約年齢および性別の誤りの処理）

保険契約申込書^(※1)に記載された被保険者の年齢および性別に誤りのあった場合、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。

被保険者の年齢および性別に誤りのあった場合	取扱
(1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が会社の定める範囲外であったとき	会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
(2) 第(1)号以外で年齢に誤りがあったとき	実際の年齢に適用される積立利率に基づいて積立金等を更正します。
(3) 性別に誤りがあったとき	実際の性別に更正します。

第 31 条の用語の意義

* 1 保険契約申込書

会社の定める情報端末を用いた場合には、表示された申込画面をいいます。

17 契約者配当

第 32 条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

18 時効

第 33 条（時効）

保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

19 管轄裁判所

第 34 条（管轄裁判所）

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または保険金の受取人^(※1)の住所地と同一都道府県内にある支社^(※2)の所在地を管轄する地方裁判所^(※3)をもって、合意による管轄裁判所とします。

第 34 条の用語の意義

* 1 保険金の受取人

保険金の受取人が2人以上いる場合には、その代表者としてします。

* 2 保険金の受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がない場合には、もよりの支社としてします。

* 3 地方裁判所

本庁に限りします。

20 保険契約者との金銭の授受に関する事項

第 35 条（保険契約者との金銭の授受に関する事項）

1 会社は、保険契約者と豪ドルで金銭の授受ができないつぎの場合には、豪ドルで定められた金額を、つぎの第(1)号から第(3)号までに定める換算基準日^(※1)における会社所定の為替レートにより円に換算して、円による金額で取り扱います。

保険契約者と豪ドルで金銭の授受ができない場合	豪ドルで定められた金額	換算基準日
(1) 被保険者の死亡が免責事由に該当したことにより死亡保険金を支払わない場合	会社が保険契約者に支払う積立金相当額	被保険者の死亡日
(2) 保険契約を解除した場合	会社が保険契約者に支払う解約返戻金	被保険者が死亡した場合は被保険者の死亡日、それ以外の場合は解除の通知を発信した日

保険契約者と豪ドルで金銭の授受ができない場合	豪ドルで定められた金額	換算基準日
(3) 契約年齢および性別の誤りの処理で会社が保険契約者に保険料を払い戻す場合	会社が保険契約者に払い戻す保険料	書類到着日（*2）

- 2 第1項に定める会社所定の為替レートは、換算基準日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）^{（*3）}を下まわることはありません。

第35条の用語の意義

- *1 換算基準日
豪ドルで定められた金額を円に換算する際の基準となる日をいいます。ただし、その日がこの保険に関して会社が主として取引する銀行（この用語の意義において「取引銀行」といいます。）の休業日に当たる場合には、その直後の取引銀行の営業日とします。本条において同じとします。
- *2 書類到着日
必要な書類が会社に到着した日をいいます。
- *3 換算基準日における取引銀行の対顧客電信買相場（TTB）
1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

21 特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、普通保険約款に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額および基準利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

(1) 解約日または減額日が、第3条（積立金および積立利率）第2項に定める積立利率計算基準日または第4条（積立利率適用期間および積立利率の更改）第1項第(2)号に定める積立利率適用期間1年の期間に属する日の場合

積立金額

(2) 解約日または減額日が、上記以外の日の場合

積立金額×（1－市場価格調整率－解約控除率）

(注1)「解約控除率」とは、経過年月日数（契約日からその日を含めて解約日または減額日までの日数とします。）に応じた会社の定める率とします。

(注2)「市場価格調整率」とは、つぎの算式によって計算される率とします。

$$1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率を計算するための基準利率}}{1 + \text{解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率} + A} \right)^{\text{残存月数}/12}$$

ここで、

- ・適用されている積立利率を計算するための基準利率
 - … 解約日または減額日の属する積立利率適用期間中の、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率
- ・解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率
 - … 解約日または減額日を契約日として、この保険契約の積立利率適用期間と同一の積立利率適用期間の新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率を計算するための基準利率
- ・A
 - … 解約日または減額日において、資産の売却損益等に応じて、0%以上0.10%以下の範囲内で会社が定めている率
- ・残存月数
 - … 解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率適用期間の満了日までの月数（月数未満切上げ）に0.90を乗じた月数

とします。

(注3) 死亡保険金の支払に際しては、附則1中、「解約日または減額日」とあるのは「被保険者が死亡した日」と読み替えます。

(備考)

市場価格調整率（MVA＝Market Value Adjustment）

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額時に、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率が、「解約日・減額日に適用される積立利率を計算するための基準利率＋A」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

附則2 請求書類

〔I〕 保険金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 災害死亡保険金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (7) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券
解約返戻金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券

(備考)

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。

2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、第(1)号または第(2)号のいずれかおよび第(3)号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
基本保険金額の減額	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
会社への通知による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
遺言による死亡保険金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券
保険契約者の変更	(1) 請求書＊ (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
債権者等により保険契約が解約される場合	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

（備考）

1. 前表と同じとします。

年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金支払日
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金の種類
- 第5条 年金額
- 第6条 年金および死亡一時金の支払
- 第7条 年金の分割支払
- 第8条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払
- 第9条 年金の一括支払
- 第10条 年金または死亡一時金の請求手続
- 第10条の2 重大事由による解除
- 第11条 年金または死亡一時金の分割割合
- 第12条 年金受取人の代表者
- 第13条 後継年金受取人

第14条 会社への通知による後継年金受取人の変更

第15条 遺言による後継年金受取人の変更

第16条 年金受取人の住所変更、成年後見等の開始

第17条 年齢の計算

第18条 契約者配当

第19条 管轄裁判所

第20条 円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱

第21条 主約款の規定の準用

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

別表 請求書類

年金支払移行特約（積立利率更改型一時払終身保険用）条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の全部または一部について将来の死亡保険金または災害死亡保険金の支払にかえて、年金支払に移行することを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）が積立利率更改型一時払終身保険（円建）、積立利率更改型一時払終身保険（米国ドル建）、積立利率更改型一時払終身保険（ユーロ建）、積立利率更改型一時払終身保険（豪ドル建）、積立利率更改型一時払終身保険(23)（円建）、積立利率更改型一時払終身保険(23)（米国ドル建）または積立利率更改型一時払終身保険(23)（豪ドル建）である場合、保険契約者から、被保険者の同意を得たうえで、主契約の全部または一部について将来の死亡保険金または災害死亡保険金の支払にかえて、年金支払に移行する旨の申し出があったときに、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の締結日は、会社が必要書類を受け付けた日とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約の契約日からこの特約の締結日の前日までの期間が5年未満であるときはこの特約を締結することはできません。
- 4 この特約が締結されたときは、会社は、年金証書を第3条（年金受取人）に定める年金受取人に発行します。

第2条（年金支払日）

- 1 第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）は、この特約の締結日とします。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金開始日の年単位の応当日とします。

第3条（年金受取人）

- 1 この特約の年金受取人は、保険契約者とします。
- 2 年金受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
- 3 死亡一時金の受取人を年金受取人以外の者に変更することはできません。

第4条（年金の種類）

- 1 この特約の年金の種類はつぎに定める年金の種類（選択する年金の種類が保証期間付終身年金の場合は保証期間を、確定年金の場合は年金支払期間を含みます。以下、同じとします。）とし、保険契約者は、この特約の締結の際、会社の定める期間および被保険者年齢の範囲内で、1または2以上の年金の種類を指定するものとします。
 - (1) 保証金額付終身年金
 - (2) 保証期間付終身年金
 - (3) 確定年金
- 2 2以上の年金の種類を指定した場合、特に規定がないときは、指定したそれぞれの年金の種類の部分の全体を1つの特約として取り扱います。

第5条（年金額）

- 1 年金額は、この特約の締結日における主契約の解約または減額による解約返戻金額（以下、「年金原資額」とい

います。)を基準として、この特約の締結日における年金の種類、会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。

- 2 前項の規定により計算された年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、この特約による取扱をしません。前条第1項の規定により2以上の年金の種類が指定されていた場合には、それぞれの年金の種類の部分について本項の規定を適用します。
- 3 第1項の規定により計算された年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる解約返戻金額は、年金開始日に保険契約者に一時に支払います。

第6条（年金および死亡一時金の支払）

- 1 この特約における年金および死亡一時金の支払は、つぎのとおりです。

(1) 年金の種類が保証金額付終身年金の場合

名称	年金または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
① 年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	被保険者が死亡一時金保証期間（死亡一時金が支払われる期間をいい、年金開始日から支払うべき年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）中に死亡したとき	年金原資額からすでに支払った年金およびすでに支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた金額。（ただし、その残額がないときは支払はありません。）	

(2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合

名称	支払事由	支払額	受取人
① 年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	被保険者が年金開始日以後、保証期間（被保険者の生死にかかわらず年金が支払われる期間をいいます。以下、同じとします。）中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

(3) 年金の種類が確定年金の場合

名称	支払事由	支払額	受取人
① 年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	被保険者が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	

- 2 この特約は、年金の種類に応じて、それぞれつぎの各号に定めるときに、消滅します。

(1) 年金の種類が保証金額付終身年金の場合

被保険者が死亡したとき

(2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合

死亡一時金を支払ったときまたは保証期間経過後に被保険者が死亡したとき

(3) 年金の種類が確定年金の場合

死亡一時金を支払ったとき

- 3 2以上の年金の種類を指定した場合、前項の規定は、それぞれの年金の種類の部分について適用します。この場合、すべての年金の種類の部分が消滅した時にこの特約は消滅します。

- 4 第1項各号の規定にかかわらず、年金受取人の故意により第1項各号に定める死亡一時金の支払事由に該当したときは、死亡一時金は支払いません。

- 5 第1項各号に定める死亡一時金については、年金開始日以後、被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものと取り扱います。

- 6 年金受取人の故意により第1項各号に定める死亡一時金の支払事由に該当した場合に、その年金受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金の残額を他の年金受取人に支払います。この場合、支払われない死亡一時金部分に相当する金額も他の年金受取人に支払います。

第7条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、年金の分割支払をすることができます。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。

- 2 前項の場合、被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人に支払います。

- 3 年金受取人が死亡した場合は、後継年金受取人に前項の未支払分を支払います。この場合、第13条（後継年金受取人）の規定を適用します。

第8条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

- 1 第6条（年金および死亡一時金の支払）の規定にかかわらず、年金の種類が保証期間付終身年金または確定年金である場合、年金受取人は、死亡一時金の支払にかえて、年金の種類に応じてつぎの期間中、継続して年金を受け

取ることができます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合
保証期間中
 - (2) 年金の種類が確定年金の場合
年金支払期間中
- 2 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、別表に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出してください。
- 3 第1項の場合、この特約は、年金の種類に応じてつぎの時に消滅します。
- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合
保証期間が満了した時
 - (2) 年金の種類が確定年金の場合
年金支払期間が満了した時
- 4 2以上の年金の種類を指定した場合、本条の規定は、それぞれの年金の種類の部分について適用します。この場合、すべての年金の種類の部分が消滅したときにこの特約は消滅します。

第9条（年金の一括支払）

- 1 年金受取人は、年金の種類に応じて、将来の年金の支払にかえて、つぎの金額の一括支払（以下、この取扱を「年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金の種類が、保証金額付終身年金の場合は死亡一時金保証期間中、かつ、第1号に定める金額があるときに、保証期間付終身年金の場合は保証期間中の最後の年金支払日前に限ります。
- (1) 年金の種類が保証金額付終身年金の場合
年金開始日から次項に定める請求書類が会社に到着した日までの経過年月日数により定まる積立金額を基準として、会社の定める方法により計算した金額。この場合、年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこの特約は消滅します。
 - (2) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合
保証期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。この場合、年金の一括支払を行ったときでも保証期間後の年金はそのまま存続します。ただし、被保険者が死亡したときは、その時点でこの特約は消滅します。
 - (3) 年金の種類が確定年金の場合
年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額。この場合、この特約は年金の一括支払を行ったときに消滅します。
- 2 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。
- 3 第1項第1号または第2号の規定により年金の一括支払を行ったときは、年金証書に表示します。
- 4 2以上の年金の種類を指定した場合、本条の規定は、それぞれの年金の種類の部分について適用します。この場合、この特約はすべての年金の種類の部分が消滅した時に消滅します。

第10条（年金または死亡一時金の請求手続）

- 1 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、年金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 年金受取人は、年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類を提出して、年金または死亡一時金を請求してください。
- 3 年金受取人は、死亡一時金の支払事由が生じたときは、死亡一時金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡一時金の一部または全部につき簡易請求を行うことができます。この場合、会社は、前項に定める提出書類の一部の省略を認めるものとします。
- 4 前3項に定めるほか、年金または死亡一時金の請求、支払時期および場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

第10条の2（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 前項の場合、年金開始日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第11条（年金または死亡一時金の分割割合）

年金受取人が2人以上の場合には、年金または死亡一時金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第12条（年金受取人の代表者）

- 1 年金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が年金受取人の1人に対してした行為は、他の年金受取人に対しても効力を生じます。

第13条（後継年金受取人）

- 1 保険契約者は、この特約の締結時に、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の権利および義務のすべてを承継すべき者（以下、「後継年金受取人」といいます。）

を指定してください。

- 2 年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします（以後、後継年金受取人が年金受取人となるものとします。）。
- 3 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人の指定がされていないとき、または、後継年金受取人がすでに死亡しておりかつ後継年金受取人の死亡後に次条の規定により後継年金受取人の変更が行われていないときは、会社は、つぎの各号の者を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行います。
 - (1) 被保険者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
被保険者の配偶者
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
年金受取人の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については順次の法定相続人）
- 4 前項により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 5 本条に掲げる者であって、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- 6 年金受取人の権利および義務を承継した後継年金受取人は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、新たに、後継年金受取人を指定してください。
- 7 第1項および前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 8 第1項または第6項の規定により後継年金受取人を指定したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 9 第1項または第6項の通知が会社に到達する前に第3項の規定により後継年金受取人とみなされた者に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払後に後継年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第14条（会社への通知による後継年金受取人の変更）

- 1 年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
- 2 前項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 3 第1項の規定により後継年金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 4 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の後継年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の後継年金受取人から年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第15条（遺言による後継年金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更することができます。
- 2 前項の後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による後継年金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項および第3項の規定を準用します。

第16条（年金受取人の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 年金受取人が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 年金受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、年金受取人に到達したものとみなします。
- 3 年金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者、年金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。
- 4 前項の規定は死亡一時金の受取人について準用します。

第17条（年齢の計算）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第18条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第19条（管轄裁判所）

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条（円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱）

この特約が付加された主契約が円建以外の場合で、この特約の年金および死亡一時金を円により支払う場合に

は、円支払特約条項の規定により円に換算された解約返戻金額を第5条（年金額）第1項の解約返戻金額として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

〔Ⅰ〕 年金・死亡一時金等の請求の場合

請求項目	手続書類
年金 年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書（第1回の年金の場合は不要）
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、必要書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
会社への通知による後継年金受取人の指定・変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
遺言による後継年金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 年金証書

（備考）

1. 前表と同じとします。

介護年金移行特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 介護年金支払への移行
- 第3条 通貨
- 第4条 年金の種類
- 第5条 介護年金額
- 第6条 介護年金および死亡一時金の支払
- 第7条 介護年金の分割支払
- 第8条 介護年金の一括支払
- 第9条 介護年金または死亡一時金の請求手続
- 第10条 特約の内容変更
- 第11条 特約の解約
- 第12条 解約返戻金
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 介護年金の受取人の住所変更、成年後見等の開始
- 第15条 年齢の計算
- 第16条 契約者配当
- 第17条 法令等の改正に伴う支払事由の変更
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 主約款の規定の準用

主契約に質権が設定される場合の特則

主契約に平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）、災害死亡給付特約、傷害特約、配偶者傷害特約または子供傷害特約が付加されている場合の特則

主契約に新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約、新医療長期入院特約、新医療通院特約、特定損傷特約、介護特約または先進医療特約が付加されている場合の特則

積立利率更改型一時払終身保険または積立利率更改型一時払終身保険(23)に付加されている場合の特則

主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

- 附則1 請求書類
- 附則2 会社所定の要介護状態
- 附則3 公的介護保険制度
- 附則4 要介護認定
- 附則5 要介護更新認定
- 附則6 公的介護保険制度の要介護2以上の状態
- 附則7 薬物依存

介護年金移行特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の全部または一部について将来の死亡保険金の支払等にかえて、通常の年金よりも割増された介護年金支払に移行することを主要内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申出により、被保険者の同意を得たうえで、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て保険契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 この特約の締結日は、主契約の契約日とします。ただし、前項の規定によりこの特約を付加した場合は、会社が必要書類を受け付けた日とします。

第2条（介護年金支払への移行）

- 1 第6条（介護年金および死亡一時金の支払）第1項に定める第1回介護年金の請求があった場合、第1回介護年金の支払日（第1回介護年金が支払われる場合における第1回介護年金の請求書類（附則1に定める請求書類をいいます。以下、同じとします。）が会社に到着した日をいいます。以下、同じとします。）以後、主契約のうち、この特約により介護年金支払に移行する部分については、この特約条項の規定を適用するものとし、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定めるつぎの取扱を行いません。

- (1) 死亡保険金の支払
 - (2) 高度障害保険金の支払
 - (3) 保険金額の減額
 - (4) 解約
 - (5) 契約者貸付
- 2 主契約が延長定期保険に変更されていた場合は、前項の介護年金支払への移行を請求することができません。
 - 3 払済保険に変更後の主契約の一部を介護年金支払に移行した場合、介護年金支払に移行しない部分については、主約款の規定にかかわらず、原保険契約への復旧の取扱を行いません。
 - 4 会社は、第1回介護年金を支払う際に、年金証書を第6条（介護年金および死亡一時金の支払）に定める介護年金の受取人に発行します。

第3条（通貨）

- 1 この特約における通貨は、円とします。
- 2 この特約が付加された主契約が円建以外の場合、第1回介護年金の支払日の前日（その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートをを用いて円に換算された解約返戻金等の金額を第5条（介護年金額）第1項の解約返戻金等の金額として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、第1回介護年金の支払日の前日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。）のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

第4条（年金の種類）

この特約の年金の種類はつぎに定める年金の種類（選択する年金の種類が保証期間付介護終身年金の場合は保証期間を含みます。以下、同じとします。）とし、この特約の締結の際、会社の定める保証期間および被保険者年齢の範囲内で、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 保証金額付介護終身年金
- (2) 保証期間付介護終身年金

第5条（介護年金額）

- 1 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、介護年金支払に移行する解約返戻金等の全部または一部の金額（以下、「年金原資額」といいます。）を指定することができます。
- 2 介護年金額は、第1回介護年金の支払日における年金原資額を基準として、第1回介護年金の支払日における会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引き、また、未払込保険料があるときは、その金額を差し引きます。
- 3 介護年金支払への移行に際して、解約返戻金と同時に支払われる前納保険料の清算金およびその他会社が支払う金額があるときは、別段の申出のない限り、この金額を介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
- 4 第2項の規定により計算された介護年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、介護年金支払に移行しません。
- 5 第2項の規定により計算された介護年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を介護年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる解約返戻金等の金額は、第1回介護年金の支払日に介護年金の受取人に一時に支払います。

第6条（介護年金および死亡一時金の支払）

1 この特約において介護年金を支払う場合または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人はつぎのとおりです。

(1) 年金の種類が保証金額付介護終身年金の場合

名称		支払事由	支払額	受取人
① 介護年金	第1回介護年金	つぎのいずれにも該当したとき ア. 介護年金の請求書類が会社に到着していること イ. 第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて1年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること ウ. 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上であること エ. 第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること (a) 満65歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i) 会社所定の要介護状態（附則2に定める会社所定の要介護状態をいいます。以下、同じとします。）に該当したこと (ii) 会社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していること (b) 公的介護保険制度（附則3に定める公的介護保険制度をいいます。以下、同じとします。）により、公的介護保険制度による要介護認定（附則4に定める要介護認定をいいます。以下、同じとします。）または要介護更新認定（附則5に定める要介護更新認定をいいます。以下、同じとします。）を受け、要介護2以上の状態（附則6に定める公的介護保険制度の要介護2以上の状態をいいます。以下、同じとします。）に該当していると認定されていること	介護年金額	被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）
	第2回以後介護年金	被保険者が第1回介護年金の支払日の年単位の応当日（以下、「第2回以後介護年金の支払日」といいます。）に生存しているとき		
② 死亡一時金		被保険者が死亡一時金保証期間（死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）中に死亡したとき	年金原資額からすでに支払った介護年金およびこの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（ただし、その残額がないときは支払はありません。）	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）

(2) 年金の種類が保証期間付介護終身年金の場合

名称	支払事由	支払額	受取人
① 介護年金	第 1 回 介護年金 つぎのいずれにも該当したとき ア. 介護年金の請求書類が会社に到着していること イ. 第 1 回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて 1 年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること ウ. 第 1 回介護年金の支払日における被保険者の年齢が、満 40 歳以上会社所定の年齢以下であること エ. 第 1 回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること (a) 満 65 歳未満の被保険者がつぎの条件をすべて満たすことが、医師によって診断確定されたこと (i) 会社所定の要介護状態に該当したこと (ii) 会社所定の要介護状態がその要介護状態に該当した日からその日を含めて 180 日以上継続していること (b) 公的介護保険制度により、公的介護保険制度による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護 2 以上の状態に該当していると認定されていること 第 2 回 以後 介護年金 被保険者が第 2 回以後介護年金の支払日に生存しているとき	介護年金額	被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）
② 死亡一時金	被保険者が第 1 回介護年金の支払日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）

2 この特約において、支払事由に該当しても介護年金または死亡一時金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	免責事由
(1) 介護年金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存（附則 7 に定める薬物依存をいいます。）
(2) 死亡一時金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき ① 主契約の責任開始期からその日を含めて 2 年以内の自殺 ② 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意による致死

3 被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

4 第 1 項に定める死亡一時金については、第 1 回介護年金の支払日以後、被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めたときは、死亡したものとして取り扱います。

5 死亡一時金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡一時金の受取人に支払います。

6 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡一時金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない死亡一時金部分の責任準備金。また、死亡一時金を支払わない場合で、責任準備金の額が死亡一時金の額を上回るときは死亡一時金の額を限度とします。）を、保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡一時金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第 7 条（介護年金の分割支払）

1 第 1 回介護年金の支払日以後、介護年金の受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、介護年金の分割支払をすることができます。ただし、1 回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、介護年金の分割支払の取扱をしません。

2 前項の場合、被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを

一括して介護年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

第8条（介護年金の一括支払）

- 1 介護年金の受取人は、死亡一時金保証期間中または保証期間中に限り、将来の介護年金の支払にかえて、つぎの金額の一括支払（以下、この取扱を「介護年金の一括支払」といいます。）を請求することができます。ただし、年金の種類が、保証金額付介護終身年金の場合は死亡一時金保証期間中、かつ、第1号に定める金額があるときに、保証期間付介護終身年金の場合は保証期間中の最後の年金支払日前に限りです。
 - (1) 保証金額付介護終身年金の場合
第1回介護年金の支払日から第4項に定める請求書類が会社に到着した日までの経過年月日数により定まる責任準備金額を基準として、会社の定める方法により計算した金額
 - (2) 保証期間付介護終身年金の場合
保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額
- 2 前項の場合、介護年金の一括支払を行ったときでも死亡一時金保証期間後または保証期間後の介護年金は被保険者が生存する限りそのまま存続します。
- 3 介護年金の一括支払を行った場合、第6条（介護年金および死亡一時金の支払）第1項にかかわらず、以後の死亡一時金の支払はありません。
- 4 介護年金の受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。
- 5 第1項の規定により介護年金の一括支払を行ったときは、年金証書に表示します。

第9条（介護年金または死亡一時金の請求手続）

- 1 介護年金または死亡一時金（以下、「介護年金等」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または介護年金等の受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 介護年金等の受取人は、介護年金等の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類を提出して、介護年金等を請求してください。
- 3 第1項および前項に定めるほか、介護年金等の請求、支払時期および場所については、主約款の保険金の請求手続に関する規定を準用します。

第10条（特約の内容変更）

- 1 保険契約者は、第1回介護年金の支払日前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- 2 介護年金の受取人は、第1回介護年金の請求の際、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第11条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、第1回介護年金の支払日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第12条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第13条（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 前項の場合、第1回介護年金の支払日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、介護年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を介護年金の受取人に支払います。

第14条（介護年金の受取人の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 介護年金の受取人が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 介護年金の受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、介護年金の受取人に到達したものとみなします。
- 3 介護年金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、保険契約者、介護年金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第15条（年齢の計算）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 17 条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第 18 条（管轄裁判所）

この特約における介護年金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 19 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

主契約に質権が設定される場合の特則

- 1 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。ただし、介護年金支払に移行した部分を除きます。

主契約に平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）、災害死亡給付特約、傷害特約、配偶者傷害特約または子供傷害特約が付加されている場合の特則

- 1 平準定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、家族収入特約、特定疾病保障終身保険特約、特定疾病保障定期保険特約、高度障害療養加算型家族収入特約（保険料払込中無解約返戻金型）、米国ドル建特定疾病保障終身保険特約（低解約返戻金型）、災害死亡給付特約、傷害特約、配偶者傷害特約または子供傷害特約（以下、本特則において「本特則に定める特約」といいます。）が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の全部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約が解約されたものとして本特則に定める特約は同時に消滅します。
 - (2) 前号の場合、本特則に定める特約の解約返戻金があるときは、別段の申出のない限り、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
- 2 本特則に定める特約が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の一部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の一部が減額されたものとし、同時に支払う本特則に定める特約の解約返戻金があるときは、別段の申出のない限り、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
 - (2) 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、主契約の介護年金支払への移行の際、本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行する旨を申し出ることができます。本号により本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行したときは、本特則に定める特約は解約または減額されたものとして取り扱います。この場合、本特則に定める特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。

主契約に新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約、新医療長期入院特約、新医療通院特約、特定損傷特約、介護特約または先進医療特約が付加されている場合の特則

- 1 新医療保険特約、配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約、新医療成人病特約、新医療女性疾病入院特約、新医療がん特約、配偶者新医療がん特約、新医療入院一時金特約、新医療長期入院特約、新医療通院特約、特定損傷特約、介護特約または先進医療特約（以下、本特則において「本特則に定める特約」といいます。）が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の全部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 主契約の全部が介護年金支払に移行した後の本特則に定める特約の保険料は、主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法のうち保険料を払い込む日において会社を取り扱っている方法により払い込んでください。この場合、主約款の保険料の払込、前納および猶予期間に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法
 - (2) 前号の場合、本特則に定める特約の保険料が猶予期間中に払い込まれないときは、本特則に定める特約は猶

予期間満了日の翌日から将来に向かって解約されたものとします。

- (3) 本特則に定める特約の保険料の払込免除については、主約款（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または保険料払込免除特約が付加された場合は、主約款または疾病障害による保険料払込免除特約条項もしくは保険料払込免除特約条項）の規定を準用します。
 - (4) 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、主契約の介護年金支払への移行の際、本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行する旨を申し出ることができます。本号により本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行したときは、本特則に定める特約は解約または減額されたものとして取り扱います。この場合、本特則に定める特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
- 2 本特則に定める特約が付加されている主契約に介護年金移行特約が付加され、主契約の一部を介護年金支払に移行した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本特則に定める特約は消滅または減額されることなく継続することができるものとします。
 - (2) 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、主契約の介護年金支払への移行の際、本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行する旨を申し出ることができます。本号により本特則に定める特約の全部または一部を介護年金支払に移行したときは、本特則に定める特約は解約または減額されたものとして取り扱います。この場合、本特則に定める特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金とともに基本介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。

積立利率更改型一時払終身保険または積立利率更改型一時払終身保険(23)に付加されている場合の特則

この特約が積立利率更改型一時払終身保険または積立利率更改型一時払終身保険(23)に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（介護年金支払への移行）第1項第1号から第5号を、つぎのとおり読み替えます。

「

- (1) 死亡保険金の支払
- (2) 災害死亡保険金の支払
- (3) 基本保険金額の減額
- (4) 解約

」

- (2) 第3条（通貨）第2項および第3項中、「第1回介護年金の支払日の前日」を「第1回介護年金の支払日」と、「その日の直前のその金融機関の営業日」を「その日の直後に到来するその金融機関の営業日」とそれぞれ読み替えます。

主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則

この特約をリビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合に、リビング・ニーズ特約の特約保険金と、この特約の第1回介護年金の請求を重ねて受けた場合には、この特約の第1回介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の介護年金は支払いません。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則1 請求書類

〔Ⅰ〕 介護年金等の請求の場合

請求項目	手続書類
第1回介護年金	(1) 請求書＊ (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書 または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (6) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意 後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
第2回以後介護年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意 後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (6) 年金証書
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡一時金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任 意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
介護年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 介護年金の受取人の戸籍抄本 (4) 介護年金の受取人の印鑑証明書 (5) 介護年金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意 後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類
による代替を認めることがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
年金の種類の変更	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者または介護年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券

（備考）

1. 前表と同じとします。

附則2 会社所定の要介護状態

対象となる会社所定の要介護状態とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

- (1) 下表の①または②のいずれかが「全部介助または一部介助の状態」に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、
「1項目が全部介助で1項目が全部介助または一部介助の状態」または「3項目が全部介助または一部介助の
状態」に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する
状態

項目	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
① 歩行	立った状態から、5m以上歩行できるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ・必ず車椅子を使用している。 ・寝たきり状態。	つぎのいずれかの状態 ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ・誰かに支えられなければ歩行できない。
② 寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	・何かにつかまっても1人で寝返りができない。	・ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
③ 入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・洗身をすべて介助者が行っている。	つぎのいずれかの状態 ・浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 ・体の一部の洗身を介助者が行っている。
④ 排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	つぎのいずれかの状態 ・常時オムツに依存している。 ・排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	・排せつ後のふき取りが1人でできなかったり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤ 食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
⑥ 衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

(備考)

1 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ一般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー<Alzheimer>病の認知症	F00
血管性認知症	F01
ピック<Pick>病の認知症	F02.0
クロイツフェルト・ヤコブ<Creutzfeldt-Jakob>病の認知症	F02.1
ハンチントン<Huntington>病の認知症	F02.2
パーキンソン<Parkinson>病の認知症	F02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8
詳細不明の認知症	F03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの (F05) 中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1

厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003 年版) 準拠」以後に改訂された厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁―意識の程度は動揺しやすい―に加えて、錯覚・幻覚をともない不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

3 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- | |
|--|
| (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 |
| (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 |
| (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。 |

附則3 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法（平成9年12月17日 法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

附則4 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法第19条（平成9年12月17日 法律第123号）に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分について市町村の認定をいいます。

附則5 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法第28条第2項（平成9年12月17日 法律第123号）に定義される要介護認定の更新をいいます。

附則6 公的介護保険制度の要介護2以上の状態

「公的介護保険制度の要介護2以上の状態」とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日 厚生省令第58号）第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

附則7 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神および行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

遺族年金特約条項 目次

この特約の趣旨

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| 第1条 特約の締結 | 第16条 死亡一時金受取人の代表者 |
| 第2条 年金基金の設定 | 第17条 会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始 |
| 第3条 年金受取人 | 第18条 遺言による死亡一時金受取人の変更 |
| 第4条 年金支払日 | 第19条 年金受取人の住所変更、成年後見等の開始 |
| 第5条 年金の種類 | 第20条 年齢の計算 |
| 第6条 年金額 | 第21条 契約者配当 |
| 第7条 年金および死亡一時金の支払 | 第22条 管轄裁判所 |
| 第8条 年金の分割支払 | 第23条 円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱 |
| 第9条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払 | 第24条 主約款の規定の準用 |
| 第10条 年金の一括支払 | 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則 |
| 第11条 年金または死亡一時金の請求手続 | 別表 請求書類 |
| 第12条 年金支払期間の変更 | |
| 第13条 特約の解約 | |
| 第14条 特約の消滅 | |
| 第14条の2 重大事由による解除 | |
| 第15条 死亡一時金の分割割合 | |

遺族年金特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における死亡保険金、災害死亡保険金および死亡一時金の全部または一部を年金の方法により支払うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金、災害死亡保険金または死亡一時金（以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じる前は主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由が生じた後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約を締結することはできません。
- この特約が保険契約者の申し出により締結された後、次条に定める年金基金の設定の際に、保険金等の受取人が2人以上となっていたときは、それぞれの受取人について別個にこの特約が締結されていたものとみなして取り扱います。
- 主契約の締結後、保険契約者の申し出により、この特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（年金基金の設定）

- この特約が締結されたときは、保険金等の支払事由が生じた時（保険金等の支払事由が生じた後にこの特約が締結されたときはこの特約の締結の時）に、保険金等の全部または一部を充当して年金基金を設定します（年金基金が設定された日を、以下、「年金基金設定日」といいます。）。
- 前項の規定により年金基金が設定されたときは、会社は、年金証書を次条に定める年金受取人に発行します。

第3条（年金受取人）

- この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。
- この特約の年金受取人を前項に定める者以外の者に変更することはできません。

第4条（年金支払日）

- 第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）は、年金基金設定日とします。
- 第2条（年金基金の設定）第1項の規定にかかわらず、前項に定める年金開始日における年金受取人の年齢が会社の定める範囲を超えるとときは、この特約の年金支払期間を短縮します。
- 第2回以後の年金支払日は、年金開始日の年単位の応当日とします。

第5条（年金の種類）

この特約の年金の種類は確定年金とし、年金支払期間はこの特約の締結の際、会社の定める範囲内で、保険契約者（保険金等の支払事由が生じた後にこの特約が締結されるときは年金受取人）が指定するものとします。

第6条（年金額）

- 1 年金額は、年金基金設定日における年金支払期間に基づき、年金基金設定日における会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。
- 2 第2条（年金基金の設定）第1項の規定にかかわらず、前項の規定により計算された年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、この特約による取扱をしません。
- 3 第2条（年金基金の設定）第1項の規定にかかわらず、第1項の規定により計算された年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる保険金等の金額は、年金基金に充当せず、年金開始日に保険金等の受取人に一時に支払います。

第7条（年金および死亡一時金の支払）

- 1 この特約における年金および死亡一時金の支払は、つぎのとおりです。

名称	年金または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
① 年金	年金受取人が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人
② 死亡一時金	年金受取人が年金開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額	死亡一時金受取人

- 2 この特約は、死亡一時金を支払ったときに、消滅します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、死亡一時金受取人の故意により第1項に定める死亡一時金の支払事由に該当したときは、死亡一時金は支払いません。
- 4 第1項に定める死亡一時金については、年金基金設定日以後、年金受取人の生死が不明の場合でも、会社は、年金受取人が死亡したものと認めたときは、死亡したものと取り扱います。
- 5 死亡一時金受取人の故意により第1項に定める死亡一時金の支払事由に該当した場合に、その死亡一時金受取人が死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金の残額を他の死亡一時金受取人に支払います。
- 6 第3項に定める免責事由に該当したことによって死亡一時金を支払わないときは、会社は、第1項により定める死亡一時金の支払額に相当する金額（前項に該当する場合には、支払われない死亡一時金部分に相当する金額）を、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は死亡一時金の支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
- 7 故意に年金受取人を死亡させた者は、前項に定める年金受取人の死亡時の法定相続人としての取扱を受けることができません。
- 8 第6項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第16条（死亡一時金受取人の代表者）ならびに第17条（会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始）第2項から第4項までの規定を準用します。

第8条（年金の分割支払）

- 1 年金基金設定日前に保険契約者から請求があったときまたは年金基金設定日以後年金受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、年金の分割支払をすることができます。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括して年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 3 前項に定める年金受取人の死亡時の法定相続人については、第16条（死亡一時金受取人の代表者）ならびに第17条（会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始）第2項から第4項までの規定を準用します。

第9条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

- 1 第7条（年金および死亡一時金の支払）の規定にかかわらず、死亡一時金受取人は、死亡一時金の支払にかえて、年金支払期間中、継続して年金を受け取ることができます。
- 2 死亡一時金受取人が本条の取扱を請求するときは、別表に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を提出してください。
- 3 第1項の場合、この特約は、年金支払期間が満了した時に消滅します。

第10条（年金の一括支払）

- 1 年金開始日以後、年金受取人は、将来の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価に相当する金額の一括支払を請求することができます。この特約はこの一括支払を行ったときに消滅します。
- 2 年金受取人が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。

第 11 条（年金または死亡一時金の請求手続）

- 1 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、年金受取人または死亡一時金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 年金受取人または死亡一時金受取人は、年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、すみやかに請求書類を提出して、年金または死亡一時金を請求してください。
- 3 前2項に定めるほか、年金または死亡一時金の請求、支払時期および場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の年金、死亡一時金または保険金の請求手続に関する規定を準用します。

第 12 条（年金支払期間の変更）

- 1 保険契約者は、年金基金設定日前であれば、会社所定の取扱範囲（保険契約者が変更を請求した日において会社が取り扱っている範囲とします。）内で、この特約の年金支払期間を変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の取扱を請求するときは、請求書類を提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約の年金支払期間を変更したときは、保険証券に表示します。

第 13 条（特約の解約）

保険契約者は、年金基金設定日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第 14 条（特約の消滅）

主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。

第 14 条の2（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 前項の場合、年金開始日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、年金の一括支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第 15 条（死亡一時金の分割割合）

死亡一時金受取人が2人以上の場合には、死亡一時金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第 16 条（死亡一時金受取人の代表者）

- 1 死亡一時金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第 17 条（会社への通知による死亡一時金受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 2 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人としてします。
- 3 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人としてします。
- 4 前2項の規定により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 5 第1項の通知をするときは、請求書類を会社に提出してください。
- 6 第1項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、年金証券に表示します。
- 7 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 8 死亡一時金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、年金受取人、死亡一時金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第 18 条（遺言による死亡一時金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 2 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 3 本条の場合、前条第2項から第6項までの規定を準用します。

第 19 条（年金受取人の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 年金受取人が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場

所に通知してください。

- 2 年金受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、年金受取人に到達したものとみなします。
- 3 年金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合もしくは任意後見監督人が選任された場合、またはすでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合もしくは任意後見監督人が選任されている場合には、年金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。通知されるべき事項に変更が生じた場合も同じとします。

第 20 条（年齢の計算）

年金受取人の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 21 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 22 条（管轄裁判所）

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 23 条（円により年金および死亡一時金を支払う場合の取扱）

この特約が付加された主契約が円建以外の場合で、この特約の年金および死亡一時金を円により支払う場合には、円支払特約条項の規定により円に換算された保険金等を第 2 条（年金基金の設定）第 1 項の保険金等として、この特約条項の規定を適用して取り扱います。

第 24 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

〔Ⅰ〕 年金・死亡一時金等の請求の場合

請求項目	手続書類
年金 年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書（第1回の年金の場合は不要）
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
年金支払期間の変更	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社への通知による死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
遺言による死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 遺言書 (3) 年金受取人の相続人であることを証する書類 (4) 年金証書

（備考）

1. 前表と同じとします。

指定代理請求特約条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更指定
- 第4条 指定代理請求人等による保険金等の請求
- 第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第6条 特約の解約
- 第7条 主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱
- 第8条 主契約が更新される場合の特則

第9条 無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則

第10条 生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則

第11条 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約(変額個人年金保険用)による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定または変更指定した指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主たる被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、つぎの各号に定めるとおりとします。

- (1) 主たる被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主たる被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- (3) その他、会社の定める保険金等

第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）

1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。

- (1) 主たる被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 主たる被保険者の3親等内の親族
- (3) 主たる被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
- (4) 前3号のほか、主たる被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主たる被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
- (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他、前2号に準じる状態であると会社が認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合

には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。

- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする者）が、請求書類およびその事情の存在を証明する書類を提出し、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 6 前5項に定めるほか、指定代理請求人または第3項に定める保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に際しては、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における保険金等の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主たる被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第8条（主契約が更新される場合の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新または他の保険契約に変更され継続する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、更新日に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は更新されず、更新の取扱に準じて、更新日に会社の定める他の特約または保険契約（以下、「他の特約等」といいます。）に変更され継続するものとします。

第9条（無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当学資保障保険、学資保障保険またはこども保険に付加した場合には、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第10条（生存保障付連生定期保険に付加した場合の特則）

この特約を生存保障付連生定期保険に付加した場合には、第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）第1項各号中「主たる被保険者」とあるのは「第1被保険者」と読み替えます。

第11条（保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるところにより取り扱います。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）」

この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約、年金特約、無配当年金特約、年金特約(O1)、遺族年金特約または遺族年金特約（変額個人年金保険用）（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」

- (2) 第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定および変更指定）」

1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。

- (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
- (2) 年金受取人の3親等内の親族
- (3) 年金受取人と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めた者
- (4) 前3号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、別表4に定める請求書類（以下、「請求書類」といいます。）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

- (3) 第6条（特約の解約）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 年金受取人は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

保険料円入金特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 特約の適用

第3条 保険料円換算額の算出に用いる為替レート

第4条 保険料円換算額の相違

保険料円換算額を定める場合の特則

保険料円入金特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における米国ドル建、ユーロ建または豪ドル建の保険料を円により払い込む取扱いについて定めたものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により、主契約に付加して締結します。

第2条（特約の適用）

この特約を主契約に付加した場合には、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、アメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）建、欧州単一通貨（以下、「ユーロ」といいます。）建またはオーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます。）建の保険料を円に換算した金額（以下、「保険料円換算額」といいます。）により払い込むことができるものとします。

第3条（保険料円換算額の算出に用いる為替レート）

- 1 前条に定める米国ドル建、ユーロ建または豪ドル建の保険料の円への換算には、会社が保険料円換算額を受領する日（以下、「受領日」といいます。また、その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。以下、同じとします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いるものとします。
- 2 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、受領日におけるそれぞれの通貨に対応する対顧客電信売相場（TTS）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上回ることはありません。

第4条（保険料円換算額の相違）

保険契約者が払い込んだ金額と保険料円換算額が相違した場合は、過剰分は保険契約者に払い戻し、不足分については保険契約者より領収するものとします。

保険料円換算額を定める場合の特則

- 1 保険契約者は、この特約を付加した場合に、この特則の適用を申し出ることができます。
- 2 この特則を適用した場合、米国ドル建、ユーロ建、または豪ドル建の保険料および基本保険金額を定めず、保険契約者が払い込んだ金額を保険料円換算額として定めます。
- 3 前項の場合、会社は、第3条（保険料円換算額の算出に用いる為替レート）に定める為替レートを用いて、米国ドル建、ユーロ建、または豪ドル建の保険料および基本保険金額を計算します。

円支払特約条項 目次

この特約の趣旨

第1条 特約の適用

第2条 解約返戻金を支払う場合の取扱

第3条 年金および死亡一時金を支払う場合の取扱

第4条 保険金を支払う場合の取扱

第5条 積立金を支払う場合の取扱

第6条 主約款の規定の準用

円支払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における米国ドル建、ユーロ建または豪ドル建の解約返戻金、年金、保険金、死亡一時金または積立金を円により支払う取扱について定めたものです。

第1条（特約の適用）

- この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）におけるアメリカ合衆国通貨（以下、「米国ドル」といいます。）建、欧州単一通貨（以下、「ユーロ」といいます。）建またはオーストラリア通貨（以下、「豪ドル」といいます。）建の解約返戻金、年金、保険金、死亡一時金または積立金を円により支払う場合に適用します。
- 年金および死亡一時金の円による支払については、第3条（年金および死亡一時金を支払う場合の取扱）第2項の規定により、年金開始日の前日末における積立金額を円に換算して年金額を計算することによって取り扱います。

第2条（解約返戻金を支払う場合の取扱）

- 主契約の解約返戻金（以下、「解約返戻金」といいます。）の請求に際して、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、解約返戻金を円により支払います。
- 円により解約返戻金を支払う場合には、主約款に定める解約日または減額日（以下、「解約日または減額日」といいます。また、これらの日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて解約返戻金を円に換算します。
- 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、解約日または減額日（これらの日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

第3条（年金および死亡一時金を支払う場合の取扱）

- 主契約の年金および死亡一時金（以下、それぞれ「年金」、「死亡一時金」といいます。）について、主契約の年金開始日（以下、「年金開始日」といいます。）の前日までに保険契約者から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、年金および死亡一時金を円により支払います。
- 円により年金および死亡一時金を支払う場合には、年金開始日（その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて年金開始日の前日末における積立金額（主約款の年金開始日の前日における積立金の一時支払の規定により、積立金の一部についての一時支払を選択した場合は、その積立金の一部を除いた金額。）を円に換算し、年金開始日における年金の種類に基づき、年金開始日における会社所定の率および計算方法により年金額を計算します。
- 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、年金開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（TTB）（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。
- 本条の規定により、円による年金の支払を開始した場合、以後、米国ドル、ユーロまたは豪ドルにより年金を支払うことはありません。その後に支払われる死亡一時金についても同じとします。
- 第2項の規定により計算された年金額が会社の定める最低年金額に満たないときまたは会社の定める最高年金額をこえるときに主約款の規定により支払われる積立金については、第5条（積立金を支払う場合の取扱）の規定を準用して、円により支払います。

第4条（保険金を支払う場合の取扱）

- 主契約の死亡保険金受取人から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、主契約の保険金（以下、「保険金」といいます。）を円により支払います。

- 2 円により保険金を支払う場合には、主契約の被保険者が死亡した日（以下、「被保険者の死亡日」といいます。また、その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて保険金を円に換算します。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、被保険者の死亡日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（ＴＴＢ）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

第5条（積立金を支払う場合の取扱）

- 1 保険契約者から申し出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、主約款の、年金開始日の前日における積立金の一時支払の規定または据置期間の再設定が行われなかったことにより年金開始日の前日末における積立金を一時に支払う規定により支払われる主契約の積立金（以下、「積立金」といいます。）を円により支払います。
- 2 円により積立金を支払う場合には、年金開始日（その日が、次項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートを用いて積立金を円に換算します。
- 3 前項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、年金開始日（その日が、会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。）のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（ＴＴＢ）（１日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下回ることはありません。

第6条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

積立金定期引出特約(23)条項 目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 主契約の積立利率
- 第3条 定期引出開始日および定期引出日
- 第4条 定期引出金の支払
- 第5条 定期引出金の請求手続
- 第6条 特約の解約
- 第7条 定期引出額の減額
- 第8条 基本保険金額の減額が行われた場合の取扱

第9条 主約款の規定の準用

第10条 定期引出金を円により支払う場合の特則

第11条 債権者等により保険契約が解約される場合の取扱の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

附則 請求書類

積立金定期引出特約(23)条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結し、主契約の積立金の一部を解約控除および市場価格調整を行うことなく定期的に取り崩し、保険契約者に支払うこと（以下、「定期引出」といいます。）を主要内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は、主契約が積立利率更改型一時払終身保険(23)（円建）、積立利率更改型一時払終身保険(23)（米国ドル建）または積立利率更改型一時払終身保険(23)（豪ドル建）である場合、主契約の締結の際、主契約の保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第2条（主契約の積立利率）

この特約を主契約に付加した場合、主契約の積立利率は、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の積立利率に関する規定にかかわらず、主約款の規定により定まる積立利率から、定期引出に要する率を差し引いた利率とします。

第3条（定期引出開始日および定期引出日）

- 1 定期引出開始日は、主契約の契約日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日^(※1)をいいます。
- 2 定期引出日は、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1回の定期引出日
定期引出開始日
 - (2) 第2回以後の定期引出日
定期引出開始日後の年単位の契約応当日

第3条の用語の意義

- ※1 年単位の契約応当日
毎年、主契約の契約日に対応する日をいいます。年単位の契約応当日のない月の場合には、その月の末日を年単位の契約応当日とします。本条において同じとします。

第4条（定期引出金の支払）

- 1 会社は、定期引出日が到来した場合には、主契約の積立金の一部を取り崩し、定期引出金として保険契約者に支払います。
- 2 第1項の規定により支払われる定期引出金の額（以下、「定期引出額」といいます。）は、主契約の積立利率適用期間ごとに主契約の基本保険金額および第2条（主契約の積立利率）に定める主契約の積立利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。
$$\text{主契約の基本保険金額} \times \text{主契約の積立利率}$$
ただし、定期引出日が、積立利率計算基準日と同日となる場合は、定期引出額は、定期引出日の前日の属する積立利率適用期間における定期引出額とします。
- 3 定期引出金が支払われた場合、支払直後の主契約の積立金額は、支払前の主契約の積立金額から定期引出額を差し引いた金額とします。
- 4 定期引出金が支払われた場合でも、主契約の基本保険金額は減少しません。
- 5 会社は、積立利率計算基準日以後、その日の属する積立利率適用期間にかかる定期引出額を保険契約者に通知します。

第5条（定期引出金の請求手続）

- 1 保険契約者は、定期引出日が到来した場合には、すみやかに附則に定める書類を提出して、定期引出金を請求してください。
- 2 定期引出金は、その請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 3 第2項に定める期限をこえて定期引出金を支払う場合には、第2項に定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて定期引出金を支払います。

第6条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、あらかじめ会社の定める方法により申出の直後に到来する積立利率適用期間満了時をもってこの特約を解約する申出をした場合に限り、この特約を解約することができます。
- 2 第1項の解約が行われた場合でも、会社は、第1項の積立利率適用期間の満了直後に到来する積立利率計算基準日を定期引出日とする定期引出金の支払を行います。

第7条（定期引出額の減額）

定期引出額の減額はできません。^{（補1）}

第7条の補則

補1 第8条（基本保険金額の減額が行われた場合の取扱）の規定により主契約の基本保険金額の減額が行われた場合には、定期引出額は減額されます。

第8条（基本保険金額の減額が行われた場合の取扱）

- 1 主約款の規定により主契約の基本保険金額の減額が行われた場合には、以後、減額後の主契約の基本保険金額に基づき、第4条（定期引出金の支払）第2項に定める方法により、定期引出額を改めます。
- 2 本条の規定により、定期引出額が減額された場合には、減額後の定期引出額を保険証券に表示します。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（定期引出金を円により支払う場合の特則）

- 1 この特約が、積立利率更改型一時払終身保険(23)（米国ドル建）または積立利率更改型一時払終身保険(23)（豪ドル建）に付加され、定期引出金の請求に際して、保険契約者からの申出があった場合には、主約款の通貨に関する規定にかかわらず、定期引出金を円により支払います。
- 2 円により定期引出金を支払う場合には、定期引出日^{（補1）}におけるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートをを用いて定期引出金を円に換算します。
- 3 第2項に定めるそれぞれの通貨に対応する会社所定の為替レートは、会社が指標として指定する金融機関が公示する、定期引出日のそれぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（TTB）^{（*1）}を下まわることはありません。
- 4 本条により、定期引出金の円による支払を開始した場合、以後主契約の通貨により定期引出金を支払うことはありません。

第10条の補則

補1 定期引出日が、第3項に定める会社が指標として指定する金融機関の休業日の場合には、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。本条において同じとします。

第10条の用語の意義

*1 それぞれの通貨に対応する対顧客電信買相場（TTB）
1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

第11条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱の特則）

主約款の債権者等により保険契約が解約される場合の取扱の規定が適用される場合には、主約款第19条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）をつぎのとおり読み替えます。

「第19条（債権者等により保険契約が解約される場合の取扱）

- 1 第17条（解約）の規定のほか、保険契約が債権の担保となっている場合等においては、債権者等^{（*1）}が会社に通知することにより、保険契約の解約を行うことがあります。この債権者等による保険契約の解約は、債権者等からの解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 第1項の解約が通知された場合でも、保険金の受取人がつぎの第(1)号の支払および第(2)号の通知を行ったときは、第1項の解約の効力は生じることなく、保険契約を継続することができます。
(1) 保険契約者の同意を得て、第1項の期間が経過するまでの間に、所定の金額^{（*2）}を債権者等に支払うこと

- (2) 会社に第(1)号の支払を行ったことを通知すること
- 3 第2項の保険金の受取人は、債権者等からの解約の通知の時に、保険契約者以外のつぎの第(1)号から第(3)号までのいずれかの者である場合に限り、
- (1) 保険契約者の親族
 - (2) 被保険者の親族
 - (3) 被保険者本人
- 4 第2項第(2)号の通知をする場合には、第2項の保険金の受取人は請求書類(附則2)を会社に提出してください。
- 5 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の解約の効力が生じるまで、または第2項の規定により解約の効力が生じなくなるまでに、保険金または定期引出金(以下、本条において「保険金等」といいます。)の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべき場合には、会社が支払うべき金額^(※3)の限度で、第2項第(1)号の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を第2項の保険金等の受取人に支払います。
- 6 第5項に定める定期引出金の支払後の第2項第(1)号に定める金額は、解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額から支払った定期引出金^(※4)の金額を差し引いた金額とします。

第19条の用語の意義

※1 債権者等

差押債権者、破産管財人その他保険契約者以外の者で保険契約を解約できる者をいいます。本条において同じとします。

※2 所定の金額

債権者等の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額をいいます。

※3 会社が支払うべき金額

保険金等の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含みます。本条において同じとします。

※4 定期引出金

定期引出金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含みます。

」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

附則 請求書類

請求項目	手続書類
定期引出金	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(備考)

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。

保険証券等の電子化に関する特約条項 目次

第1条 特約の締結

第2条 電子証券

第3条 特約の解約

第4条 特約の消滅

第5条 主約款の規定の準用

保険証券等の電子化に関する特約条項

第1条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の責任開始期後、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申出により主契約に付加して締結します。

第2条（電子証券）

会社は、この特約が付加された場合には、つぎの第(1)号から第(3)号までのとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険証券^(※1)もしくは証書^(※2)（以下、「保険証券等」といいます。）の発行または保険証券等への表示を省略することができます。^(補1)
- (2) 保険証券の発行または保険証券への表示を省略した場合には、会社は、保険契約の内容として電磁的方法により提供した事項（以下、「電子証券」といいます。）を、保険証券の記載事項とみなします。^(補2)
- (3) 保険契約者等^(※3)から申出があった場合には、会社は、すみやかに保険証券等の発行または保険証券等への表示を行います。

第2条の補則

補1 証書の省略については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または主契約に付加されている他の特約（以下、「主特約」といいます。）の特約条項に定めるところにより、証書を発行する時において、主契約または主特約の保険金等の受取人が保険契約者と同一である場合に限りま。

補2 保険契約の内容に変更が生じた場合には、新たに電子証券を提供します。

第2条の用語の意義

- ※1 保険証券
主約款または主特約の特約条項に定める保険証券をいいます。本条において同じとします。
- ※2 証書
年金証書等の主約款または主特約の特約条項に定める証書をいいます。本条において同じとします。
- ※3 保険契約者等
保険契約者のほか、主契約または主特約の保険金等の受取人が保険契約者同一である場合には、主約款または主特約の特約条項に定める保険金等の受取人を含みます。

第3条（特約の解約）

この特約を解約することはできません。

第4条（特約の消滅）

つぎの第(1)号から第(4)号までのいずれかに該当した場合には、この特約は消滅するものとします。

- (1) 主約款の規定により、保険契約者が変更されたとき
- (2) 主約款の規定により、年金開始日以後に年金受取人が変更されたとき
- (3) 主約款の規定により、後継年金受取人が年金受取人の権利および義務を承継したとき
- (4) 主契約が消滅したとき

第5条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます（ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外項目等
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	
・転倒・転落（W00～W19）	
・生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露（W42） ・振動への曝露（W43）
・生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・その他の不慮の窒息（W75～W84）	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・有毒動植物との接触（X20～X29）	
・自然の力への曝露（X30～X39）	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露（X30）（日射病、熱射病など）
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（X52） ・食糧の不足（X53）

分類項目（基本分類コード）		除外項目等
		・水の不足（X54）
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）		
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）		※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）		※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表4 請求書類

〔I〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	手続書類
死亡保険金 特約死亡保険金 家族年金 特約家族年金 災害死亡保険金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本 (6) 家族年金受取人の戸籍抄本 (7) 死亡保険金受取人の印鑑証明書 (8) 家族年金受取人の印鑑証明書 (9) 死亡保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 家族年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (11) 最終の保険料領収証 (12) 保険証券

請求項目	手続書類
高度障害保険金 特約高度障害保険金 高度障害年金 特約高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本 (6) 高度障害年金受取人の戸籍抄本 (7) 障害給付金受取人の戸籍抄本 (8) 高度障害保険金受取人の印鑑証明書 (9) 高度障害年金受取人の印鑑証明書 (10) 障害給付金受取人の印鑑証明書 (11) 高度障害保険金受取人、高度障害年金受取人または障害給付金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (12) 最終の保険料領収証 (13) 保険証券
満期保険金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金の受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金の受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
災害入院給付金 疾病入院給付金 入院初期加算給付金 見舞給付金（入院による場合） 成人病入院給付金 5大生活習慣病入院給付金 女性疾病入院給付金 がん入院給付金 がん治療給付金 がん経過観察給付金 がん診断一時金 上皮内がん診断一時金 入院一時金 長期入院給付金 通院給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害入院給付金を請求する場合に限ります。） (3) 医師の診断書＊ (4) 入院した病院または診療所の入院証明書（通院給付金の場合、通院した病院または診療所の通院証明書）＊ (5) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
手術給付金 手術・放射線治療給付金 骨髄・末梢血幹細胞採取給付金 見舞給付金（手術による場合） 成人病手術給付金 5大生活習慣病手術・放射線治療給付金 がん手術給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 手術または放射線治療を受けた病院または診療所の手術証明書＊ (4) 被保険者の住民票（配偶者新医療保険特約、子供新医療保険特約および配偶者新医療がん特約の場合はその被保険者の戸籍抄本） (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

請求項目	手続書類
特定損傷給付金	(1) 請求書＊ (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類 (3) 医師の診断書＊ (4) 被保険者の住民票 (5) 特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 特定損傷給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
介護年金 特約介護年金 介護給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 介護年金・介護給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 介護年金・介護給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 介護年金・介護給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
死亡給付金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡給付金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 介護保障証書
健康祝金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 健康祝金の受取人の戸籍抄本 (4) 健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5) 健康祝金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 介護保障証書
年金	(1) 請求書＊ (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書
死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
契約者貸付	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

請求項目	手続書類
低解約返戻金型積立利率変動型終身保険および米国ドル建終身保険の生存給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 生存給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 生存給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 生存給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険証券
無事故給付金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票 (3) 給付金の受取人の戸籍抄本 (4) 給付金の受取人の印鑑証明書 (5) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
特定疾病保険金 特約特定疾病保険金	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 特定疾病保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 特定疾病保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 特定疾病保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
保険金等の指定代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合）
保険料払込免除特約による 保険料払込免除・既払込保 険料相当額の支払	(1) 請求書＊ (2) 医師の診断書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限りま す。） (5) 保険契約者の印鑑証明書（既払込保険料相当額の支払を請求する場合に限り ます。） (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を 受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
死亡時支払金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 死亡時支払金の受取人の戸籍抄本 (5) 死亡時支払金の受取人の印鑑証明書 (6) 死亡時支払金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは 任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
被保険者の死亡の報告およ び解約返戻金相当額の支払	(1) 死亡報告書および請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 保険契約者の戸籍抄本 (5) 保険契約者の印鑑証明書 (6) 保険契約者にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見 を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	手続書類
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の年金	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第1回年金の場合のみ） (7) 年金証書（第1回年金の場合は保険証券）
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の死亡一時金	(1) 請求書＊ (2) 医師の死亡診断書または死体検案書＊ (3) 被保険者の住民票 (4) 年金受取人の戸籍抄本 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
米国ドル建年金支払型特殊 養老保険の年金の一括支払	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書

（備考）

1. 上記の書類のうち、＊印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、手続書類の一部もしくは全部の省略を認めることまたは他の書類による代替を認めることがあります。
4. この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。
5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または労働基準法施行規則第42条（遺族補償を受ける者）等に規定する遺族補償を受けるべき者（以下「受給者」といいます。）に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）または高度障害保険金（高度障害年金を含みます。）の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金または高度障害年金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	手続書類
保険契約の復活	(1) 申込書＊ (2) 被保険者についての告知書＊

請求項目	手続書類
契約内容の変更 (1) 保険金額、基準保険金額、基本入院給付金日額または年金額の減額、増額（復旧） (2) 年金月額の変更 (3) 保険料払込方法〈回数〉の変更 (4) 保険期間の変更 (5) 保険料払込期間の変更 (6) 払済保険への変更 (7) 延長定期保険への変更 (8) 生存給付金支払日の変更 (9) 年金開始日の繰上げ・繰下げ	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書＊（会社が特に提出を求めた場合）
会社への通知による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更 会社への通知による後継年金受取人の指定・変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (4) 保険証券または年金証書
遺言による保険金受取人、家族年金受取人、死亡時支払金受取人または死亡一時金受取人の変更	(1) 請求書＊ (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者または年金受取人の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券または年金証書
保険契約者の変更	(1) 請求書＊ (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
年金種類の変更	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
指定代理請求人の変更指定	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票
受取人による保険契約または特約の存続	(1) 請求書＊ (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等による解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類

（備考）

1. 前表と同じとします。被保険者の告知書を要する場合には、会社指定の医師による被保険者の診断を求めることがあります。

別表 10 感染症

「感染症」とは、平成 21 年 3 月 23 日総務省告示第 176 号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、ICD-10（2003 年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80

分類項目	基本分類 コード
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	

(新型コロナウイルス感染症に関する特則)

上記に定めるほか、新型コロナウイルス感染症（ただし、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであり、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。以下、同じとします。）についても、上記に定める感染症に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症のいずれにも該当しないこととなった場合には、この特則は適用されないものとします。

Memo

Memo

Memo

Memo

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ・（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX は不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。



2024年12月版

←当社用



引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

一般のお客さま ^{ミナ ジブ ロック} 0120-37-2269 通話料無料

募集代理店を通じて
ご加入されたお客さま ^{ナンバー ジブ ロック} 0120-78-2269 通話料無料

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）